

残 六石四斗二升四合  
 内 三石二斗一升二合  
 三石二斗一升二合  
 次に百姓甚内の納めたる年貢米金を記す

定納  
 米方  
 金方

甚内

本田

本免五ツ四分成

高十五石一斗五升五合  
 取 八石一斗八升四合

コノ内不作引等ヲ引去ル

残 六石六斗四合

定納

高一石一斗二合

本畑

取 五斗九升五合

高一石一斗三升七合

新田

取 四斗五升五合

四ツ成

内 二斗二升七合

米方

二斗二升八合

金方

高一斗三升

新田

取 三升五合

二ツ七分成

内 一升七合

米方

一升八合

金方

高合十七石五斗二升四合

取

内 六石八斗四升八合

米方

内 一升八合

金方直

五斗九升五合

六斗直金方

二斗四升六合

八斗直金方

一 六石八斗三升

米方

一 四斗一升

口米

一 五斗四升

本途

一 六斗六升

社倉

内五斗五升元

以上

夫役 十五歳以上六十五歳までの男子を徴して河床の浚渫堤防の修理堰普請舟手人足等に使役し大部分は大川の堤防修理に用ゐたり其人員は其年の水害の多少により一定せず各村落より出したる人足は其組より出したる肝煎番其組の肝煎中より出せる世話人なるもの、監督の下に作業に従事せり一人一日の労働に對し社倉米のうちより一升つゝを給與せりと云ふ當時の人民に對しては苛役なりしか如し

猪苗代地方の人足は龜ヶ城及見禰山掃除に従事せしめたり御普請方及肝煎番なる者ありて之を督す其勞働は大川人足などに比すれば其勞逸に少かりき従つて米を給するか如きことなし但し肝煎地首は夫役を免せられたり

次に歩刈粃に關する當時の規定を記して田租徵收上の實際を知るに便す

歩刈粃の事

- 一 一步に付 粃一升八九合より二升 上出来
- 一 同 粃一升五六合 中出来
- 一 同 粃一升二三合 下出来
- 右は御番地上上の土地土作の年如斯一段にては米二石一斗程取候積り
- 一 一步に付 粃一升五六合 上出来
- 一 同 粃一升二三合 中出来
- 一 同 粃一升 下出来
- 右は上の土地大體の出来にて如斯一段にては米一石七斗程取候積り
- 一 一步に付 粃一升三四合 上出来
- 一 同 粃一升一二合 中出来
- 一 同 粃八九合 下出来
- 右は中の土地大體の出来にて如斯一段にて米一石五斗程取候積り

- 一 一步に付 粃一升一二合 上出来
- 一 同 粃八九合 中出来
- 一 同 粃五六合 下出来

右は下の土地大體の出来にて如斯一段にて米一石二斗五升程取候積り  
右之通り毎年の出来地方上中下に應し取石の多少有之候へ共御高の石盛は御郡中一同右定を用ひ上中下地方共に同様に石盛定置き地方の善惡取穀の多少に應し免相に高下致し一村切に百姓の内證に等く相當候様差引仕る義に御座候事

(五) 會津の石高

- 一 高二十三萬石 御朱印高
- 内譯 八萬一千四百八十三石餘 耶麻郡百七十七箇村
- 二萬一千九石餘 猪苗代五十二箇村
- 三萬四千六百五十石餘 稻川領百二十箇村
- 二萬一百十石餘 河沼郡五十八箇村
- 五萬七千五百十六石餘 大沼郡六十三箇村
- 六千二百四十六石餘 安積郡の内五箇村
- 八千五百七十三石餘 小川莊七十一箇村
- 一 高一萬五百八十五石餘 村々改出高

一 高一萬三千八百八十九石餘  
合計二十五萬四千石餘

村々新田高寛文五年  
本田に入る

以上は保科正之拜領當時の石高にして本田新田を合せたるものなり前代よりの新田をは古新田と稱したり

次に参考の爲め加藤嘉明所領當時の石高を示す

一 高四十萬九千五百八斗餘

内譯 二十六萬九千四百四十四石餘

コノ内 八萬四千二百二十七石餘

二萬六百四十石餘

十三萬七百五十一石餘

會津四郡  
耶麻郡の分  
猪苗代の分  
安田、岩瀬、郡の分  
安積、安達

其後石高に増減ありたれば左に相場と共に記す

年次	石高	一分	二付	十兩	二付	一分	二付
寛文二十年	二五四、七〇〇・八二一	一	二〇〇文	七十七			
慶安元年	二五四、八六一・四〇五			七十四			
承應元年	二四二、二九八・九七七			五三			
寛文元年	二四五、二六七・一五三			三七、五			
延寶二年	二六七、五三二・六六一			三五			
貞享元年	二六八、七九九・九四二			六五			

年次	石高	一分	二付	十兩	二付	一分	二付
元祿六年	二七二、九〇二・〇二二	一	二〇〇	五〇			
同十年	二八一、一七一・九二五			三八			
正徳元年	二九一、一六八・三〇六			三七			
享保元年	二九七、一八八・四三七			六四			
元文元年	二九八、一八一・四七九			三五			
寛保元年	三〇三、九三四・〇六九			三一			
延享元年	三〇四、三五一・三九〇			三九			
寶曆十三年	三〇〇、八五八・三八四			四〇			
安永元年	三〇〇、一二五・七〇〇			三八			
天明元年	三〇〇、五一七・一四〇			三五			
寛政五年	三〇〇、二四〇・〇九九			二二			
享和元年	三〇〇、六六七・七八四			三三			
文化七年	三〇一、一二三・四〇四			三九			
同八年	二七一、八八三・三六一			四二			
同十四年	二七二、八三八・九〇〇			三九			
文政十一年	三〇五、四四四・一〇七			三九			

左に會津領に變更ありしことを記す

文久元年五月領地振替あり公儀領(幕領)なる越後國岩船三島魚沼三郡の内高五萬石保科氏に賜はり其代地として安房國朝夷郡及會津河沼耶麻三郡の内八十九箇村高三萬三千七百石餘上地となる此時吉田組にて井岡・鹽眞ケ澤・宮野・梨平・小綱木・大舟澤・山浦・中ノ澤・出戸の十一箇村其中に加へられ公儀領俗となるされと行政上は預役所と稱して一切代官所へ委任せらるる故に私領同様にて従前と異なり

りたる所なかりき

(六) 會津の年貢米收納高及小役金高 附人口

一 天和元年より元祿元年まで八年間の平均

米納 十六萬二千十三俵

金納 二萬四千九百二十二兩

人口 十五萬四千四百九十八人

一 元祿二年より享保十五年まで四十二年間の平均

收納法改正につき米納額増加し金納減したり

米納 二十九萬七千七百二十四俵

金納 一萬三千二百十七兩

人口 十六萬二千五百四十二人

一 享保十六年より寛延三年まで二十二年間の平均

米納 二十九萬五千六百六十二俵

金納 一萬四千七百五十八兩二分

人口 十五萬五十一人

次に享保十七年、寛保三年、明和三年、文化二年の分を擧げて當時の收納高を察するを得しむ  
享保十七年の收納高

米納 三十萬二千六百三十三俵二斗七升餘 四斗

寛保三年の收納高

米納 三十二萬一千五百七十八俵三斗二升餘

金納 一萬二百十兩

錢納 六千七十二貫六十二匁

此年の人口不明

明和三年の收納高

米納 二十七萬四千二百五十二俵餘

金納 一萬五千七百五十兩

錢納 六千九十三貫九百七十四匁

人口 十三萬三千八百六十四人 内男六萬九千八百六十四人  
女六萬四千一人

文化二年の收納高

米納 二十四萬七千五百三十俵三斗八升餘

金納 一萬五千八百三十四兩三分

錢納 六千十三貫八百十七匁

人口 十二萬二千四百四十三人 内男六萬三千六十九人 女五萬九千三百六十四人  
 (七) 本郡の石高 各組の石高は開墾又は平餘地と云ひて荒蕪地を生することありし爲め年により増減あるを免れず左に貞享元年及文政十年の調査を擧ぐ

組名	貞享元年		文政十年	
	本田	新田	本田	新田
熊倉組	九千五百三十七石七斗七升五合	百五十四石九斗一合	九千五百九十九石餘	
小田付組	一萬百六十八石七升五合	三百一石五斗五升四合	一萬三百七十石餘	
小荒井組	一萬六百八十四石九升六合	四百九十八石七斗四升九合	一萬四百六十石餘	
五目組	一萬八百六十四石五升四合	七百四十三石一斗八升三合	一萬六百六十石餘	
慶徳組	一萬七百八十一石九升六合	九百七十一石四斗五升一合	一萬八百六十石餘	
鹽沼組	一萬六百二十九石八斗五升五合	六百四十六石七斗四合	一萬四百四十石餘	
小川組	一萬八十三石六斗六升	一千三十七石二升四合	九千七百三十石餘	
大谷組	一萬二千三百九十石四斗二升二合	一千八百十五石八斗五升八合	一萬三千百二十石餘	
吉田組	一萬二千六百五十五石四升	五百五十八石二升五合	一萬二千七百二十石餘	
川東組	一萬三千二百四十四石一斗三合	二百三十三石五斗七升八合	一萬二千五百三十石餘	

本郡の耕地面積 寛文年中の調査

田 六千三百二十三町三段六畝步餘 下の上  
 畑 三千三百四十町七段七畝步餘 下の下  
 貢は中の下

(八) 耶麻郡組別村名及石高調 文化三年の調査に疑はしきもの及不明なるものは其前後の調査を参考にせり

本郡	町	石高		村
		寛永十九年	文化三年	
猪苗代川東組	新町	一五二・九	一五四・四	新町
	町島田	一五二・九	一五四・四	町島田
	町堤崎	一五二・九	一五四・四	町堤崎
	新町、町島田、町堤崎、共ニ町分ニ合マル	一五二・九	一五四・四	
	新町	五九六・七	一九九	新町
	町島田	四九一・餘	一〇・八	町島田
	町堤崎	九七・一	二二・三	町堤崎
	新町、町島田、町堤崎、共ニ町分ニ合マル	九七・一	二二・三	
	新町	二二九・〇	六〇・八	新町
	町島田	三〇三・一	九四・一	町島田
	町堤崎	三〇三・一	九四・一	町堤崎
	新町、町島田、町堤崎、共ニ町分ニ合マル	三〇三・一	九四・一	
	新町	三四〇・〇	九九・五	新町
	町島田	三二五・四	四一・九	町島田
町堤崎	四一五・六	四二・五	町堤崎	
新町、町島田、町堤崎、共ニ町分ニ合マル	四一五・六	四二・五		
新町	四九四・一	七二・二	新町	
町島田	四九四・一	七二・二	町島田	
町堤崎	四九四・一	七二・二	町堤崎	
新町、町島田、町堤崎、共ニ町分ニ合マル	四九四・一	七二・二		
新町	一一九・三	四一・四	新町	
町島田	四六五・八	一五九・八	町島田	
町堤崎	二〇七・〇	二七・九	町堤崎	
新町、町島田、町堤崎、共ニ町分ニ合マル	二〇七・〇	二七・九		

館津戸野館切窪城田田屋野田谷窪福崎田町

六〇〇	一一六〇	九〇二	四〇〇七	四二四〇	六四四〇	一四八〇	三一八〇	四六一九	一九八九	四一七七	二七七二	四一七三	七四七五	二二一二	六三六四	二五〇六	六三九八	四二七八	九三四三			
一五・一	三一・五	二八・〇	七四・九	四八・八	七五・一	三二・九	八七・五	六八・七	九・八	三三・九	二・三	四九・八	一〇八・六	五六・六	一一三・九	四・七	一九一・四	六六・七	七六〇・七			
二七三〇	四五七〇	二五三〇	一八三〇	五二二〇	四一八〇	八三四〇	一五〇〇	二七三〇	二八〇餘	二五〇〇	二五〇〇	四四九〇	七三八〇	二一一〇	七〇〇〇	二四八〇	八〇三〇	五二七〇	三四三〇	一八九〇	三六八〇	
源	鷹	行	櫻	四	三	新	南	東	西	大	島	堤	釜	烏	蜂	百	谷	下	北	廻	入	
橋	上	新	城	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在	在
淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵

二九七・一	二四七・二	三六三・七	九七・三	三六〇・八	七三九・八	一〇七〇・〇	二二七・〇	五一・四	二二七・〇	五一・四	二二七・〇	五一・四	二二七・〇	五一・四	二二七・〇	五一・四	二二七・〇	五一・四	二二七・〇	五一・四	二二七・〇	五一・四			
五二・六	一九〇・六	二二七・七	二二一・七	二二六・一	一三八・四	四七〇・四	一一五・二	一六二・五	一七九	八六・二	四・一	八三・八	一七九	八六・二	四・一	八三・八	一七九	八六・二	四・一	八三・八	一七九	八六・二	四・一		
二八九・餘	五一八・餘	六四四・餘	五五一・餘	四九二・餘	五〇六・餘	一〇三九・餘	一三三一・餘	二七三・〇	三七〇・餘	六五〇・餘	三五三・餘	四一・餘	一八九六・餘	四一・餘	三五三・餘	六五〇・餘	三七〇・餘	二七三・〇	一〇三九・餘	五〇六・餘	四九二・餘	五五一・餘	六四四・餘	五一八・餘	二八九・餘
曲	新	幸	都	關	壺	山	金	夷	小	松	中	楊	金	蟹	三	布	一	本	大	本	大	本	一	本	
淵	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋
淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵

(大寺ニ合併シテ計算シタルモノ、如シ)

猪苗代川西組

三十八箇村

新田合計

(上下遠田合算シタリ)

小 沼 組

九三〇・五  
一三五七・九  
四三八・四  
四一九・二  
六一七・七  
七二〇・〇  
三〇八・〇

一七二三・一  
八一六・七  
二六二・九  
一八四・三  
三六七・六  
一一一・一  
四三七・四  
三八〇・八  
三七八・三  
三七六・三

六七・五  
四九・五  
二七  
二四〇  
五〇  
五四〇  
三六〇

一三七・六  
六八・一  
三七・六  
八二  
二九・六  
二七・九  
二四・五  
二四・五

新田合計

八九九・〇  
一四二八・〇  
四一七・〇  
四〇二・〇  
五九〇・〇  
七八三・九  
三四七・〇

八四・四  
四八〇・〇  
三九七・〇  
二八八・〇  
四四六・〇  
四一・〇  
一五八・〇  
一八五・〇  
二七五・〇  
一〇二六・〇  
九一五・〇  
六七四・〇  
八三七・二

松崎新田 上原新田 下島新田 別府新田 新田 下川新田 南敷新田 申敷新田 上鹽新田 下鹽新田 小沼新田 常世新田 金川新田 上川新田 中川新田 宮目新田 金目新田

鹽川組

三八九・〇  
二一〇・〇  
三三六・四  
五六三・四  
三三〇・〇  
四五四・九  
六六七・七  
四七二・七  
三八二・二  
五四二・六

二二四・九

二五〇・〇  
二七〇・〇  
五二四・八

六〇・三  
一七  
三七  
二〇七  
二五四  
四四〇  
八二  
一四五  
一六八

二二四

二二二・三  
二二一・一  
四三・六

御神料

新田合計

一九八・〇  
九五〇・〇  
二七三・〇  
三四八・〇  
七五四・〇  
三四一・二  
二五三・〇  
一三七二・餘

五八二・三  
二八二・〇  
三〇〇・〇  
七六九・六  
五三一・〇  
一〇八・〇  
五八二・〇  
七一五・〇  
四〇三・〇  
四七九・〇  
四九三・〇

牛沼新田 西谷新田 東和谷新田 今泉新田 本町新田 土田新田 湯田新田 戶澤新田 上落西新田 下落西新田 赤枝新田 入倉新田 馬場新田 三深新田 竹田新田

本寬永十九年  
新ノ石高  
文化三年ノ石高  
村名

(東西中明村合算)

一〇七九・六	一六三五・九
七六九・三	五一一・五
七八〇・二	五七三・七
七三六・九	六〇四・三
一一四九・九	一〇七六・三
七三三・四	六九〇・二
一四〇〇・五	
九五一・〇	
四八〇・四	
五六〇・一	
六五五・三	
七二二・六	

小田付組

六〇〇・二	六〇〇・九
三七七・七	六・九
一八四・四	四・二
五六一・一	八・三
一〇六・六	七・七
一三七・七	五・二
四四・九	
二四・六	
〇・三	
四・七	
一三四・四	
五・九	

十六箇村

二〇二・〇	九九八・〇
四二五・〇	七二四・〇
八三六・〇	七二〇・〇
四三二・〇	三二〇・六
二六一・〇	一一七三・六
五六〇・〇	四〇〇・七
五五五・〇	一三二・六
一一三四・〇	九〇八・三
六〇二・〇	五〇九・〇
二〇〇・一	五二五・〇
	四九〇・〇
	七五四・〇

東出	京平	高下	源太	上太	下太	入大	中入	關中	下新	新下	下新	一稻
明	吉	木	敷	田	額	澤	付	付	柴	柴	地	堰
林	吉	木	敷	田	額	澤	付	付	柴	柴	地	堰

本 寬 永 十 九 年 新 石 高 田 文 化 三 年 石 高 村 名

二七七・九	一八七・七
八五・六	六八三・九
三一・八	一五五・一
四八四・三	五七九・七
九〇・四	四四〇・〇
三八・八	二九九・五
	四一五・七
	七三二・二

熊倉組

一八・八	一三・四
一九・八	七・〇
一二・三	二・二
五・三	一五・四
三・五	一五・六
四・四	三六・九
五・九	一三七・七
	二七・五

十七箇村

一三五・〇	一五六七・〇
二六七・〇	六三二・〇
一二三・〇	二一七・〇
四六七・〇	五八六・〇
四六七・〇	三九三・〇
一五四・〇	二八八・〇
一七〇・〇	四〇五・〇
一〇九・〇	四五四・〇
九七二・〇	
一七三八・〇	
一二〇四・九	

熊中	三布	堂上	下上	西下	熊中	三布	堂上	下上	西下	熊中	三布	堂上	下上	西下
倉	城	城	城	城	倉	城	城	城	倉	城	城	城	倉	城
倉	城	城	城	倉	城	城	城	倉	城	城	城	倉	城	城



五 目 組

九四三・四  
五六六・五  
二六七・一  
五二七・七  
二二一・九  
二四一・一  
八〇・〇  
一七六・五  
七八七・二  
四九三・〇  
五七六・四

(五目組上三宮村ト合算)  
一〇八〇・〇  
七六七・三  
一七四六・二

二十 六 箇 村

一三三・三  
一〇一・三  
一六一・一  
三九一・一  
三六八・八  
一・二  
〇・八  
〇・九

五九二・二  
二六五・五  
六六二・二  
新田合計  
八七三・〇  
八四四・〇  
八二二・〇  
五二一・〇

七八四・〇  
五三五・〇  
一七二・〇  
一〇三五・〇  
三八三・八  
三二四・〇  
六四・〇  
四七一・〇  
四九二・〇  
一八〇・〇  
二六三・〇  
二二五・〇  
七三八・〇  
三〇二・〇  
三九三・〇  
一三七・〇  
三〇二・〇

五 根 下 長 貝 下 五 根 下 上 鷺 赤 赤 日 黑 野 金 針 上 百 中 山

木 崎 三 谷 三 新 志 邊 田 岩 川 田

尾 沼 宮 地 岸 目 尾 原 中 野 生 屋 澤 川 中 田 田 崎 田 宮 地 岸 目

小 荒 井 組

四八三・九  
七二九・九  
六〇五・五  
一九二・五  
一三二九・四  
四八三・九  
八〇・八  
三四・八  
三九三・六  
三〇六・九  
一三二・一  
六七八・九  
六一三・〇  
一二五・七  
一二五・九  
五六九・一  
九五六・七  
二六〇・八

十 八 箇 村

一五五・九  
二九・八  
〇・四  
三二・四  
二九・二  
一四一・六  
〇・九  
一六五・五  
二一・一  
二七・五

三二・八  
新田合計  
五五九・〇  
六五一・〇  
六一六・〇  
一七一・〇  
五九〇・九

一五六八・〇  
六一八・〇  
三〇・餘  
一二二・〇  
四三四・餘  
四四八・〇  
二八二・〇  
一四二・〇  
七二六・〇  
七七一・〇  
一〇八四・〇  
一五一・〇  
四八〇・〇  
九四九・〇  
三一四・〇

小 村 北 大 高 臺 沖 清 塚 太 高 管 渡 柴 荒 宮 天 下 上

荒 原 松 荒 井 新 新 新 荒 井 新 新 新 荒 井 新 新 荒 井 新 新 荒 井 新 新

分 城 井 井 吉 丸 原 袋 天 島 田 田 田 井 前 澤 崎 崎

本 寬 永 十 九 年 新 石 高 田 文 化 三 年 石 高 村 名

木

四八八・二	四〇〇・〇	九六・〇
四七〇・四	四〇〇・〇	一三四・七
八九六・四	四〇〇・〇	一二六・〇
一八八・六	四〇〇・〇	二六九・四
一四一・二	四〇〇・〇	二七一・八
一一七七・六	四〇〇・〇	五七・一
		二一〇・三
		一一六・七
		二一六・三
		一六八・九
		一一五・三
		一〇二・八

組

一五四・〇	七・一	二八・一
二七五・九	七・一	二八・四
一七一・七	七・一	二六・〇
二九二・六	七・一	八・九
五・一	七・一	六九・四
七九・一	七・一	一九・〇
		三三・二
		三二・五
		一四・一
		一八・七

二十三箇村

新田合計

六八一・〇	一一四・八	一九八・〇
四九二・〇	一一四・八	三三五・〇
三八八・〇	一一四・八	二一六・〇
四八三・〇	一一四・八	二四〇・餘
二〇二・〇	一一四・八	三三五・〇
九三五・〇	一一四・八	二五三・〇
三一一・〇	一一四・八	一一四・〇
三一一・〇	一一四・八	三一五・〇
三三五・〇	一一四・八	一六三・〇
三八五・〇	一一四・八	三三五・〇
二一〇・〇	一一四・八	二一〇・〇
二七六・〇	一一四・八	二七六・〇

大田新山眞見岩畑 木廣館三小寺上下洲河船  
 新田新山眞見岩畑 木廣館三小寺上下洲河船  
 新田新山眞見岩畑 木廣館三小寺上下洲河船  
 新田新山眞見岩畑 木廣館三小寺上下洲河船

木原宮崎木頃澤屋 曾野原岡田原內村林澤引

慶

一〇四五・五	四〇〇・〇	二〇〇・〇
五〇二・二	四〇〇・〇	二七四・八
	四〇〇・〇	一三〇・二
	四〇〇・〇	七二五・〇
	四〇〇・〇	一一八九・三
	四〇〇・〇	六〇三・八
	四〇〇・〇	四四九・二
	四〇〇・〇	一四七四・六
	四〇〇・〇	一四五二・二
	四〇〇・〇	一一一・五
	四〇〇・〇	三三一・二
	四〇〇・〇	六九〇・三
	四〇〇・〇	三五七・九

組

二二・一	二〇〇・〇	五二・四
一・六	二〇〇・〇	二四・五
	二〇〇・〇	三二・六
	二〇〇・〇	七七・五
	二〇〇・〇	三八・一
	二〇〇・〇	三一・七
	二〇〇・〇	五五・六

十八箇村

新田合計

四九五・〇	九四〇・餘	五二八・餘
七一・〇	九四〇・餘	六四五・餘
五一七・〇	九四〇・餘	八四三・餘
六二七・〇	九四〇・餘	一三六九・〇
八九六・〇	九四〇・餘	六三・餘
一四六・〇	九四〇・餘	三八八・〇
二九八・〇	九四〇・餘	二五四・〇
一五〇・七	九四〇・餘	六一八・餘
四三・餘	九四〇・餘	四三一・餘
八二六・餘	九四〇・餘	八二六・餘

岩半五讓中宇栗熱水 綾宮松慶堀能萬鏡赤大  
 岩半五讓中宇栗熱水 綾宮松慶堀能萬鏡赤大  
 岩半五讓中宇栗熱水 綾宮松慶堀能萬鏡赤大  
 岩半五讓中宇栗熱水 綾宮松慶堀能萬鏡赤大

尾一家谷村野澤鹽澤 金家野德田力力召星澤

一〇七・六	一四一・六	八七・一	二八七・五	二二六・〇	一一〇・〇	四九七・四	一〇八・九	一三一・八	九二・八	六九・九	八六・七	一〇三・二	七五・一	二二七・四	三三九・三	七五・七	五七七・四
一八八・〇	一一八・〇	二三七・〇	二四六・〇	二二二・〇	二四五・〇	二〇〇・〇	六五〇・〇	一五九・〇	一六四・〇	二二三・〇	一九九・〇	一一二・〇	一一七・〇	二二三・〇	四〇一・〇	九四・〇	四四一・六
下道新中真小大平新原樟滑瀧柴橋	筒網船	山(棚木山)															高漆戸橋八井黃
町日町町澤木澤明村																	目窟中屋窪谷栗

吉田組

二十八箇村

一六三・二	一三八・〇	四三・〇	四五〇・〇	一一五・〇	八五・一	八一・〇	三九三・七	二六六・四	二〇一・三	三一七・〇	四二〇・〇	四七二・六	二一〇・〇	二二〇・六	一七〇・〇	一五五・〇
三二・五	一四・六									九八・九	一二三・一	一五・八	三・八	一四・三		
西吹萩利大中赤三小大	海									一板沼脊藤賢宮中堂早						
枝屋野田蘆山岩方山谷										戸澤平尻澤谷古反山谷						

大谷組

十七箇村

本 寬 永 十 九 年 新 入 石 高 田  
 文 化 三 年 石 高 田  
 村 名

本 寬 永 十 九 年 新 田 石 高	文化三年ノ石高	村 名
七八・〇	一三九・〇	吉 田
六六・七	九六・〇	向 田
一〇一・五	五九・〇	井 田
六三・三	二二六・〇	杉 山
三〇〇・〇	七三・〇	鹽 出
二五四・九	二五五・〇	中 山
二九九・五	二八〇・〇	山 浦
一八四・〇	二二六・〇	澤 戸
一四一・一	一七三・〇	小 山
一一一・二	一八一・〇	梨 小
七〇・六	一二七・〇	宮 小
一〇四・〇	二六五・〇	極 小
	一六七・四・五	入 屋 野 平 山 浦 澤 戸 村 山 岡 原 田
	右三組ノ新田 合計	

(九) 本郡内に在りし倉庫

猪苗代城内三ノ丸の東北隅に米倉二屋あり川東・川西兩組の米を納むる所  
 山潟村の南に在り此村の米を納む  
 金曲村中に米倉二屋あり一は社會米にして一は本村の米を納む  
 新屋敷の村中に米倉三屋あり一は社會にして二屋は本組の米を納む

下館村中に米倉四屋あり一屋は社會にして三屋は本組の米を納む  
 西館村中に米倉三屋あり一屋は社會にして二屋は本組の米を納む  
 三城潟の村北に米倉三屋あり一屋は社會にして二屋は本組の米を納む  
 大寺村に米倉三屋あり一屋は社會にして二屋は本組の米を納む  
 鹽川村中に米倉二屋村西に三屋あり一屋は社會にして一屋は鹽川組の米を納め一屋は五目組の米を納め一屋は大阪に運漕する米を納む即ち本組五目・慶徳・小荒井・小田付・小沼・熊倉、河沼郡笈川・青津・牛澤・坂下の十一組より出す所の廻米を納む貞享元年本村の肝煎栗村權七と云ふもの請て出羽國最上  
 大石田より許多の人夫を雇來り川筋を普請し船路を開き又大石田より船頭、水主二十餘人を招き船  
 乘を習はしめ此より日橋川を下し巖石急流の間に至れば漕を改めて陸上を運搬し新潟より大阪に達  
 せしむ權七か子孫相續て肝煎を勤め廻米問屋を兼ね  
 落合村中に米倉一屋あり社會なり  
 小沼村西に米倉三屋あり共に社會なり  
 大鹽村中に米倉一屋あり小沼組の米を納む  
 漆村中に米倉一屋あり本村の米を納む  
 宮目村中に米倉一屋あり小沼組の米を納む  
 熊倉村中に米倉三屋あり一屋は社會にして二屋は熊倉組の米を納む  
 太田村中に米倉一屋あり熊倉組の米を納む

入田付村中に米倉一屋あり本村の米を納む  
 關柴村中に米倉一屋あり小田付組の米を納む  
 小荒井村中に米倉一屋あり社倉なり  
 澁井村中に米倉一屋あり小荒井組の米を納む  
 五目村中に米倉三屋あり二屋は社倉にして一屋は五目組の米を納む  
 慶徳村南館跡に米倉あり社倉米と慶徳組の米を納む  
 大澤村中に米倉二屋あり一屋は社倉、一屋は慶徳組の米を納む  
 木曾村の西北五十間に米倉三屋あり二屋は社倉にして一屋は木曾組の米を納む  
 宮古村中に米倉あり木曾組の米を納む  
 大谷村中に米倉あり社倉なり  
 戸中村中に米倉あり社倉なり  
 吉田村北井岡村の境内に米倉あり本村の米を納む  
 平明村中に米倉あり吉田組の米を納む  
 小田付代官所の中に米倉二屋あり一屋は社倉にして一屋は小田付組の米を納む  
 (一〇) 本郡内に在りし寺社領及免田高  
 一 三百四十六石八斗八升七合 土田・土町新田高  
 一 四百八十二石三斗四升三合 御用新田

以上は土津御神料

- 一 五十石 磐梯山 惠日寺
- 一 五十石 護法山 示現寺
- 一 十七石一斗六升八合 上三宮 願成寺
- 一 十五石 猪苗代 磐椅社
- 一 三百四石九斗九合 五十軒足輕給田
- 一 四十六石三斗六升 湯達澤牛右衛門給田
- 一 五十石 楊枝村百姓免許田
- 一 六十石一斗三升四合 郡内社領新田總高

(一一) 社倉米及夫食貸米 社倉米、夫食貸米は共に租税に非るも一般に貸し與へ租税と共に徴收したればこゝに其概要を記す

社倉米の始まりしは保科正之の治世明暦元年よりにて年二割の利米を附して秋期に返済せり  
 夫食貸米は寛文十年より始まり高百石につき社倉米八俵本途米六俵相場米六俵合計二十俵を貸し下けたり社倉米本途米共に二割の利を附し相場米には利子を附せざりき  
 本郡猪苗代川東川西兩組には社倉米八俵相場米十二俵百石にを貸し與へられ本途米の貸下はなかり  
 斯くの如くして得たる利米社倉は大川人足扶持、老養貧人扶持及火災に逢ひたる者に下賜せられたり

其他官用民用に用ゐたるもの、如し若し其年の利米にて残れるものあれば社倉米に増加したるも時には不足したることもありしと云ふ

七 明治維新後の租税

明治の初年には税法舊慣によりしか明治五年二月地所賣買を公許し地券を所有主に下付し同年八月田畑の貢米より雜税米に至るまで金納を許し同六年七月地租改正條令を定め地券調査の上地券記載の地價百分の三を以て地租と定む是に至りて各地の田租輕重ありしもの一定せり尋て明治十年一月を以て地價百分の二箇半を以て地租と定むることに改定せらる其後明治十七年條令の改正あり同二十二年十一月土地臺帳に掲けたる價格を地租條令の地價とするに定めらる

明治三十一年地租條令を改正し同三十二年より三十六年まで市街宅地以外の地租に於て地價千分の八市街宅地に於て地價百分の二箇半を増徴することゝなる是れ所謂戰後經營に際しての増徴なり然るに此増租は明治三十七年より引續き全國に適用せられ明治四十三年三月地租條令中税率及納期を改正せられ以て今日に至れり即ち其税率左の如し

宅地	地價百分の二箇半
田畑	地價百分の四箇半
其他の土地	地價百分の五箇半

現時に於ける地租は明治十年に確定したる地價を基礎として定めたるものなれば今當時の地價算定の方法を左に示さん

地價は收穫米穀を以て基礎とす即ち明治三年より五箇年間の實收穫を積算し備荒の爲め其十分の二

を減し之を五分して毎年の平均收穫石高とし之に石代即ち同上五箇年間の其地方平均石代を乘し之より種、肥料百分の十五を控除し殘高に田方は九分四厘を以て除すれば一箇年分となり之を十倍したる額を地價と定め畑方は前の如く種、肥料百分の十五を控除したる殘高に九分五厘を以て除し之を十倍して畑の地價を定めたり但し畑方は麥を以て石代とせり

地租の算法は收穫米代の内種、肥料を引き去りたる殘額を實とし利子の歩合に百を乘し税率三と村費の一とを加へ法とし法を以て實を除き得る所の數を村入費とし之に三を乘して地租とす

金利は運輸交通の便否堤防水費等の多少を斟酌し最高七歩最低四歩の間を以て定む故に不便の山地は高利なるなり

石代は明治三年より七年までの五箇年收穫平均によりて定め各町村によりて調べ一郡又は狀況近似したる二三郡の市場の五箇年平均米價を以て定む

石代及利子は地方廳に於て之を定め地租改正事務局總裁の認可を得て之を地主に達せり即ち利子は一郡の平均額のみ地方廳より指示し郡内各村の利子は郡總代をして之を評定せしめし地方もあり

收穫は田は米、畑は麥により五箇年間最も豊凶不偏の平年を以て之か目的として調査せり即ち地位等級及村位等級を査定し置き地主よりの收穫申出により各等級毎に各一二箇村を選ひ官吏をして實査せしめ其村々の平均收穫高を算出せしめ之を其村内に類推して一郡及縣の收穫を出したり田地の丈量は明治八九年初めて之を執行し段別を定め番號を附す後明治十八九年の頃地押検査をなして段別を檢査せり

## 第二章 地勢

### 第一節 總說

本郡は東西北の三方に高山峻岳連互し南に大河流れ中央は會津盆地の一部をなし東には中央山脈の連互するあり西部は一般に高地なれば地勢上之を三大部に區畫することを得へし即ち猪苗代地方喜多方地方山三郷地方なり

猪苗代地方は勢梯・吾妻の諸山に倚り猪苗代湖に臨み土地高燥にして肥瘠相半し湖の沿岸には平地多し

喜多方地方は北部は山嶽重疊するも南部は所謂會津盆地の一部にして土地平衍田圃遠く開け地味肥沃灌溉の便多し

山三郷地方は山脈蜿蜒として連り平地少なく肥瘠錯雜し民居は深溪狹谷の地に散在せり

### 第二節 位置、境界、廣袤

一 位置 本郡は福島縣の西北部にして岩代國に屬し北緯三十七度三十四分に起り三十七度四十五分に終り東經百三十九度三十七分に起り百四十度十四分に終る而して郡役所の所在地なる喜多方町字新町は東經百三十九度五十五分、北緯三十七度四十分分に當り海拔七百七尺なり猪苗代町は一千七百六十八尺、新郷村大字三河は四百

一五十一尺

二 境界 東は安達郡に接し吾妻山及石筵峠楊枝峠等を界とす西は越後國東蒲原郡に隣り檜木峠・高森山を界とす南は北會津郡及河沼郡に並ひ日橋川を界とす北は羽前國山形縣南前置賜郡に隣り赤崩山・檜原峠を界とす又西北隅は羽前國南置賜郡及越後國東蒲原郡に連り飯豊山を界とし東北は信夫郡及羽前國南置賜郡に隣り吾妻山及土湯峠を界とし東南は安積郡に接し高森山・陸坂を界とし猪苗代湖の半を限り

三 廣袤 東西四里三町南北六里二十五町面積八十五方里〇二にして其廣袤本縣中第二位に當れり今各町村の面積を擧ぐれば左の如し

町村名	面積	町村名	面積	町村名	面積	町村名	面積
喜多方町	〇・二九	大鹽村	二・八〇	胸形村	一・六四	千里村	〇・四八
松山村	〇・五一	檜原村	一・六五	猪苗代町	二・二七	翁島村	一・三九
上三宮村	一・〇六	熊倉村	一・四一	磐梯村	三・八八	山都村	〇・三二
加納村	四・三八	豐川村	〇・五七	磐保村	〇・一八	小川村	〇・八九
熱鹽村	五・五〇	慶徳村	一・三一	磐瀨村	〇・四六	水幡村	〇・七九
岩月村	三・一五	堂島村	〇・八四	吾妻村	一・三九	山郷村	一・五五
關柴村	一・五五	鹽川町	〇・〇七	長瀨村	一・八二	相川村	〇・六九
北山村	一・六七	姥堂村	〇・四二	月輪村	二・四三	一ノ木村	四・八七
朝倉村	〇・八一	早稻谷村	〇・八二	新郷村	二・一〇	奥川村	六・六六

合計 三町三十三箇村 八五・〇二方里

地目段別左の如し

- (一) 御用地 百二十七町一段四畝二十五步
- (二) 官有地 五萬三千六百九町一段九步
- (三) 民有地 四萬九千九百十三町三段三畝一步
- イ 有租地 四萬八千二百十二町一畝四步
- 内 田 八千四百十三町四段五畝二十五步
- 畑 四千七百五十五町一段二步
- 宅地 二百五十四萬七千二百十九坪
- 山林 三萬八百一町三段六畝二十步
- 原野 三千三百四十九町六畝十七步
- 池沼 四十三町九段四畝六步
- 鑛泉地 十五步
- ロ 免租地 一千七百一町二段一畝二十七步

第三節 山嶽、原野、河流、湖沼、地質及土性、鑛山、鑛泉

一 山嶽 地勢既に上に説く所の如し隨ひて郡内山岳に富み中央の南部を除くの外殆んど丘陵山岳ならざるはなく其名稱勝けて數ふへからず

今其著名なるものを擧ぐれば左の如し

(一) 磐梯山 猪苗代町の西北に聳立せる火山にして北緯三十七度三十六分東經百四十度六分に位し海拔六千九百四十六尺大磐梯・小磐梯噴火の爲め今はなし・湯析山・赤埴山見福・櫛ヶ峯等の群峯より成り會津高原中に巍然として屹立し能く圓錐狀の火山形を具備し白鳳の羽翼を張りしに髣髴し之を西南方より望めは一箇の尖峯にして形富士の英姿に似たるを以て會津富士の稱あり十一月中旬を以て山頂白雪を戴き翌年五月を以て漸く融解す絶頂に石の祠あり磐梯明神を祀る茲に到れば白雲煙霧脚下を疾飛し爽涼の氣膚に迫る晴朗の日四方を眺望すれば眼界の及ふ限り奇勝清絶を極む東方は相馬磐城の海岸より北は羽前の月山・羽黒山等遠く煙靄の中に浮動し西は會津盆地の全景は掌を翳して直瞰し南は猪苗代湖の風景一眸の下に集り且山風常に峭烈なるか故に草木地に蟠屈し又岩間に孤生する等其景の絶佳なる繪畫筆舌の到底及ぶ所にあらず群峯中最高なるを大磐梯とす稍、倒扇形をなして南方に在り大磐梯の東北に聳ゆる高峯を櫛ヶ峯と云ひ峯脊東南に延亙す又西北に在るを湯析山と云ひ西北に延ひて丸森・猫魔山に連る此大磐梯の北々東に小磐梯ありて其高さ大磐梯に亞きたりしも明治二十一年大破裂に際し山體壞頽し反て北に向て開ける一大爆裂火口を現出せり又群峯の間に一箇の凹所あり沼ノ平と稱す斷崖を以て圍繞す是れ即ち一の舊噴火口にして大磐梯及櫛ヶ峯等は正に其火口壁に該當すべきものなり

此山は睡眠火山にして大同年間大に噴出したる後多少の噴煙せしことあるは口碑記録に徴するを得るも大噴火の活動を呈したる確證なかりしか明治二十一年に至りて大爆發をなせり即ち七月十五日



梯山近傍は朝來一點の浮雲なく天空靜肅にして平日に稀なる晴天なりしか朝七時頃より遠雷の如き響聲遙に聞え七時三十分頃に至り稍激しき震動續發し七時四十分頃一層猛烈なる激動と共に磐梯山破從し黒煙柱狀をなして天に冲り山頂より約六百四十米の高さに達せり其轟々たる爆裂の鳴動は百雷の一時に震ふか如く熱灰砂石を降らし天地爲に晦冥となり懐絶の狀を極め黒煙又四方に擴りて其狀傘の如く暫くにして水蒸氣中に混する岩粉は山麓に降落し白晝變して暗夜の如く又水蒸氣は冷氣に遇ひ熱灰と混し泥雨となりて降下し爲に火傷を受けし者少なからざりき破裂の中心は小磐梯にして其山體の大部は破壊飛散し其跡に北方に開ける馬蹄形の噴火口を現出せり岩塊泥土は主として北側に押し出し一部は秋元・細野・雄子澤等の部落を埋没して長瀬川に及び一部は溪谷を下りて川上の部落を埋め又南方に飛散流出したる土石は枇杷澤を下りて三派に分れ一は見禰の部落に達し其大半を埋没せり其被害は實に夥しく長瀬川填塞の爲め所々に流水を瀦溜し檜原・小野川・秋元等の瀦水を形成し又數部落を埋没したる爲め死亡四百六十一人負傷者約七十人其死亡者の多數は岩塊土石の爲に埋没せられたる者多く又墜落せる岩塊に打たれて斃れし者も少なからず其他田畑宅地の害を被むれるものは八十三町歩許なり

山名 古書に病惱山シヤウノウヤマと稱せしことを記するは此山時に震動崩裂して火熱を發し石礫を飛す變異ありし故か又萬代山の説あり地方の俗語に曰く「會津萬代山寶の山よ笹に黄金がなりさがる」と磐梯の音讀により更に好字を命せしのみ又仙道記元和八年には磐臺に作る當山は會津第一の名山なれば會津山と稱し古今人士の詠多し

友則の女の奥の國へまかりけるにつかはしける

君をのみしのふの里へゆくものを會津の山のはるけきやなそ  
 ほくしかけ鹿に會津の山なればはいるにかひあるさつを成りけり  
 枝折りして行かましものを會津山入るよりまどふ道としりせは  
 會津山すそ野の原にともしするほくしに火をそかけ明しける  
 うこきなきみよのためしと久方の雲井にかゝる磐梯の山  
 縁あらはわれまたこんといははしの山の麓とのきよみつのもと  
 かひなしとなになけくらん會津山空にも君かみかけ仰かは  
 夕日影さすかに遠く雲はれて雪のみ白きいははしの山  
 會津山つれなく消えぬ白雪にあらそひかねてちる櫻哉  
 里人のどれとつきせぬさゝ竹に千代をかけたるいははしの山  
 大方はしらてすきぬるくまゝを雪のみせたる磐梯の山  
 名も高きいははし山は天空にのほれる道と見えわたりけり  
 はるかにも其名を聞けどみちのくの會津の山はみんよしもなみ  
 神代よりわたし初めけん陸奥のいははし山はあやにかしこき

法隆寺  
 權律師頼弁  
 保科正之  
 無爲庵  
 二瓶直香  
 吉川惟足  
 西郷近思  
 星曉  
 藤原眞直卿  
 中納言光施卿  
 國禮卿  
 收原直亮  
 釋周都

峻峯兀碑真奇絶 林麓周廻百里列 下有大湖渺々水 倒插六月玲瓏雪  
 會開東奥是奇觀 松島金華望幾般 誰織勢梯風景別 四時帶雪浴清瀾

三峯縹緗香難攀 萬仞丹梯天際盤 莫是群仙游戲會 瑤笙聲在彩雲端 大槻 磐 溪  
 次零二百丈餘風 乍拂雲煙夕日紅 當戶群山望不見 孤峯半入臥窻中 横 田 三 友  
 奇勝千仞與雲齊 影落湖心波色迷 莫是神仙上天跡 層々磐石作階梯 三 島 毅

(二) 飯豊山 岩代耶麻郡越後北蒲原郡東蒲羽前南置の三國に跨れる大山にして蟠踞方十里其東支脈は切合七森赤崩山若王子峯となり稍下りて長峯黒森となる又南支脈は高森出戸の諸峯となり奥川村の西に連互す中峯三國嶽は標高五千三百八十二尺大日嶽は更に百六十尺餘を高くす山上に縣社飯豊山神社を祀る毎年八月に至れば登山參詣する者多し西に越後佐渡北に兩羽の山海を望み天氣晴朗なれば駿河の富士をも遙に西南に望むを得へく其眼界甚た廣しされは嶺頭千秋の雪を戴き七八月頃登山するも其途次櫻を見杜鵑を聽き黃葉を踏み四時の風物一時の佳觀に入る里俗四季の山と稱するも敢て誣言にあらず満山殆んど他木なく五葉松のみ奇石怪巖の下に蟠り萬古の色を改めす西端の絶頂を大日嶽といひ巖巖にして躋攀するもの稀なり朝暮は日暉映發し景象自ら雄大なり但多くは煙靄に隠れ其眞景を見はすこと稀なり

山名 舊記に山容飯を豊に盛るか如きを以て飯豊山と號すとあれど地名辭書には飯豊は名義湯出たけに外ならず山の西面越後國北蒲原郡に屬する地に熱泉あるより之を判知すへしと

西嶺千秋雪 窓含日暮時 伊人賢如玉 皎潔兩相宜 添 川 廉 齋  
 をすまきて風まつかたの遠山に向ふもすし去年の白雪 野 矢 常 方  
 名にしおふ飯豊山の岩ねふみけはしき道に心ゆるすな 西 郷 近 潔

(三) 吾妻山

本郡の東北嶺にして信夫郡及南置賜郡に跨る支峯數十里に互りて満山の景象は能く之を知る者稀なり東を東吾妻といひ中を中吾妻といひ西を西吾妻といふ遠く望めは三山相竝ひ何れを高しと知らされども西吾妻最も高峻なり三山の前後に遠れる諸峯皆吾妻を總號とす雙ひ少なき深山なれば路も通はずた茂林豊草の中に猿聲鹿鳴を聞く極めて幽邃の境なりとす山谷の中に九輪草福壽草あり東は信夫郡に接し(耶麻・信夫・置賜三郡に界するを家形山といひ其南峯を信夫郡にて中吾妻と唱ふ其東に東吾妻あり皆本郡と峯を界す)北は出羽國南置賜郡に界す(西峯を米澤地方にて大日嶽と云ひ其東の山を烏帽子形の吾妻嶽といひ共に其峯を界とす)

中吾妻 酸河野の西北二里二十町 餘頂上まで二里餘あり 東は東吾妻に竝ひ西は西吾妻に對し北は支峯環列し東西の吾妻に續き半腹より下は大抵樹のみ多く茂り頂は雲氣四方に覆ひ陰晴常ならず塵を絶ち俗を離る、幽境なり 中吾妻に關加澤あり溪邊より温泉湧出し煙氣常に絶えず昔は之を吾妻權現の靈場なりとて民の崇信大方ならず毎年七八月の頃諸村より參詣の者少なからず

西吾妻 檜原の東二十町餘に在 檜原湖の東北なる國郡界上の大嶽なり山上は常に風烈く五葉松姫松の類皆地に蟠れり半腹は竹木繁茂し夏日猶殘雪あり東鉢山は東北の衆山の奥一里十八町許に在り頂上まで八町餘其形狀鉢に似たる故名つく此山に登れば羽前國月山を遙に北方に望み朝日嶽を近く西北に見る眺望甚た佳なり

山名 俗説に昔山中に倭武尊を祀れる故に吾妻の名ありといふは牽強附會なり古史に東屋に作る其山形の四阿あしやに似たるに因めるのみ

(四) 高會禰山

大鹽村の北に在り高四千七百六十二尺東北は檜原村に屬し西は入田村に屬す麓

三 河流

本郡の河流は源を北方の山中より發し南流するもの多く唯日橋川は郡の南境を西流せ

(一) 日橋川一に新橋に作る

猪苗代湖より發し西流して河沼郡との界をなしつゝ越後に入り松崎濱に至

名	稱	所屬地名	國有別原高	面積	水利の有無
西ノ入	岩月	岩月村	有別原高	二〇六町	無
六野	檜原	檜原村	同	一九〇	同
小野	同	同	同	一二一	同
黃蘆	同	同	同	九五	同
長峯	梯	梯村	有	八七	同
朴木	柴妻	柴妻村	有	六〇	同
原	野	野村	同	五二	同

二 原野

本郡は原野の大なるものなし今主なるものを左に示さん

三疣	飯國	飯國村	同	五、四五六	一ノ木	八・三〇 ?
鉢伏	同	同	同	五、三三二	同	二・二八 ?
鉢森	同	同	同	五、二六三	同	?
鉢根	同	同	同	五、二〇一	同	?
高曾	同	同	同	四、七六二	同	一・一八
赤地	猪苗	猪苗代町	同	四、七〇九	同	二・〇〇
赤根	苗代	苗代町	同	四、六六三	同	一・一八
川	長瀬	長瀬村	同	四、〇一二	同	一・三一

に數山繞れとも其上に秀出して山勢雄偉なり

(五) 猫魔山 磐梯山の西に聳立する火山にして裾野好く發達して秀麗なる富士形をなし唯東方は磐梯山と相接して稍狭く之を猪苗代湖上より望めは恰も雙子山の如き觀あり其頂上は猫魔千四百三十三三ツ岩千二百八十七巖嶽千二百八十七古城森鹿山等の諸峯相連りて環形をなし一大舊火口の殘壁たるを示す其大さ直徑凡そ二千五百米内方は窪みて平坦の地を作り其中に火口湖雄國沼あり全山草木茂生して岩石の露出少なく又温泉、噴氣孔をも缺き毫も火山作用を留めず踏査未だ遍ねからざるを以て詳細の構造は之を知るに由なきも現時全體の上より觀察すれば標式的單成火山の如き相貌を呈せり

(六) 高森山 奥川村字極入の西に在り二峯相峙つ衆山に秀てたれば名つく此山は岩越の界にて西は越後國蒲原郡實川に屬し東は極入に屬す紫葳を多く産す

(七) 栗森山一に黒森といふ 一ノ木村の東北に在り栗樹多き故名つけしといふ此山の半腹を越えて板澤に行く小徑あり

其他尙高山雄峯と稱すへきもの少なからすと雖今著名なる山岳を表示すれば左の如し

名	稱	所屬地名	高度(海面ヨリ)	登山口ノ地名	山頂へノ里程
飯豐	山	飯豐村	六、九四六	一ノ木	一〇・〇町
西吾	山	西吾村	六、六七九	同	二・二八
東吾	山	東吾村	六、五一六	同	三・一八
中吾	山	中吾村	六、三七〇	同	三・一八
磐梯	山	磐梯村	六、〇〇一	同	四・三五

て日本海に入る此川は會津内の諸流皆之に會し會津第一の大河本邦六十五大川中の一なれば會津川の名あり石高く水深くして徒渉すること難し其間處に隨ひて名を異にす湖より潰走の口を戸ノ口川といひ屈曲して西に向ひ大谷川を容れ大寺の邊に至り日橋川といひ赤枝より下を堂島川といふ此間に大鹽川を容る夫より鶴沼川を合して大川となり田付川橋濁川一ノ戸川を容れ館ノ原に至り只見川と合して揚川赤或は阿賀に作るといふ戸ノ口より此に至る凡そ十里又利田瀧・銚子ノ口等の急灘險峽を経て德澤河沼に至る八里以下は越後國に屬せり

心にもあらてわたりし會津川うき名を水にうつしつるかな(古今六帖)  
小舟こくこよひや星のあひつ川(會津運歌)

あひつ川あひみぬさきにかゝやきの清き心の水の月影

此人にあひつの川の清くすむころの水をけふはむすひつ

會津川ゆく瀬の水のはやければはしからみかけてとむるまもなし

會津川よせし心の水すまは雲井の月にへたてさらまし

すみわたるをりに會津の川波も雲井の月に心よすらむ

そらにかくふみかど見えて會津川下河遠くおつるかりかね(會津八景の一)

末むすふ人もあふかん君か代に會津の川の深きめくみを(會津川落雁)

此川は飛瀑數多ありて舟を上下し難きを以て古來通船工事を起し、こと數回なるも一も成功せしものなし

貫之

心敬僧都

千種有功卿

慈光寺殿實仲卿

雪忠雅

二瓶直中

同

林光賢

讀人不知

元和四年戊午蒲生家の時幕府の鈞命を奉し水路を開くの議ありしかと果さす(舊事雜考)  
享保十四年京都より岡田道幽といふ者來り大工事を起し頗る資費を抛ち盡力せりと雖も落成の功を奏せず半途にて歸る其節の證文左の如し

陸奥國會津領耶麻郡揚川筋舟路之事從西海枝到深戸川瀬嶮難之所々依在之從往古難船通之處今度小笠原左近對談之上難所岩石掘割普請令成就自鹽川至津川揚川通之船往來無滯由普請之主渡部多門達之因其功如別紙副書永不可相違旨中將殿被申付者也仍後證如件

享保十四年己酉十月二十五日

奉行家老連判

京都松原通丁子屋

岡田道幽老

同 吉郎兵衛殿

明和二乙酉年甲州鯨澤海野傳之丞と申者下り鹽川より上野尻村の間爲試船二艘(二十俵積)製造廻米を積下け鹽を積登せたり同三丙戌年又船五艘製造し同く通漕すれと永續せず嘉永時代再三通船の便を開かん爲に大工事を起す兩岸に綱手道として岩を斫らせ石垣を積み道を作る川底の石も轆轤機械大綱を以て水涯に引き寄せ第一に築場を取掃ひ兩三年に涉り工役を續け鯨澤の水主楫取を雇ひ通漕を試み一時騒然たりしも案外の大金を費し之を償ふこと難く艱難苦勞を極めたり而も今に至りて

は水涯に引寄せたる石も轉ひ石垣は崩れ跡形は水の泡と共に消失し唯水流の石に激して舊時不平の聲を聞くに髣髴たり

貞享元年鹽川村の肝煎栗村權七といふ者官に請ひて出羽國最上大石田より許多の人夫を雇ひ來り川筋を普請し船路を開き又大石田より船頭水主二十餘人を招き船乘を土人に習はしめ此より日橋川を降し巖灘急流の間に至れば漕を改めて駄し凡數十數里を経て越後國新潟港に致し以て大阪に達す是より遠近運送の苦なく今に其の利に頼る

山崎新湖址 慶長十六年八月二十一日地震に崩れ川塞りしかは蒲生氏數千の役夫を集めて疏鑿せしか猶本郡七箇村河沼郡十六箇村の地を浸し東西三十五町餘南北二十町餘氾濫して湖水の如くなり是を山崎新湖といふ加藤氏の時に至りて下流を決して水勢漸く半を減せしか寛永八年九月の洪水に再び填塞して水又湛ふ松平家に至りても寛文の頃までは水引かさりしか其後漸々に疏鑿して水道舊に復せり

利田瀧 利田に在り揚川の北岸に大黒岩とて高三十丈許の巨岩の聳えたるありしを慶長十六年の地震に巖折けて流れを塞き高一丈許の大瀧となり鮭鱒の類上ることを得ず因て土人多く網器の利を得たりしか寛永六年瀧を切開きしにより上流の諸村も稍、釣漁の利ありき其後享保年中此瀧を切崩したれども其功成らず今に利田の瀧とて岩石多く急流なり利田瀧の上流西海枝にも一急瀧あり水流石に激して極めて危急なり

銚子口 瀧坂の西なり昔此邊より野尻郷の邊まで水湛へて一大湖となりしか何時の頃にか其水

減して大なる瀧となり後漸々に瀧崩れ水潰えて川流となりきと今兩岸の山上に石紋水すれの如き大石數多あり其水の洩るゝ所を銚子ノ口とて兩岸より怪岩相束ね廣さ僅に八九間に迫り水勢激奔すされは洪水ある毎に必ず水此に支へられ附近の田圃を浸すこと多し

一ノ竿渡 吹屋の南に在り揚川を渡り河沼郡の諸村に至る此邊は兩岸より岩石水中に突出し幅極めて狭ければ一竿にて渡り得る故に名つく水の深さ二十五六尋を下らすといふ

(二) 長瀬川 檜原小野川・秋元の三湖より發し南流して澁谷の東北にて酸川に合し以下専ら酸川といひ長瀬川ともいふ金曲・小平瀨の間を経て猪苗代湖に入る沼尻熱湯の下流を受け味酸く硫黄の氣あり故に此水の灌く所米穀の味あしく又上流には鱒岩魚鱒杜父魚マルタの類多けれども酸川合注しての下流は魚類少なし本川の源は勢梯吾妻・安達の三火山の間に當り古來幾多の崩裂破壊を経たる地なるか殊に近く明治二十一年の勢梯山大破裂の爲め所々に大澗水を生せり又河岸は岩石怪奇變幻を極む一説に曰く本川は檜原小野・小倉小田・中津等の七川の合せし故昔は七瀬川と稱せるを字音轉訛して長瀬川と言ひならはせり

(三) 大鹽川 檜原村高會根山より出つ小鹽川ともいふ萱峠・蘭峠の間を降り大鹽村に至り大鹽川となる怪石競ひ秀て水勢湍急なり西南に流れ鹽川町の北にて姥堂川に會し鹽川の町中を過き日橋川に入る鮭鱒杜父魚の類を産す

(四) 田付川 岩月村字入田付の行無沼又田付沼及大峠・高會根山等の山中より發し南流して喜多方町を貫き豊川村に入り字音井の北にて遠田堰を引きてより下流を式部川といひ堂島村字鎧召の西よ

り橋川といふ字田原の西にて日橋川に入る

(五) 押切川 上流を日中川寺現といひ國境大森穂乳盡山より發するものと野邊澤川と金屋にて合し一條となり南流し慶徳村に至りて濁川に合す本流は元田付川の下流と合して一川たりしか天文五年六月の大洪水の爲め吉志田の東地より押切りて今の如き川となりしを以て名つけしといふ

(六) 濁川 加納村大平沼の下流にして松山村字坂井の南にて押切川を合せ南流して堂島村字田原の西にて日橋川に入る

此川往古は新宮熊野神社の御手洗川にして宮川と唱へし由草書の字ニその二字に近きを以て誤れるか

(七) 一ノ戸川 一ノ木村飯豊山著王子より出て一ノ戸の西南にて早稻谷川を合せ藤澤にて五枚澤川を合せ木曾の東にて宮古川を合せて船岡に至り日橋川に入る岩魚鱒の類を産す

(八) 奥川 奥川村疣岩山より出て西南流して杉山に至り揚川に入る  
以上は郡内稍著名なるものを挙げたれども固より大河長流と稱するに足らず今左に其流域里程を示さん

川名	全川流域里程	水源地名	流末地名
日橋川	十一里十九町	猪苗代湖	山都村
阿賀川	二十里六町	山都村	新郷村
長瀬川	十里十八町	吾妻根	猪苗代湖
大川	六里七町	高曾根	鹽川

四 湖沼 本郡は火山質の山岳多く爲に破裂の際其噴出物の堆積により流水を遮断して成立せる所謂裾野湖多し

(一) 猪苗代湖 本郡及北會津郡安積郡を浸し北の半を限りて本郡に屬す東西三里十一町南北二里五町周廻十六里十九町面積八千九百六十二町步本邦第三に位する大湖なり北方長瀬川南方赤井川北會津郡其他四山の溪流之に注き委口は西北に在りて戸ノ口といひ其水流は即ち日橋川末流阿賀川なり又東方は隧洞を開きて安積郡に疏通す湖水面は海面上約五百十二米會津平野より高きこと約三百米突とす  
本湖は東西南の三方は大古代岩石乃至第三紀層の山脈により圍繞せられ北方は磐梯猫魔の兩火山にて遮られ其形状摺鉢形をなし中央の最も深き所は百米以上あり  
本湖の成因に就きては種々の説ありと雖も大同年間の噴火其勢頗る劇烈にして山峯崩壊し其流出したる泥土は堤をなし諸溪流の水を堰きて湖水を造れるものゝ如し

一説には此湖底は元會津平野の續きなりしを猫魔火山噴出の爲め中断せられ其處に河水を滯溜せしものなるへしと又傳説に曰く大同年間更科月輪の二莊陥没して此湖を成せりと

山嶽湖の三面を圍み澄波鏡の如く遠嶂空に聳え朝夕の變態一ならず實に一方の勝地なり中にも東北

田付川	六里八町	入熱田	堂島村
押切川	五里十一町	大熱田	松山島村
濁川	六里十五町	大熱田	山都村
一ノ戸川	六里十八町	飯答根	川部村
奥川	六里十八町	飯答根	川部村

方は波穩に沙白く曠野多く之に連り眺望殊に勝れ西南方は斷崖突出して水深く松青し方人北岸を稱して北浦と呼び南岸を稱して向浦と呼ぶ西北戸ノ口に近き所に一島あり翁島といふ  
 翁島は戸ノ口の東南凡そ三町に在りて東西二町三十間南北二町餘岩石峙ち雜木生せり島中に祠あり翁明神を祀る相傳ふ昔夫婦の老人ありて久しく此に往す因て之を翁島と名づく  
 本湖の水産中魚族には鯉、鮒、鮭、鱒、鮭、岩魚、鰻、泥鰌、タナゴ、ボヤ、鮫、鮓、カハザイ、カマビシ、蝦等あり水禽には鴈、鴨、鷺等あり殊に鮒は形大きく味最も美にして近江の産に譲らず又近時鮭、鱒等の孵卵場を設けて養魚に従事しあれば將來は一の特産として名を得るに至らん

湖上

閑散會無塵事牽 徜徉也得對湖邊 飽看十六橋頭月 滿袖清風骨欲仙

遊猪湖

松崖沙浦送還迎 萬頃玻璃徹底清 莫是神仙遊息處 煙波洗出小蓬瀛

湖岸途上

秋風千里水 秋色百餘峯 拋此江山好 誰還博萬鐘

湖邊眺望

遠岸連天雲氣重 風搖雨澌水溶々 人間此日具仙骨 當有遊魚化白龍

又

日暖雲晴湖面賒 獨携藜杖倚蒹荷 仰頭貪見風濤遠 不覓笠擔飛卷沙

小笠原勝修

平尾悌五郎

馬島瑞園

横田三友

同人

猪苗代湖

翠巒青嶂四邊連 中關大湖波似煙 萬象森羅倒涵影 玲瓏明鏡落於天

翁島

島點湖心翠陸離 晨昏相對是皇枝 傳言翁媪昔年住 憶否二尊天降時

猪湖賞月

湖上片雲橫 水輪照水明 扁舟如莫賦 風月復無情

猪苗代湖

不用曾斑枝 磬梯上碧天 星河肩外波 雲漢腹中懸

苗代湖洗滌 沖名島瑋瑋 香泉山自煮 極頂吐青煙

猪苗代道中

夕陽湖上路 菅相古祠松 水盡東西館 山分大小峯

有田皆負郭 無寺不聽鐘 未就歸耕計 行歌羨老農

會津湖

さ、浪や打手の濱に出し月を會津の湖にうつしてそみる

平潟の松の出崎は三保の浦富士の高根といははしの山

猪苗代湖

しつみけん昔は知らず影清くやとる波間や月輪の里

三島毅

同人

宮城三平

徐晏波

赤羽松陽

吉川惟足

野矢常方

湖 上 花

咲きそむる花の影さすみつうみのさゝ浪にほふいその朝なき  
猪苗代なる湖を渡りて

永き日もやゝかたふきぬねくらとよからすかさきの夕和の空  
猪湖にあそひて

打むれてたつや翁のしまつ鳥うの浦とほく影そ消えゆく  
同

岩そひて松苔むして仙人の境に似たるなみのうへかな  
見ぬ人になにどかいはんいははしのいなはしろなる湖の空  
大君のひろき恵みに會津のやみつうみ遠くかへる浦舟  
遠けれと限りはみえてよもはみなあをかきやまに籠るうみかな  
大君のみそのうみとならむよのありともしらて湛へそめけむ

磐 湖

湖は暮て夕日のかけなから波にうかへる磐梯の山

(二) 檜原湖 檜原村に在り明治二十一年磐梯火山の爆裂により檜原川の水流噴流したる土石岩塊の爲に遮断せられ河流滯溜溜して生したる新湖にして南北凡そ三里東西凡そ半里地形上より之を分て檜原湖域及雄子澤湖域となすも今は連接して殆ど區別なきに至れり北方の檜原湖域は其水面高距

二瓶直中

西郷近徳

細川春流

小川直餘之

法橋兼栽

森川重賢

片桐嘉則

澁谷光信

七百八十米餘を保ち湖面清瑩鏡の如く往時檜原川の溪谷に繁茂せし森林今は全く湖底に没し湖岸附近の水浅き所に於ては其の梢末往々水面上に出つるを見る南方の雄子澤湖域は岩塊堆積により成生せる圓錐状の小丘屏立して水に瀕す亦之と成因を同うせる小丘は尙ほ波光激瀾鏡の如き水面に碁布星散し島上多く翠松を戴きて千古の色を水に蘸し西方の湖岸は蘆荻僅に生して瀟洒たる浅灘をなしまた一種の風致を具ふ

(三) 秋元湖小野川湖 共に檜原湖の東南に在り檜原湖と同じく磐梯火山の爆裂の爲に大冷水澤小冷水澤中澤小野川等の諸水の堰留められたるものにして檜原湖よりは小なり其景相は湖首の水中の森林湖尾の小群島等一として檜原に彷彿せざるはなし

以上の三湖は皆に景勝の佳なるのみならず湖中に繁殖せる魚屬多くボヤ、鮠、岩魚、鮒、鰈、蝦、泥鰌等の外近年鱒の放養せらるゝあり

(四) 雄國沼 熊倉村の東部猫魔山の西北に在りて南北に稍、長し此沼は舊火山の噴火孔址にして景色頗る佳なり本沼の周圍には舊火口壁屹立す其成生最も古きを以て此近傍には樹木繁茂し環壁も亦水蝕に依て多くは崩壊せられ所々に圓錐状を呈する凸起を遺すのみ其内の最も高き部分を名つけて猫魔山といふ此水は火口壁の北部を決潰し北流して檜原湖に入る

雄國堰は沼の西方小沼峠の半腹を疏鑿し雄國新田の養水とす  
(五) 大平沼 加納村字大平の西に在り慶長十六年の地震に崩れ河流堰留められて生したるものにして寛政年中堤を築き水門を設け旱災に備ふ下流を濁川といふ沼中鮒岩魚等を産す



(六) 行無沼 岩月村字入田付の東に在り層嶮四方を圍み水面鏡の如く佳景の地なり昔此に至る道の左右に雌雄二沼ありて驚波相交り行人往々溺死する者あるにより行無沼とは名けきといふ慶安元年堤を築きて養水とす沼中鮒鯉等の産多し成因は溪間の窪地に水の滯留せる谷湖にして即ち築湖なり今各湖沼の廣袤面積等を左に示す

名 稱	所 屬 地 名	周 圍	面 積	東 西	南 北
猪苗代湖	耶麻安積北會津三郡	十六里十九町	八千九百六十二町	三里十一町	二里五町
檜原湖	原 村	九里三十三町三十間	九百七十八町五畝二十四步	三里	二十町
秋元湖	同	五里二町五十一間	二百七十六町六畝四步	二里	二十町
小野川湖	同	三里二十一町五十四間	百七十二町七畝八步	二里	二十町
雄國沼	倉 村	一里十町三十二間	五十一町九段二畝二十四步	二里	二十町
大平沼	納 村	一里二十二町	五十町	二里	二十町
行無沼	岩 月 村	一里	八町	二里	二十町

五 地質及土性

本郡地域内を構成せる地質は左の數種より成る

(一) 變性岩類

片麻岩 紀

(二) 水成岩類

秩父古生層

第三紀層  
第四紀層

洪積層  
沖積層

(三) 火成岩類

花崗岩  
石英粗面岩  
粒狀安山岩  
輝石安山岩  
玄武岩  
火山岩層  
各岩石の配布

片麻岩 本紀は即ち本邦最古の地層にして郡の東部なる川桁山を中心として其附近なる長瀬川の東岸に於て見ることを得而して此片麻岩は花崗石質片麻岩に屬す

秩父古生層 郡の西北部木幡村と奥川村との境界なる烏屋森山を中心として其東西なる一戸川奥川の上流地方に發育せり

第三期層 郡の大部分を占む即ち東部は猪苗代湖の東岸なる山海關都方面の片麻岩期と相接する

地域を初めとして吾妻山の西南麓より所謂會津平野以外の山地は大抵本紀の岩石より成る吾妻村・翁島村・駒形村・熱鹽村・小川村・新郷村等に在る地土は皆之に含まる本紀に屬する化石は山都より一竿に至る阿賀川沿岸に於て二層の化石ありて巻貝、二枚貝等多量に含まる

第四紀層 別つて二とす古期に屬するものを洪積層と云ひ新らしきを沖積層と呼ぶ本郡内の洪積層に屬する地方は極めて僅少にして熱鹽・加納・山都の諸村の一部に發育するに過ぎず

沖積層は郡の中央部なる喜多方方部一帯の地を占む即ち喜多方町を中心として南は鹽川町より北は熱鹽村に至る所謂會津平野に屬する平坦なる地方は皆この地層より成るものなり

花崗岩 郡の西北部より西部に至る新潟縣の境に發育せり即ち飯盛山を始めとして代塚山・鏡山・高陽山等所謂越後山脈に屬する諸山は皆この花崗岩を以て構成せらる猶この外奥川村の南部阿賀川に臨める地方並に山郷・新郷の境界なる陣ヶ峯以北早稻谷村に互る方面に於て露出するを見る

石英粗面岩 第三紀の噴出にかゝる酸性の火山岩にして郡の北方山形縣との境なる大塚山・飯森山・大峠より大鹽村の北方に聳立せる高曾根山に至る一帯の地方に現はる岩月村内に在る大佛山もこの岩石より成る

粒狀安山岩 其露出極めて少く檜原・岩月兩村の一部に於て僅に見ることを得るのみ

輝石安山岩 新火山を構成せる岩石にして吾妻・安達太郎・磐梯・猫魔等の諸火山を構成す火山岩屑は輝石安山の屑にして是等諸火山の裾野を構成す

玄武岩 熱鹽村の地内に少しく露出せるを見るのみ

附 本郡翁島村大字翁澤及岩月村大字田付に産する陶土は大沼郡本郷町に運はれて陶器製造に用ゐらる

六 鑛山 本郡は地盤の廣闊なる山嶽丘陵の重疊せるを以て郡内到處に鑛脈の存するありて往古より之か採掘をなせり現に採鑛に従事しつゝあるは加納及沼尻の二箇所にして採鑛を休止せるも及採鑛出願中のもの多し

(一) 加納鑛山 加納村字岩尾に在り元岩尾銀山と稱し寛永年間の發見に係り爾來盛に採銀したれども今其狀況を詳にせず維新後に至り幾多の坑主を更め各種の製鍊法を試みしも本山所産の鑛石は所謂黒物と稱する著名の難質物にして容易に其解決を得る能はず概ね休廢の状態に於て経過せり明治三十六年吉田千足東京の亞鉛鑛を採掘し之を海外に輸出することを企圖し翌年より三十八年まで其業を繼續せしも本山の鑛質は純然たる亞鉛鑛にあらずして其實硫化亞鉛硫化鉛硫化銅等の混合物なるを以て寧ろ之を製鍊し金銀を收むるの有利なるを認め神保理學博士渡邊工學博士の實地踏査を経陸中國小坂鑛山と同質なることを知り夫より最新の冶金法に則り之を製鍊することゝなれり

本山の鑛床は火成岩中の交代鑛床に屬し小坂鑛山と全然其成因を一にするものにして之を構成する所の固有鑛物は閃亞鉛鑛重晶石(硫酸重土)及石英粗面岩の不溶解殘物の密雜したるものにして多少の金銀を含有し其色暗黒なるか故に黒物と名つけ歐米にては複雑鑛石と稱するものなり

鑛石の種類は主要なるもの四種あり

第一 銅鑛 特に銅分に富める黒物の一部にして含銅品位優等なり藍青色を帯ふるものと外面紫斑

色をなせるものあり

- 第二 黒鑛 本山主要の複雑硫化鑛物にして其量最も多し
  - 第三 黄鑛 主に黄鐵鑛より成るものにして其量黒鑛に亞く
  - 第四 硅鑛 石英粗面岩の遺骸に少量の黄銅鑛若くは硫化亞鉛鑛を浸潤したるものにて其量多し
- 本山は他山と異なり全山鑛石なるを以て坑道開鑿によらず恰も地上の土石を掘る如く露天掘に依ることを得

現在の鑛業權者は加納鑛山株式會社にして明治三十八年八月を以て組織せらる今明治四十四年末の調査にかゝる鑛區及産額を擧ぐれば左の如し

鑛區坪數 六十四萬五千七百三十坪

鑛産額

金一萬四百四十六匁 銀百三十四萬六千八百四十四匁 銅百二十三萬二千六百三十斤

鉛一萬二千三百二十五斤 亞鉛鑛六十一萬五千四百六貫

近年は良鑛の産出漸次減少し收支價はさる爲め年々事業を縮小しつゝあり

(二) 沼尻硫黄山 吾妻村に在り山は安達郡に跨り本名は東嶽又單に嶽と唱へしを山上に沼ありて其落尻より鑛泉湧出する故沼尻といひ鑛泉の名なりしか何時しか山名にまで唱ふるに至れり本山は活火山にして硫黄に富み古來幾度も噴火せし所なり近くは慶長元年の變と明治三十三年七月に噴火す 本山硫黄採掘の歴史は甚た古きものなりと雖も昔時は簡單なる燒取法によりて製鍊したるものなれば其産額も多量ならざりしを以て休廢あり明治二十一年より細野次郎といへる人新式の蒸氣製鍊を營

みしか明治三十三年七月の噴火後休業し同三十七年に至り山田慎の手に歸し同三十八年四月より採鑛に従事せるも十分の成績を擧ぐるに到らず同三十九年五月岩代硫黄株式會社を組織するに至りしも事業の設計擴大にして多額の費用を要するより大々の計畫の下に一百萬圓の増資を斷行し同四十年四月日本硫黄株式會社と改稱し製鍊法に一大改良を加へたり

地質 本山鑛業地附近の地質は安山岩凝灰岩及火山灰より成り第三期漸新中新兩統間に於ける火山の變動により地層の大部を構成されしもの、如く熔岩噴出し輝石安山岩及凝灰質安山岩として山骨を形成し下底に發達す更に流動して絶頂の輪環屏風岩を殘し現採掘場の下部に到りて停止し之と互層したるを凝灰岩及火山灰とす

山頂沼ノ平は近年の噴火口を存し方百間の摺鉢狀火口は碧水靜に湛へ沼ノ平より白絲瀧附近に至る凹地は昔時噴火の遺跡にして外輪山は方十餘町あり其内部に爆發されし地殻及火山灰は遠く馬立場及製鍊所附近に飛散して現在の圓滑なる山容をなす火口瀨は沼ノ平より此凹地を貫流して湯川の上流をなし河床地熱今尙去り難く發して沼尻温泉を湧出しつゝあり

鑛床 第三期又は夫れ以後に於て生成したる沈澱鑛床及噴氣鑛床にして沼尻鑛床は前者に屬し東西五百尺南北一千尺厚さ五十尺あり稀に見る廣大なる鑛床なり舊噴火口又は噴氣地帯に於て火山泥中に原地沈澱したるか如く現在沼ノ平噴火口に於て此種鑛床の沈澱しあるを見るへし噴氣鑛床は沼ノ平附近に於て殊に多く硫氣瓦斯は岩石中に滲透して鑛床を形成せり

採掘法は露天掘及坑内掘にして沼ノ平は全部露天掘を用ゐる沼尻坑場は坑内掘大部を占め土砂充填機

柱法により豫め全鑛床を二段とし各段毎に三四間つゝ區畫探掘し交互柱を残し最後に柱をも抜き去り下底より掘盡して其跡間は土砂を以て充填支持せしむ鑛床は地表より極めて淺きを以て排水通風等の設備を要せず探掘は從來爆薬を用ひて手掘せしも近來新なる鑿岩機を使用し一段の進境を見るを得たり現時の鑛業權者は日本硫黄株式会社にして明治四十一年四月より開業す今大正五年度の製産額を示せば左の如し

探 鑛 量	一千四百三十二萬九千七百貫
銷 鑛 量	一千三百十萬三千四十九貫
製出硫黄	一萬五千七百七十一噸
粉末硫黄	六百四十二噸二三
二硫化炭素	二十一萬三千四百三十六磅
棒狀硫黄	一千六百四十四噸八八
硫 黃 華	二十三噸四四

(三) 檜原鑛山 檜原村檜原湖の北に在り相傳ふ天正の頃始めて良金出て慶長十年熊野派の修驗中常坊なる者多くの金銀を採掘せしとて金坑中今五十兩といふ字あり一箇月に五十兩の金を出し、所なりといふ又小屋數も千餘ありきといへは其盛況なりしを知らるへしと雖も何時頃にか廢坑に歸せり明治二十年頃より銀の探掘に従事せしか我國貨幣制度の金貨本位となりしより探掘を中止せり

(四) 黒森山 加納村字川西山に在り高さ凡一千百尺往昔盛に採掘せしものにして會津三金山の

一なり天正十九年領主蒲生時代に最も盛大を極め加藤時代に再び多量の産額あり其後保科正之以來探掘し戊辰の戦亂に至りて廢絶せり鑛區面積は五六十萬坪ありて地質は悉く凝灰岩砂岩頁岩盤岩角盤岩の第三紀の岩層を以て構成せり

(五) 戸ノ口陶土山 翁島村字戸ノ口に在り最良の陶土を産す黄白色のもの土といふと赤褐色のもの土といふとの二種あり粘性極めて乏しく耐火性强し前者は胃土大沼郡尾岐村字胃山の産の如く器物の色貌を白色ならしめ且つ除粘劑としての唯一の原料にして坏土に用ゐられ後者は耐火用としての主要なる原料にして匣鉢棚板及ツクの製造に供せらる本郷・福良等の製陶用とす

七 鑛泉 本郡は地勢上鑛泉に富み各所浴槽を設けて浴客の便を圖る者尠からず今左に其主なるものを列記せん

(一) 熱鹽温泉 熱鹽村字熱鹽の村中に在り  
泉 質 食鹽泉 溫度 百二十度

鑛泉は無色透明にして殆ど中性の反應を有し蒸發すれば弱亞兒加里性となる味苦鹹なり泉水一リ一テル中の性分は

一 鹽化那篤留謨	七、八六〇	一 鹽化加爾叟謨	二、五一六
一 鹽化加留謨	〇、〇〇三	一 鹽化麻佃涅叟謨	〇、〇五一
一 硫酸石灰	〇、八五〇	一 碳酸石灰	〇、一四八
一 碳酸亞酸化鐵	〇、〇一七	一 礬 土	〇、〇二三

一 珪 酸 〇、二〇〇 合 計 一一、五六八

右の分析により左の諸症を治癒する效あり

- 一 婦人生殖器病 一 産前産後の虚弱 一 月經不順
- 一 慢性胃腸病 一 肝臟病 一 脾臟病
- 一 腎臟病 一 慢性肺病 一 咽喉加答兒
- 一 喘息 一 僕麻質斯 一 痔疾便秘
- 一 腺病虚弱 一 一般神經病 一 皮膚病
- 一 一般創傷の異狀 一 血行機病 一 一般病後の衰弱

性分效能右の如くなるも古來殊に婦人病に效能ありと言ひ傳ふ又俗に不胎婦は夫妻俱に浴すれば必ず懐胎すとて儲子湯の名世に高し

鑛泉の由來は昔山中の大樹雷火に遭ひ炎々として燃ゆること三日遂に其根底より溫泉迸り出つと後慶長十六年八月二十一日の大地震に溫泉鹽井共に埋没せしか間もなく舊に復せりといふ今参照の爲め和漢三才圖會中より摘載すること左の如し

慈眼寺回祿如車輪火飛空中山木破折石岩震動寺僧恐駭而皆離散密徒無子遺時建長七年四月十四日郡割請師源師亦感神約入而住焉寺有洞窟喬木托根一夕雷雨火起其木爲燼其下穿溫泉湧出神託人曰此山無溫泉是以奉師之沐浴其靈異頗如斯云々

(二) 日中溫泉 熱鹽村字日中の村北日中川の西崖の磧地より湧出する冷泉にして熱度低ければ

沸して之を用ふ

泉 質 弱鹽類泉 温 度 八十四度

鑛泉は弱食鹽泉に屬し無色清澄にして微に鹹味を有し試験紙に中性反應を呈すれども煮沸すれば白沈澱を生し亞爾加里性に變す比重は攝氏十七度に於て一、〇〇四を示す本水一千分中に含める固形物の總量は四、五九六分にして其各成分の分量左の如し

- 一 格魯兒那篤留謨鹽食 二、七九一五 一 碳酸那篤留謨 〇、三三二一
- 一 格魯兒加留謨 〇、〇九四〇 一 硫酸加爾叟謨石 〇、四九〇〇
- 一 碳酸加爾叟謨 〇、五〇六七 一 碳酸麻偏涅叟謨 〇、一〇九二
- 一 珪 酸 〇、〇四三〇 一 遊離及半結合炭酸 微量
- 一 磷 酸 痕跡 一 硼 酸 痕跡 合計 四、三五六五

右の試験成績に據る醫治效用の概略を左に掲ぐ

- 一 慢性粘膜炎加答兒(婦人生殖器)病 一 瘰癧 一 皮 疹
  - 一 僕麻質斯 一 呼吸器諸病
- 定量分析の結果奏效すと認められたる病痾は右の如しと雖も古來實驗の結果特效ありて癒治せし病名を擧ぐれば左の如し
- 前記諸病の外に うちみ、きりきす、骨つき、眼病、腦病、胃病、肺病、せきすゐ、脚氣、喘息痰、りういん、神經病、はれもの、黴毒、瘡毒、淋病、しつ、ひせん等なり

(三) 沼尻温泉 登養村沼尻山の頂より二十町程西に下りて沼より落つる溪流の南岸なる奇岩の下より出つ其の量極めて多し

(四) 中ノ澤温泉 沼尻温泉より一里半餘の西南に在り前記の沼尻温泉より引湯せるものなり 沼尻温泉は噴火區域に在り岩石累々として動もすれば崩壊の虞あり且噴火等の變災を患へて明治十七八年の頃小田井庫太なる者引湯の必要を説き吾妻村有志に圖る所ありしに時恰も磯貝勇次等も此計畫中なりしかは愈實行する事となり其位置を中ノ澤に確定し長瀬村阿部文吾猪苗代町鈴木覺左衛門等の勢援を得樋を埋め橋を架し浴室を建築する等當時既に一千八百餘圓を費し明治十九年工事全く竣工同年六月落成式を舉行するに至れり

此温泉は無色清澄にして著しく硫化水素の臭を放ち收斂性の酸味を有し反應は酸性を徴し鑛泉分類上酸性硫黄泉に屬す比重は攝氏十五度の溫度に於て一、二三に居り溫度は華氏の百二十度にして其一リール中に含有する固形物の總量は一、九四四五にして其主要成分は左の如し

- 一 硫酸 一、三二八八 一 格魯兒 〇、五〇四三 一 珪酸 〇、二二三〇
  - 一 磷酸 痕跡 一 那篤倫 〇、〇八一〇 一 加里 〇、〇二三五
  - 一 加里基 〇、二二八〇 一 麻佃涅矢亞 〇、〇一七三 一 酸化鐵 〇、〇二八〇
  - 一 礬土 〇、三〇〇〇 一 硫化水素 〇、一二七一
- 右の試験成績による醫治效能の概略を列記すれば左の如し
- 一 消化器病 一 便麻質斯 一 疝氣 一 疥癬

- 一 婦人生殖器病 一 火傷創 一 皮膚病等

沼尻温泉に就いては古來數度二本松と爭論せり今寶曆五年の湯垢出入の裁斷書を左に記す

沼尻湯垢出入之裁斷書

一陸奥國安達郡深堀小屋同國耶麻郡白木城村郡境并に温泉湯垢出入裁許之事

深堀小屋より白木城村を相手取温泉湯垢之儀先達訴に付湯垢出入の事に付場所爲見分大屋松之助淺岡彦四郎兩手代差下候上評定所於一座去る酉年令裁許所郡境に拘り候儀其上白木城村より申立候趣も有之に付て今般檢使與野一學天野助次郎差遣令見分所二本松會津領分境之事元祿年中

公儀被仰付候官庫之國繪圖仕立候様雙方の役人認爲取替繪圖を以此度地所へ一々引合埒明候處に深堀小屋申立領分境實に難信用白木城村申立領分元祿之繪圖に全く令符合候扱又論所於沼平前々より硫黄捕候事雙方無據候所尤二本松領主へ往古相渡候小物帳に金五兩二本松硫黄山運上と書載せしを以て深堀小屋より今完納段雖申立其帳面沼平名所不書載殊に深堀小屋持分くろかね山にも硫黄生候場所所有之候得者旁以深堀小屋より嶽山の湯と唱所は二本松嶽嶽の湯共唱へ裏の湯と指所會津領沼尻湯と唱候由官庫の國繪圖にも湯錢は二本松嶽嶽の湯は會津領へ取と計設置候如何様の謂にて會津領之湯錢を二本松へ取來候哉不分明沼尻湯深堀小屋計の支配に極候證據會て無之湯垢は元祿の繪圖面に不書載雙方より湯垢取來候爲證據數通書付指出といへども孰も不足取用に因茲今般相定所安達郡耶麻郡境并二本松會津領分境と元祿繪圖面の通會津領より鐵ヶ城二本松嶽嶽よりくろかね山と唱へ候山の頂上より南へ見通し劔山添之峯通しこしき明神山陰の嶺南西へ見通し夫より船明神東嶺筋南へ

見通し兩郡境并雙方領分境定畢次湯垢取候事無證據にて地所は會津領分に付向後白木城村より湯垢取之湯川普請も白木城村より可致候深堀小屋より一切不可差構尤元祿國繪圖の通湯錢は二本松領小屋錢は會津可取之但沼尻湯泉神社は會津より建置小祠満水の節致流出其後深堀小屋より建置小祠計有之所新社に付先裁許の節取拂之候會津領神社總錄に溫泉神社沼尻に有之旨記載に付沼尻の内白木城村より再興可爲勝手次第候爲後鑑繪圖面領分引黒筋令裏書各加印形雙方へ下授候條永守此旨不可違犯者也

寶曆五亥年十月十日

中山遠江 大橋近江  
大井伊勢 一色周防  
曲淵豊後 依田和泉  
土屋越前 本田長門  
鳥井伊賀 青山因幡  
井上河内

(五) 川上溫泉

磐瀬村の北長瀬川の右岸に在りて清流に臨む

鑛泉は著しく溷濁し狐褐色の沈澱著量有す反應微亞兒加里を呈し一種の微臭を有す味顯著ならず其一リートル中の固形分總量八〇、八六一七五瓦あり其成分概ね左の如し

- 一 格魯兒 多 一 硫酸 中 一 炭酸 著明 一 珪酸 少量
- 一 酸化鐵 多 一 石灰 多 一 那篤倫 著明 一 加里 微

右の性状成績なるを以て本泉は弱鹽類泉なりとす其の之を應用すへき疾病種類は概ね左の如し

- 一 各種の慢性俱麻質斯 一 俱麻質斯性の筋肉の攣縮
- 一 慢性の痛風 一 諸痲衝或は創傷後の滲出物
- 一 組織肥大 例之は慢性肋膜炎 一 子宮周圍蜂窠織炎
- 一 神經機亢盛の諸症 一 各種の神經痲痺 一 ヒポコンデリー
- 一 歇私的里 一 婦人生殖器の慢性諸症 一 慢性皮膚病等

(六) 磐梯溫泉 磐梯山の噴火口の近くに在りて上中及新湯の三湯あり上ノ湯は硫酸泉にして中ノ湯及新湯は硫黃泉に屬せり

上ノ湯の鑛泉は僅微の溷濁を帶ひたる微亞兒加里の水にして硫化水素の臭氣を放ち味收斂性にして鑛味あり其一リートル中に含有する固形分量は一、一五六五瓦にして其成分概ね左の如し

- 一 格魯兒 最多 一 硫酸 多 一 炭酸 少 一 石灰 多
- 一 苦土 多 一 鐵 少 一 亞鉛化鐵 反應強し
- 一 酸化鐵 反應弱し 一 加里那篤倫 著明

右の性状成績なるを以て本泉は含鐵硫酸泉に屬するものとす其醫治效能左の如し

- 一 貧血病 一 貧血性 一 消化不良及慢性下痢 一 月經不調
- 一 比卜昆垚里歇私的里の諸症 一 恢復期の遲緩なる者
- 一 一般神經病 一 未だ月經を見ざる婦人の憂鬱病等

此磐梯温泉の由来に付落合村肝煎鈴木四郎右衛門より書上げし古文書を左に示す

此温泉は土津大明神様御入國の節被爲聞召御鷹狩の御序に保科民部様御登山被遊候而穿土御入湯御座候處甚名湯にて相應被遊候旨上聞に被達候得者御慈悲第一之殿様にて地下之者病氣に候共早速醫療及兼ね又は貴賤に不限藥用にて不治温泉にて快氣致候者も有之其上御入國の砌温泉出候儀可爲御吉事取立候様被仰出候得共御入國の節にて所々の御普請に付人夫過分に費候事御厭被遊自力にて取立候者有之は可申付旨御郡中へ御觸御座候處深山と申し殊に別段の高山其上過分造作相加り候儀故御受申上候者無御座候處私六代以前の祖父四郎右衛門乍恐  
大明神様 御高慮を難有奉感心私普請可仕旨御受申上正保三戊年二千餘人の人夫取かけ湯坪小屋場湯道等に至るまで嶮路を平け温泉神まで始て勸請致成就仕候に付御上様へ可差上旨御披露申上候得者

大明神様被聞召 御高慮に相叶郡中難人多く自力にて計別段の高山に大普請致殊に温泉神まで初て祝建永久御國の御調法爲萬民致候段稀なる奇特者に候依之爲御褒美永々右の場所被下置可爲温泉司名字帶刀子々孫々まで御許可被仰出被下置今に湯繁昌仕難有仕合に奉存候  
磐梯山下の温泉も

正保三年殿様より私六代以前祖父鈴木四郎右衛門に被下置上湯下湯兩所支配仕湯小屋普請仕候處承應二年巳七月九日四郎右衛門嫡男權四郎早世仕悴九才にて自然と内證不如意に罷成り下の湯手入相及兼ね差置申候得共代々私持前に御座候寛政三亥年に雄子澤木地小屋の者共右の下の湯木地小屋ま

て引下度旨達て願ひ申候に付私方より右の趣願出候得者同年巳六月廿三日濱崎郡役所へ私并檜原檢斷松本又次右衛門同所肝煎東條孫右衛門被召出磐梯山下の湯雄子澤木地小屋へ引度旨落合村鈴木四郎右衛門願出候則任願候旨被仰付其節御書物私宅へ御渡被下置候其文書私所持罷在候

肝煎

鈴木 四郎 右衛門

(七) 西久保温泉 翁島村大字磐根に在り東南北の三面は田圃又は人家に接し西は山野に連る鑛泉は土中より湧出し無色清澄にして少しく臭氣を有し味幾んどなく反應は微弱のアルカリ性を呈す其成分は左の如し

- 一 硫化水素 ○、二二三瓦
- 一 格魯兒 中量
- 一 硫酸 痕跡
- 一 ナトロン 著明
- 一 珪酸、鐵、礬土、加里 極少量
- 一 固形分 ○、四五

醫療效能は眼病、腫物、疥癬等によろし

(八) 押立温泉 磐梯山の西南麓に在り翁島村に屬す上下二湯あり下ノ湯を一名鷺ノ湯ともいふ上ノ湯鑛泉は僅微の濁濁を帯ひたる微亞兒加里水にして硫化水素の臭氣を放ち味收斂性にして鑛味あり其一リートル中に含有する固形分全量は一、一五瓦にして其成分概ね左の如し

- 一 格魯兒 最多
- 一 硫酸 多
- 一 炭酸 少
- 一 石灰 多
- 一 苦土 多
- 一 鐵 少 (亞酸化鐵反應強し 酸化鐵反應弱し)
- 一 加里那篤倫 著明



湧出温度 二十七度

右の性状成績なるを以て本泉は含鐵酸泉に屬するものとす其醫治效能左の如し

- 一 貧血病 一 貧血性 一 消化不良及慢性下痢
- 一 比卜昆埜里歇私的里の諸症 一 一般神經病
- 一 未だ月經を見ざる婦人の憂鬱病等

湧出量 一日 六百四十九石

下ノ湯鑛泉は無色透明にして微に冷涼鑛味あり反應微弱の酸性を呈し蒸散の後亞爾加里性となる其成分左の如し

- 一 炭酸 〇、六五 一 格魯兒 多 一 硫黃 多 一 珪酸 少
- 一 礬土 僅 一 鐵 少 一 石灰 少 一 苦土 少
- 一 那篤倫加里 僅 固形分全量 一、一五
- 温度 攝氏 二十七度二

右の性状成績により醫治效能を列記すれば左の如し

- 一 貧血病 一 貧血性消化不良及慢性下痢
- 一 比卜昆埜里歇私的里の諸症 一 恢復期の遅緩なる者
- 一 一般神經病 一 月經不調 一 未だ月經を見ざる婦人の憂鬱病
- 湧出量 一日 二百五十九石二斗

往古一獵夫あり出て、此地<sup>押</sup>に遊ふ適、水邊を一羽の鷺ありて飛はず獵夫怪み近づき見れば脚部に負傷し之を浸し居れり獵夫惻隱の心を起し之を銃せさりき此の如きもの數日傷癒え始めて飛ひ去れり獵夫その泉を汲み來り之に浴するに果して效あり之より此名世に聞えたり下ノ湯是なり

(九) 横向温泉 吾妻村字酸川野の東北岩弓川の上流なる岩間より湧出す中下の二湯あり

中ノ湯鑛泉は無色澄明にして反應微弱の酸性を呈す含鐵炭酸泉にして其成分效能左の如し

成分

- 一 格魯兒 少量 一 硫酸 僅微 一 炭酸 多量 一 珪酸 少量
- 一 亞酸化鐵及酸化鐵 少量 一 礬土 少量 一 石灰 多量
- 一 苦土 少量 一 加里 僅微 一 那篤倫 著明

效能

- 一 貧血症 一 痔疾 一 消化不良 一 胃痛 一 神經痛
- 一 一般婦人病 一 脚氣 一 咳喘

下ノ湯鑛泉は少しく白色を帯ひ含鐵炭酸泉なり其成分及醫治效能左の如し

成分

- 一 炭酸 多量 一 格魯兒 僅微 一 硫酸 痕跡 一 珪酸 少量
- 一 鐵 少量 一 礬土 僅微 一 石灰 少量 一 苦土 僅微
- 一 那篤倫 著名 一 加里 僅微

效能

一 胃病  
 一 子宮病  
 (二〇) 磐梯山噴火口温泉 磐梯山噴火口中より湧出す  
 鑛泉は白濁し著しく酸性の反應を呈す收斂性にして稍苦味あり一リール中に含有する成分左の如し  
 一 痰  
 一 疝氣  
 一 座骨神經  
 一 健麻質斯

- 一 硫化水素
- 一 硫酸亞酸化鐵
- 一 苦土
- 一 硫酸礬土
- 一 硫酸那篤留謨
- 一 硫化那篤留謨
- 一 硫酸加里
- 一 硫酸石灰
- 一 珪酸

右の成績に徴し醫治效能左の如し

- 一 慢性皮膚病及微毒
- 一 慢性健麻質斯
- 一 月經不順
- 一 打撲切創
- 一 腎臟病
- (一一) 日橋温泉 磐梯村字大寺の取上右に在り
- 泉質 炭酸泉
- 温度 攝氏 二十七度
- 一 痔疾
- 一 神經痛
- 一 慢性咽喉加答兒
- 一 中風
- 一 膀胱加答兒
- 一 淋病
- 一 子宮及卵巢炎
- 一 慢性氣管支加答兒
- 一 肝臟病
- 一 血行機諸病等
- 一 疝氣
- 一 火傷
- 一 慢性胃腸病
- 一 眼病

鑛泉は殆ど無色澄明にして反應微々酸性を呈す微々甘味と收斂性を有す其蒸發殘渣は強酸性を呈す其成分左の如し

- 一 格魯兒 少
- 一 硫酸 中
- 一 苦土 少
- 一 礬土 少
- 一 酸化鐵 少
- 一 加里那篤倫 著名
- 一 磷酸 微少
- 一 珪酸 微
- 一 石灰 中

右の性状成績なるを以て其應用すへき諸症概ね左の如し

(一) 劑性粘液漏及慢性加答兒  
 (二) 大鹽鑛泉 大鹽は村内到處鹽泉湧出し其主なるもの十四箇所にして最も多量に噴出するものは大鹽川の北大橋の側に在る俗に翁湯・嬭湯と唱へ桃黄色を帯ひ鹽泉桶を溢れて流れ出つ甚しき鹹味を有し酸性反應を呈して蒸散すればアルカリ性となる泉水一リール中定量法によりて試験せる主成分は左の如し

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 食鹽       | 一六、四五四〇 | 鹽化加里    | 〇、〇一五〇  |
| 鹽化マグネシウム | 〇、五六三〇  | 鹽化カルシウム | 〇、九二五〇  |
| 硫酸石灰     | 一、〇〇二〇  | 炭酸亞酸化鐵  | 〇、〇四九三  |
| 炭酸石灰     | 〇、六五六〇  | 珪酸      | 〇、〇五〇三  |
| 礬土       | 〇、〇二九八  | 合計      | 一九、八四〇四 |
| 遊離及半化合炭酸 | 〇、三一五〇  | 固形分全量   | 二〇、〇二一〇 |

(百八十度に乾燥せるもの)

溫度 攝氏 三十九度八分

華氏 百三度六分 (氣温三十二度の時)

本泉は内服外浴共に應用すへしと雖も過量の食鹽を含有すれば清水を加へて稀薄になし適宜之を用ふれば效驗確かに顯著なるへしと其應用すへき諸症は消化不良、慢性腸胃加答兒、食思缺乏、胃壁弛緩、常習便秘、腸管弛緩、肝臟病、脾臟、腫脹及腺病、多血病、肥汗病、慢性氣管支加答兒、咽喉頭加答兒、肋膜滲出物、子宮腫脹、骨の系諸病、慢性滲出物水脈腺腫、慢性の子宮炎卵巢炎、攝護腺炎、乳腺炎等有效なり又皮膚病には頗る效あり

猶二箇所より湧出する鹽泉量の概算は一晝夜即ち二十四時間内に五百四十石となる一箇所よりは一分間に七升五合一箇所よりは六升八合の湧出なり又其鹽水量一升より十二匁の食鹽を精製するとせば一日に六百四十八匁多くなる

本泉は往古は専ら入浴に供せしものゝ如きも藩政の頃には主として食鹽を製し藩用に供したり古記によれば毎年五百俵宛を上納せしと  
平田理學士の説に

大鹽村は地勢第二期と第三期との交又層なるか如し山鹽は流動體となりて數箇所に湧出し皆同一種のものなり湧出地生成は上部は第三期の砂岩層を以て掩ひ其下部は第二期岩にして其湧出含鹽水は上下岩層の間より流出し晝夜滾々たり然して其湧出量に至つては一晝夜凡そ五百石内外とす地勢の狀況につきて考ふるに第二第三合層の所は一帶の潮流ありて火山脈の作用に依り沸湧するものにして其熱度の攝氏三十七八度の低下を示すは湧出途中水脈と相合し冷水の和合の爲にして其水源は必

す百度以上の熱度あるものと確信せり以上の成績に依て調ふれば此山鹽水は永世不盡なるものゝ如しと (大鹽郷土誌)

### 第三章 氣候

本郡は東西北の三面は山嶽連互し地勢自ら東西中の三部に分れ土地の高低を異にす従つて寒暑の差甚しく山地氣候と稱すへく郡内數里を隔つる東西の兩地及中央の地に於て著しき差異あり即ち喜多方部平郷の地は會津平野と異なることなく山三郷方部は山地にして花候農務喜多方部よりは稍、遅く猪苗代方部は地勢高く風烈く前二方部よりは二十日餘の差あり

一 寒暑推移の狀況 本郡各方部を通して最寒の月は一、二月極暑の月は七、八月にして昨大正六年に於ける各部の溫度及起日を示せば左の如し

區	別	喜	多	方	方	部	猪	苗	代	方	部
最低氣温	一月	八四、五	(三十一日)				八七、〇	(六日)			
最高氣温	七月	八一、五	(二日)				八五、〇	(二日)			
	八月	三八、五	(十九日)				三九、三	(十一日)			
		三六、二	(一日)				三四、五	(十二日)			

又一年中に於て溫度の最も急昇するは四月にして最も劇降するは十一月なりとす

年 別	午前十時ニ於ケル平均氣温											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正元年	0.6	2.8	4.7	11.9	15.6	20.7	23.6	25.5	20.0	14.1	7.1	2.8
同 二 年	1.1	1.5	3.5	11.0	15.3	20.2	23.3	25.7	18.7	11.7	5.2	0.2
同 三 年	0.9	2.6	4.9	11.3	15.9	20.4	23.8	25.8	19.7	11.4	5.7	0.2
同 四 年	1.0	1.1	3.1	10.0	15.5	20.7	23.8	25.5	19.5	11.1	5.3	0.2
同 五 年	1.1	2.5	4.1	10.7	15.9	20.8	23.9	25.8	19.6	11.2	5.4	0.2
同 六 年	0.7	2.6	4.7	11.1	16.0	21.0	24.0	26.0	19.8	11.3	5.5	0.2

五 氣象觀測表

今郡内各觀測所に於ける觀測成績を表示すれば左の如し

年 別	雪		霜	
	終日	初日	終日	初日
大正元年	四月九日	十一月二十九日	四月三十日	十月二十五日
同 二 年	四月一日	十一月二十三日	四月二十六日	十一月二十三日
同 三 年	四月七日	十一月四日	四月二十九日	十月三十日
同 四 年	四月九日	十一月三十日	?	十月二十八日
同 五 年	四月九日	十一月三十日	五月九日	十一月十日
同 六 年	三月二十七日	十一月六日		十一月十日

今最近の霜雪の始終を擧ぐれば左の如し  
降雪は高山を別とし平地に就きて見れば近年は十一月下旬に始まり十月に降ることなく四月上旬に終はる

二 寒暑の動物に及せる影響

寒暑の推移は稍順次的にして甚しき急激の變化を見されは毎年一、二、三月及十二月の四箇月を除くの外各種の農作物の栽培に適す蜜柑枇杷等の如き暖地に適するものは結實せず唐林檎の如き寒地に適するものは漸く結實す

開花は普通喜多方部は四月上旬山三郷部は四月中旬猪苗代部は四月下旬とす

季禽の去來は氣候の變化激しき四月及十一月の前後に在り

三 季節風常風暴風竝地震 本郡の季節風の方向は春は西、夏は南東、秋は南方又は南西、冬は西にして常風は西なり

暴風は八、九月の頃東南より來るを常とし非常の大害を及ぼすことあり又西北より來ることあれども害を及ぼすこと少し

地震は主に斷層地震にして年々數十回の多きに達するも概ね微弱にして水平動多し

四 雨量及霜雪 本郡の雨量最も多きは六、七、八月にして少きは四、五、十月なりとす雪は十二及一、二月に積ること多し

置霜の終始は年によりて前後あり一定せざるも概ね十月下旬に始まり五月上旬に終る其前後に置くこと稀なり

年 別	最高ノ極氣溫					
	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年
猪喜	猪喜	猪喜	猪喜	猪喜	猪喜	猪喜
一月	八〇	九〇	一〇〇	一〇五	一一〇	一一五
二月	一〇〇	一〇五	一一〇	一一五	一二〇	一二五
三月	一二〇	一二五	一三〇	一三五	一四〇	一四五
四月	一五〇	一五五	一六〇	一六五	一七〇	一七五
五月	一八〇	一八五	一九〇	一九五	二〇〇	二〇五
六月	二一〇	二一五	二二〇	二二五	二三〇	二三五
七月	二四〇	二四五	二五〇	二五五	二六〇	二六五
八月	二七〇	二七五	二八〇	二八五	二九〇	二九五
九月	三〇〇	三〇五	三一〇	三一五	三二〇	三二五
十月	三三〇	三三五	三四〇	三四五	三五〇	三五五
十一月	三六〇	三六五	三七〇	三七五	三八〇	三八五
十二月	三九〇	三九五	四〇〇	四〇五	四一〇	四一五

年 別	最高ノ極氣溫			
	三年	四年	五年	六年
猪喜	猪喜	猪喜	猪喜	猪喜
一月	九二	九三	九四	九五
二月	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五
三月	一二二	一二三	一二四	一二五
四月	一四二	一四三	一四四	一四五
五月	一六二	一六三	一六四	一六五
六月	一九二	一九三	一九四	一九五
七月	二二二	二二三	二二四	二二五
八月	二五二	二五三	二五四	二五五
九月	二八二	二八三	二八四	二八五
十月	三一二	三一三	三一四	三一五
十一月	三四二	三四三	三四四	三四五
十二月	三六二	三六三	三六四	三六五

年 別	每月最低ノ平均氣溫	
	大正元年	二年
猪喜	猪喜	猪喜
一月	九三	九四
二月	一〇三	一〇四
三月	一二三	一二四
四月	一四三	一四四
五月	一六三	一六四
六月	一九三	一九四
七月	二二三	二二四
八月	二五三	二五四
九月	二八三	二八四
十月	三一三	三一四
十一月	三四三	三四四
十二月	三六三	三六四

年 別	每月最高ノ平均氣溫					
	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年
猪喜	猪喜	猪喜	猪喜	猪喜	猪喜	猪喜
一月	四〇	四一	四二	四三	四四	四五
二月	七〇	七一	七二	七三	七四	七五
三月	八九	九〇	九一	九二	九三	九四
四月	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二
五月	二〇七	二〇八	二〇九	二一〇	二一一	二一二
六月	二四九	二五〇	二五一	二五二	二五三	二五四
七月	二七五	二七六	二七七	二七八	二七九	二八〇
八月	三〇九	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇
九月	三三六	三三七	三三八	三三九	三四〇	三四一
十月	三八九	三九〇	三九一	三九二	三九三	三九四
十一月	四〇〇	四〇一	四〇二	四〇三	四〇四	四〇五
十二月	四一六	四一七	四一八	四一九	四二〇	四二一

年別	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	
猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜
一月	七八	七六	九四	七四	六三	六三	
二月	七三	六七	五七	六二	七二	六二	
三月	六九	六五	六五	七〇	七二	六九	
四月	四九	四九	七一	六二	五二	五二	
五月	五六	六一	六〇	五九	五二	六二	
六月	七四	七九	六二	六三	六二	六八	
七月	四〇	四二	六九	五二	六四	六二	
八月	五九	五五	六三	四二	七二	六三	
九月	八一	八二	六八	六九	七五	五二	
十月	七五	七四	七九	七四	七二	六八	
十一月	七八	七三	六〇	五八	六六	六二	
十二月	七六	八八	七三	七一	六八	八二	

年別	同三年	同四年	同五年	同六年
猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜
一月	西	西	西	西
二月	西	西	西	西
三月	西	西	西	西
四月	西	西	西	西
五月	西	西	西	西
六月	西	西	西	西
七月	西	西	南	西
八月	西	西	南	西
九月	西	西	北	西
十月	西	西	西	西
十一月	西	西	西	西
十二月	西	西	西	西

年別	大正元年	二年
猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜
一月	西	西
二月	西	西
三月	西	西
四月	西	西
五月	西	西
六月	西	西
七月	西	西
八月	西	西
九月	西	西
十月	西	西
十一月	西	西
十二月	西	西

年別	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年
猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜
一月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
二月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
三月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
四月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
五月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
六月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
七月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
八月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
九月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
十月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
十一月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八
十二月	九〇	八八	八八	八八	八八	八八

年 別	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年
猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜
一月	二一	一	一	四	二	三五〇
二月	二二	六	一	一	一	五四八
三月	四五	四	三	四	五	三四五
四月	一七	七	七	五	二	〇一四
五月	八九	八	二	九	七	六三六
六月	一三	一	一	三	四	四三七
七月	一	一	四	一	六	一四五四
八月	六	七	八	八	一	六一五
九月	一	一	一	一	一	一二五
十月	二五	二	二	二	二	二三三
十一月	二	二	二	二	二	四一〇
十二月	二	一	一	一	一	三一五

年 別	三年	四年	五年	六年
猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜
一月	二五	二	七	〇
二月	四五	六	八	一
三月	八五	八	〇	一
四月	三四	二	二	二
五月	二三	三	三	四
六月	一二	五	一	二
七月	四四	一	四	四
八月	一三	〇	三	二
九月	三二	九	五	四
十月	三四	二	二	三
十一月	四二	〇	二	〇
十二月	二九	四	三	二

年 別	大正元年	二年
猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜
一月	二一	二六
二月	二四	一四
三月	一七	二三
四月	一七	二二
五月	一四	一五
六月	一六	一五
七月	一八	一七
八月	一七	〇一
九月	一九	一一
十月	二三	一六
十一月	二二	一四
十二月	二一	二七

年 別	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年
猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜	猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜猪喜
一月	九五	二五〇	九四一	一〇五二	六八〇	三六八
二月	七七	二九	三二	四二	五〇	七二
三月	一〇	一六	八	九	六	一
四月	七	八	七	六	五	四
五月	六	五	四	三	二	一
六月	一〇	一四	一八	二二	二六	三〇
七月	三	五	七	九	一二	一五
八月	三	四	五	六	七	八
九月	二	三	四	五	六	七
十月	六	八	一〇	一二	一四	一六
十一月	一	二	三	四	五	六
十二月	一	二	三	四	五	六

### 第四章 生 物

本郡の地たる山嶽あり原野あり河川あり湖沼亦少なからされは茲に棲息する動物茲に生有する植物は其數頗る多く其全部を記するは煩はし故に主なるものゝみを記載することゝせり

#### 観 測 方 法

- 一 毎日の観測は午前十時の一回とす
- 一 温度は魏テ攝氏の度を用ゆ其氷點下を表はすには其數を百より減したる餘數を掲げて氷點下を示す(例へば氷點下一度五分なるときは九八、五と記するか如し)
- 一 風向は十六方位により最多方位を掲ぐ
- 一 雲量は十分數によりて示し天氣は雲量二以下を快晴とし八以上を曇天とす
- 一 降水量は耗を用る雨雪霰等の水量にして前日午前十時より當日午前十時に至る間の量を以て當日の分とす

年 別	降 水 日 數											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正元年	二二	二一	一七	一六	一五	一二	一六	一九	一七	二〇	一三	二〇
同 二 年	二二	一〇	二二	一五	一五	一三	一〇	一三	二〇	二〇	一九	二〇
同 三 年	二二	二〇	二二	一五	一五	一三	一〇	一三	二〇	二〇	一九	二〇
同 四 年	二二	二六	二五	一六	一三	一七	一六	一六	二〇	二〇	二一	一九
同 五 年	二八	二六	二五	一六	一三	一七	一六	一六	二〇	二〇	二一	一九
同 六 年	一七	一九	一七	一二	一六	一八	九	一四	一八	二〇	二三	二九
同 六 年	一九〇	一九五	一九九	九七	七四	二六	五八	九五	二八	二〇	二九	三六

#### 尙一ノ木に於ける降水量及降水日數を左に示す

年 別	曇 天 日 數											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正元年	一八	一〇	七	一〇	一〇	一〇	一四	一四	一六	一三	一七	二〇
同 二 年	一八	一〇	七	一〇	一〇	一〇	一四	一四	一六	一三	一七	二〇
同 三 年	一八	一〇	七	一〇	一〇	一〇	一四	一四	一六	一三	一七	二〇
同 四 年	一八	一〇	七	一〇	一〇	一〇	一四	一四	一六	一三	一七	二〇
同 五 年	一八	一〇	七	一〇	一〇	一〇	一四	一四	一六	一三	一七	二〇
同 六 年	一八	一〇	七	一〇	一〇	一〇	一四	一四	一六	一三	一七	二〇
同 六 年	一九〇	一九五	一九九	九七	七四	二六	五八	九五	二八	二〇	二九	三六

#### 降 水 量

年 別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正元年	一六二	二四六	一七四	一〇三	六九	一五〇	五〇	二〇	二九	五三	五八	一〇
同 二 年	一六二	二四六	一七四	一〇三	六九	一五〇	五〇	二〇	二九	五三	五八	一〇
同 三 年	一六二	二四六	一七四	一〇三	六九	一五〇	五〇	二〇	二九	五三	五八	一〇
同 四 年	一六二	二四六	一七四	一〇三	六九	一五〇	五〇	二〇	二九	五三	五八	一〇
同 五 年	一六二	二四六	一七四	一〇三	六九	一五〇	五〇	二〇	二九	五三	五八	一〇
同 六 年	一六二	二四六	一七四	一〇三	六九	一五〇	五〇	二〇	二九	五三	五八	一〇
同 六 年	一九〇	一九五	一九九	九七	七四	二六	五八	九五	二八	二〇	二九	三六



第一節 動物

一 獸類

(1) 有益なるもの

馬 牛 猫 犬 豚 かはほり

(2) 有害なるもの

家鼠 野鼠 栗鼠 狐 いたち むぐら

(3) 山野に棲息するもの

熊 猿 兎 ひじな てん まみ

二 鳥類

(1) 有益なるもの

にはどり あひる がてう あどり いすか うそ うぐひす かも きじ やまどり きつ  
つき くひな しぎ せきれい つばめ つぐみ はと ひばり ひは ひたき ふくろみ  
そさとい もす よたか るり めじろ とび よしきり きくいたゞき こがら ほゞじろ  
四十雀 五十雀 やまがら ほゞぎす かくこう みゞづく こゝろさぎ おしかも こが  
もう

(2) 有害なるもの

三 魚類

雀 鳥 かはらご かはせみ

(1) 養魚

こひ きんぎよ(池) 鱒(湖)

(2) 自然魚

ふな ぞぢやう はえ ぼや かじか いはな たなご めだか やまべ あゆ なまづ う  
なぎ かまびし とげうを やつめうなき はちうを かはざい

四 蟲類

(1) 爬蟲類

とかげ やもり かなへび やまかゞし まむし しまへび あをだいしやう つちむぐり

(2) 兩棲類

あかゞへる とのさまがへる あまがへる ひきがへる かじか ゐもり

(3) 節足動物

(イ) 有益なるもの

かひこ みつばち えび うすばかげろふ かげろふ かまきり くさかげろふ てんどう  
むし とんぼ やんま

(ロ) 有害なるもの

- (4) 環節動物
  - か あぶ いへはへ だに はち むかで 螟蟲 うんか いなご ありまき けむしく
  - はしやくとり こほろき にせてんどうむし てふ ねきりむし まつけむし やすで
- (5) 軟體動物
  - みゝす やまひる うまひる 水ひる
  - たにし かたつむり しどみ なめくち ごぶ貝 びな

第二節 植物

一 食用類

(1) 穀物類

稻 麥 大豆 小豆 粟 黍 稗 たうもろこし そば

(2) 蔬菜類

だいこん にんじん ごぼう かぶ ねぎ いも じゃがいも ながいも くきたち へらな  
 はくさい たまな さんとうな みつな しんぎく しそ めうが しゃうが きうり な  
 す とうなす すぬくわ さゞげ まくわうり ゑんごう くわゐ れんこん ゆり らつき  
 よう をかひじき にんにく せり ちよろぎ たうがらし しろうり ゆふがほ へちま  
 いら さつまいも なづな みつば うご わさび ふき わらび せんまい たで あかざ

(3) 果物類

じゆんさい みづな(水菜)

柿 梅 桃 梨 栗 林檎 まるめろ あんず すもも みざくら かやのみ なつめ すぐ  
 り さくろ はたんきやう くるみ にはうめ いてふ ぐみ ぶどう

(4) 菌類

まつだけ しめぢ しゝたけ はつだけ ひらたけ なめこ きくらげ しひたけ せんぼん  
 しめぢ さまつたけ とびたけ まひたけ かのこだけ むきたけ わかい

二 工業用類

(1) 木材用

杉 松 桐 栗 樅 樺 山毛樺 ほゝのき くるみ かき さくら うるし 七葉樹 くは  
 檜 落葉松 かつら

(2) 製造原料

かうぞ からむし あさ うるし 白楊 竹 三椶 藍

三 薬用類

にんじん 除蟲菊 はくか ぢぎたりし けし しやくやく げんのしょうこ すぬかつら  
 さくろ なたばみ くさのわう おもたか ききやう たうやく

四 有毒類

きんぼうけ きつねのぼたん ごくうつぎ ごくせり くさのわう たがらし うまのあしか  
た どりかぶと ごくだみ ひがんばな てんなんしやう さはきさやう

五 高山植物 本郡に産する高山植物は彼の信州の所謂日本アルプスの諸山岳には及ばざれども  
尙ほ植物學研究に値する種類少からず其珍とすへきものには飯豊山に産するくるまゆり、むしどりす  
みれ、磐梯山に産するばんだいきのり、いぶきじやかうさう等あり今飯豊山・吾妻山・磐梯山の三山につ  
きて主なるものを舉ぐれば左の如し

飯豊山に産するもの

- 菊科 きんくるま やまはここ みやまかうぞりな みやまうすきさう しろばなにがな
- 桔梗科 ちしまぎさやう つりがねにんじん ひめしやじん たにぎさやう
- 車前科 はくさんおほぼこ
- 敗醬科 はくさんをみなへし
- 狸藻科 むしどりすみれ
- 玄蔘科 くがいさう おほぼみぞほづき よつばしほがま みやままゝこな みやまこごめぐさ  
えぞしほがま
- 龍膽科 みやまりんだう おやまのりんだう いはいてふ
- 山茱萸科 ごせんたちばな
- 櫻草科 なんきんこざくら つまどりさう

石南科 こけもゝ しろばなのこめつゝじ はなひりのき つがざくら くらまめのき いはなし

こめばつがざくら しらたまのき ほつゝじ あをのつがざくら みねすわう うらしまつゝじ

岩梅科 いはうめ いはかゞみ

繖形科 しらねにんじん いぶきせり

堇菜科 あふひすみれ きばなのこばのつめ

槭樹科 みねかへで

衛矛科 くらづる

冬青科 くらそよご

岩高蘭科 がんかうらん

牻牛兒科 はんさんふうろ

萱科 いはわうぎ おやまのゑんどう

薔薇科 みやまきんばい いはきんばい こがねいちご ちんぐるま まるばしもつけ ひめへびい

ちご しろばなのへびいちご やまぶきしやうま みやまだんこんさう

毛茛科 しらねあふひ みやまはんしやうづる もみぢからまつ みやまきんぼうげ はくさんいち

げ みつばわうれん

虎耳草科 づだやくし だいもんじさう くらくもさう うめばちさう あらしぐさ

景天科 はまべんけい

茅膏菜科 まうせんごけ

十字花科 たねつけばな

石竹科 のみのふすま たかねつめくさ えぞふすま しらねがんび

蓼科 いたごり おほいたごり すひば むかごらのを

蕁麻科 むかごいらぐさ

樺木科 やしやぶし

楊柳科 みやまやなぎ

蘭科 しゆすらん たかねちごり しらねちごり こいちえふらん はくさんちごり やまごき

う きそちごり

百合科 あをやぎさう ちしませきしやう ねばりのぎらん いはしやうぶ くるまゆり まひづる

さう こばいけさう たうきばうし たけしまらん ゆきざさ きんこうくわ しやうじやうばか

ま せんていくわ

燈心草科 みやますゞめのひえ えぞほそゐ みやまぬかばしさう

天南星科 みづばせを

莎草科 いときんすげ みのぼろすげ

禾本科 ひめのかりやす みやまぬかば うしのはぐさ みやまのかりやす こめすゞき ぬまがや

石松科 ひかげのかつら あすひかづら

水龍骨科 みやまわらび しのおいので みやまめしだ

吾妻山に産するもの

蘭科 きそちごり のびねちごり こけいらん こふたばらん うちようらん

石南科 いはなし こけもゝ つかざくら いそつゝじ こめばつかざくら くるまめのさ うらじ

ろえうらく みねすわう あかもの しろもの

菊科 ふくわうさう

繖形科 しらねにんじん いはせんとうさう

百合科 はうちやくさう ばいけいさう

禾本科 きつねがや おほあぶらすゞき

莎草科 さとすげ ほたるゐ はりがねすげ

薔薇科 ちんくるま こきんばい いはしもつけ

槭樹科 こみねかへで みねかへで

毛茛科 みやまからまつ みつばわうれん

虎耳草科 おほばしようま たきなししようま たまあぢさゐ

五加科 はりぶき

敗醬科 はくさんをみなへし

石松科 たかねひかげのかつら あさひかづら まんねんすぎ

磐梯山に産するもの

- 菊科 うすゆきさう かにかうもり あづまぎく みやまかうぞりな もりあざみ いはよもぎ
- かせんさう あきのきりんさう しらやまぎく やまはこ
- 桔梗科 さはぎさやう してしやじん みやましやじん
- 若昔苔科 いはたばこ
- 玄蔘科 みやまごらのを みやまごめくさ みやままごこな しほがまぎく
- 唇形科 いぶきじやかうさう
- 龍膽科 はないかり こけりんだう おやまりんだう
- 櫻草科 つまどりさう
- 岩梅科 いはかゞみ
- 石南科 ほつゝじ につくわうしやくなげ こけもゝ つがざくら あかもの はなひらのき やし
- ほつゝじ しらたまのき しろばなのこめつゝじ きりしま
- 鹿蹄草科 いちやくさう まるばいちやくさう
- 山茱萸科 ごせんたちばな
- 五加科 はりぶき せのき
- 繖形科 いぶきばうふう まるばさいこ しやく
- 柳葉菜科 やなぎらん ひめあかばな

- 岩高蘭科 がんかうらん
- 酢漿草科 みやまかたばみ
- 鼠李科 いそのき
- 衛矛科 くらづる
- 薔薇科 うらじろいちご なゝかまご みやまきんばい いはきんばい まろばしもつけ
- 虎耳草科 だいもんじさう どりあししやうま のりうつぎ うめばちさう なつゆきさう
- 茅膏菜科 もうせんごけ
- 十字花科 みやまたねつけばな たでのうみこんろんさう
- 小蘗科 さんかえう
- 毛茛科 くさばたん あきからまつ ちんぐるま みつばわうれん
- 蓼科 いたどり
- 樺木科 やまはんのき やしやはんのき
- 蘭科 はくさんちどり いちえふらん みづとんば やまさささう
- 百合科 すかしゆり くるまゆり まひづるさう みづきばうし あをやささう つばめおもと
- ざらん ちごゆり
- 石松科 まんねんすぎ ひかげのかづら あすひかつら
- 地衣科 さるをがせ はなこげ ほそばえいらんたい ばんだいきのり

### 第五章 戸口

#### 第一節 總説

一 戸籍法 古昔一般制度の不備なりし時代に在りては戸籍法の如きも其制完からざりしか徳川氏の時に至り寛永年中耶蘇教の禁を嚴にせる結果天下の戸口を檢覈して盡く佛教宗門の徒たらしめんとし毎年僧侶をして宗門改めをなさしめ郷頭肝煎は是によりて分限帳を作るの制を設けしより戸籍法漸く密となり享保十一年より子年午年毎に分限帳を録上することゝし定めて永制となせり即ち封建時代在りては雇傭者の如きも其切支丹宗門にあらざることを證明する等を常例とする風なりき

降て明治四年從來の戸籍法を改正し各地方土地の便宜に隨ひ區畫を定め毎區戸長並に副區長を置き其區内の戸數人員生死出入等を詳にせしむ尋て明治三十一年六月法律第十二號を以て戸籍法の發布あり町村役場内に戸籍役場を設け戸籍吏を置き之を掌らしむることゝなれり是に於てか全國戸籍登録の法周到を期し得るに至れり

二 戸數 本郡の戸數は大正五年末の調査によれば現住戸數一萬二千七百七十八戸にして之を職業に類別すれば農家最も多く專業兼業合せて八千七百七十九戸あり次て商家一千六百六十五戸工家四百八十四戸等にして之を十年前即ち明治四十年の一萬一千三百二十三戸に比し八百五十五戸の増加を來せり今各町村につきて見れば其最も多きは喜多方町の一千七百七十六戸にして之に亞くは磐梯村岩

月村・加納村・堂島村とし最も寡きは百以下の相川村・朝倉村・磐瀨村・磐保村・早稻谷村とす

三 人口 大正五年末の調査に依れば現住人口八萬八千五百五十四人一月平均七人〇一にして内男四萬四千二十二人、女四萬四千三百三十二人なり今之を職業によりて區別すれば農業に従事するもの四萬八百三十五人にして最も多く其他は商工及雜業に従事す而して之を十年前即ち明治四十年末の人口七萬九千四百七十八人に比するときは八千六百七十六人の増加にして一年平均八百六十餘人の割合なり

本郡の人口は工業其他の關係により増減年によりて著しきことあるも年々次第に増加しつつあり

四 寛文中の戸口 今參考の爲に寛文中今より凡そ三の百五十年前の戸口を擧ぐれば左の如し

戸數 九千三百九戸  
 人口 五萬二千四百七十四人  
 内 男二萬九千六十四人  
 女二萬三千四百十人

#### 第二節 戸口

##### 一 現住戸口

年次	戸數	人口
明治十五年末	一〇、一九七戸	六〇、四四五人

町村名	現住戸數	男	女	計	男	女	計	平均一月當
喜多方町	△ 一、七七一	△ 四、二八七	△ 四、四〇五	△ 八、六九二	△ 四、四七五	△ 四、九三六	△ 九、七〇一	△ 五、五七
松山村	△ 三、五〇五	△ 一、一八七	△ 一、〇四三	△ 二、二三〇	△ 一、一六四	△ 一、〇五二	△ 二、二一六	△ 六、一八〇
上三宮村	△ 三、一〇〇	△ 一、三六四	△ 一、四〇九	△ 二、七七三	△ 一、二七〇	△ 一、五〇三	△ 二、七七三	△ 一、一五七
加納村	△ 五、四六〇	△ 一、七二九	△ 一、六〇三	△ 三、三三二	△ 一、七二七	△ 一、六〇五	△ 三、三三二	△ 一、一五七
熱鹽村	△ 二、七三二	△ 一、一八四	△ 一、一六二	△ 二、三四六	△ 一、〇九三	△ 一、二五三	△ 二、三四六	△ 一、〇八四
岩月村	△ 五、四七五	△ 一、一五〇	△ 一、一七一	△ 二、三二七	△ 一、〇九三	△ 一、二三四	△ 二、三二七	△ 一、〇八四
關柴村	△ 四、七三三	△ 一、六九七	△ 一、五九一	△ 三、二八八	△ 一、〇九三	△ 一、一九三	△ 二、二八六	△ 一、〇八四
北山村	△ 一、八五五	△ 七、五九六	△ 七、三三三	△ 一、四、九二九	△ 七、〇〇二	△ 七、六三三	△ 一、四、六三五	△ 七、八〇九
大鹽村	△ 一、八二〇	△ 七、二八七	△ 六、九九五	△ 一、四、二八二	△ 六、六六六	△ 六、六九一	△ 一、三、三五七	△ 七、八四三

三 各町村の戸口

△大正元年十二月末現在  
△大正六年十二月末現在

同 六 年	九、〇五五	九、二三一	一、二、三二九	八、七、九五七	一、四七六	二、二四	三、三二八	一、九二二
同 五 年	八、九、九六六	八、八八六	一、〇、六九八	八、八、一五四	一、二九九	一九七	三、二一八	一、九九二
同 四 年	八、八、八五七	八、八五四	一、〇、五二七	八、五、二六九	一、三二〇	二〇七	三、一九九	一、六九二
同 三 年	八、七、三七八	八、三九五	九、六五七	八、六、二四七	一、二八九	一九九	三、一九〇	一、七〇一
同 二 年	八、七、〇九二	八、二〇四	九、九八五	八、五、一四四	一、三一〇	一六四	二、八八四	一、六四四

二 人口數

年次	本籍人口	入寄留者	出寄留者	現住人口	結婚者	離婚者	出生	死亡
明治十五年	六〇、一九七	四一八	二七三	六〇、四四五	?	?	一、〇四七	?
同二十年	六三、六五八	七八四	一、九六六	六三、三〇九	六七九	二二六	一、六五三	一、〇〇〇
同二十六年	六七、三八一	三、一八六	三、〇四二	六七、六五〇	六五三	二四七	一、九九二	一、六〇六
同三十年	七一、一一三	三、四八一	三、一二七	七一、七三五	五三一	二六八	二、二四六	一、二八九
同三十五年	七六、五七八	四、五六六	四、一二一	七七、〇二二	九八八	一九五	二、六七四	一、四七六
同四十年	七九、四七八	八、一八五	六、二二〇	八一、四四三	一、〇四九	一八二	二、五六〇	一、五四〇
大正元年	八四、八〇〇	八、三七五	八、七五五	八五、七四〇	一、二二八	一八九	二、九二三	一、六三九

年	戸數	人口
明治二十年	一〇、〇七三	六三、三〇九
同二十六年	一〇、〇九一	六三、六五〇
同三十年	一〇、七五五	七一、七三五
同三十五年	一〇、五五一	八五、一四四
同四十年	一一、三二二	八五、七四〇
大正元年	一一、三六一	八七、九五四
正 元 年	一一、九〇五	八八、一五四
正 二 年	一二、一七九	八八、一五四
正 三 年	一二、三二二	八八、一五四
正 四 年	一二、三二二	八八、一五四
正 五 年	一二、三二二	八八、一五四
正 六 年	一二、三二二	八八、一五四

合 計	奥川村	新郷村	早稻谷村	朝倉村	一ノ木村	相川村	山郷村	木幡村	小川村	山都村	翁島村	千里村	月輪村
△ 二二、一七九	△ 四四、〇三〇	△ 二二、七九六	△ 四三、六四五	△ 七六、一〇一	△ 一一、三二〇	△ 九七、〇〇九	△ 一八、七三三	△ 二二、〇八七	△ 一一、二〇五	△ 一六、六四六	△ 三三、〇〇九	△ 二二、六三三	△ 四〇、二二八
△ 四二、七九三	△ 一、六五四	△ 一、〇五六	△ 一、九五四	△ 三、〇八六	△ 五、五三三	△ 四、四一八	△ 七、七六二	△ 九、九〇九	△ 六、五一六	△ 七、四八二	△ 四、四七九	△ 一、四九三	△ 一、六九三
△ 四二、一〇七	△ 一、六二二	△ 一、〇二七	△ 一、八七八	△ 三、〇九三	△ 五、四九四	△ 三、三八五	△ 八、七三六	△ 九、八八一	△ 四、五〇二	△ 七、四七一	△ 二、三〇八	△ 二、二三六	△ 一、八〇四
△ 八四、〇五〇	△ 三、三六四	△ 二、〇九三	△ 三、三二二	△ 六、五七〇	△ 一、〇九七	△ 七、七九二	△ 一、四九八	△ 一、八七五	△ 〇、九三七	△ 一、五〇一	△ 二、二七五	△ 二、四一九	△ 三、三〇四
△ 四二、六八三	△ 七、五三八	△ 〇、四九九	△ 一、九八〇	△ 二、二五八	△ 五、四一〇	△ 三、三六五	△ 七、七四五	△ 八、八四二	△ 五、五〇二	△ 八、八四九	△ 三、三七一	△ 〇、二七三	△ 一、六六七
△ 四三、二七七	△ 一、六四六	△ 〇、九七〇	△ 一、八七五	△ 三、〇九一	△ 五、四八八	△ 三、三六四	△ 八、七四三	△ 八、八六一	△ 四、七四三	△ 八、五二八	△ 二、四四八	△ 〇、七五二	△ 一、六七八
△ 八七、七四〇	△ 三、三五四	△ 一、九九五	△ 三、三六五	△ 五、五九九	△ 〇、四七九	△ 七、七九九	△ 一、五二八	△ 一、七四三	△ 〇、四四五	△ 一、六三七	△ 二、二八七	△ 二、〇九八	△ 三、三二六
△ 七二、四七	△ 七、七五二	△ 七、七六一	△ 八、〇四五	△ 八、八四三	△ 七、八九〇	△ 七、九二三	△ 八、八七三	△ 八、八三〇	△ 八、八三六	△ 九、六一七	△ 八、八三四	△ 七、〇九七	△ 八、九二六

町村名	現住戸數	男 本 籍	女 人	計 口	男 現 住	女 人	計 口	平均一月當
長瀬村	△ 三三、〇三三	△ 一、五三三	△ 一、四八七	△ 三、〇二〇	△ 四、四〇一	△ 一、四八七	△ 一、九一四	△ 八、〇三三
吾妻村	△ 四三、〇〇八	△ 六、四二八	△ 五、八二一	△ 一二、二四九	△ 七、四九七	△ 六、五三三	△ 一四、〇三〇	△ 七、七五三
磐梯村	△ 六五、〇三〇	△ 四、四七六	△ 四、四〇五	△ 八、八八二	△ 三、三九八	△ 三、三六六	△ 六、七六四	△ 二、五〇八
猪苗代町	△ 四〇、二二五	△ 二、二六六	△ 二、二六六	△ 四、五三二	△ 一、七四七	△ 一、七四七	△ 三、四九四	△ 九、〇八五
磐梯村	△ 七四、三三五	△ 九、四二〇	△ 九、五三八	△ 一八、八〇八	△ 三、四二二	△ 三、四二二	△ 六、八四四	△ 八、八四〇
駒形村	△ 三三、五二一	△ 七、六一五	△ 七、四三三	△ 一四、〇四八	△ 五、四九九	△ 六、五三一	△ 一二、〇三〇	△ 八、八七一
姥堂村	△ 二二、七三四	△ 一、七三六	△ 一、八四二	△ 三、五七八	△ 九、八六四	△ 〇、五八八	△ 一〇、四五二	△ 七、八六三
鹽川町	△ 二二、八九七	△ 九、九一八	△ 〇、九三七	△ 一〇、八五五	△ 八、三三七	△ 八、五八二	△ 一六、九一九	△ 五、六六〇
堂島村	△ 五四、九三三	△ 一、七六五	△ 一、七六五	△ 三、五三〇	△ 五、八八二	△ 二、六四五	△ 八、五二七	△ 六、六〇一
慶徳村	△ 三三、七三三	△ 四、四〇〇	△ 四、四三六	△ 八、八三六	△ 二、二四五	△ 二、二四五	△ 一〇、九九一	△ 六、六九五
豊川村	△ 三三、八七五	△ 四、四三三	△ 四、四三三	△ 八、八六六	△ 二、三五六	△ 二、三五六	△ 一〇、九二二	△ 六、六三三
熊倉村	△ 四〇、六一八	△ 二、〇七二	△ 二、〇七二	△ 四、一四四	△ 一、七六八	△ 一、七六八	△ 五、九三六	△ 八、四三〇
檜原村	△ 一一、三三一	△ 四、九三二	△ 四、四〇八	△ 九、三四〇	△ 一、七六二	△ 一、七六二	△ 三、五二二	△ 六、六五二



### 第六章 主なる町村

#### 一 喜多方町

本町は古昔北方鹽川以北の地稱と呼びし地方の中央に在りてもと小田付・小荒井・清次袋塚

原・稻村の五箇村の地域なりしか明治八年八月町村改正の際以上の五箇村を合して町と革め従來の地方稱北方に因み喜多方町と名づけたり然るに明治二十二年の町村改正の際稻村は分離して岩月村に編入せられ現時の喜多方町は元の小田付・小荒井・清次袋塚原の四箇村三千四百十六石嘉永年度の調の地域なり

廣袤 東西二十二町四十間 南北二十三町二十間

民有地 大正六年末現在の段別坪數を舉ぐれば左の如し

田 百五十二町六段七畝二十歩

畑 九十一町三畝二十歩

山林 二町八段四畝十五歩

原野 十八町九段四畝六歩

宅地 十六萬四千三百五十五坪

區畫 本町の地字はもと二百餘ありしを地租改正の際縮少して百九十七字とす今列肆の地を舉ぐれば左の十七箇所とす

北町 仲町 南町 櫻町 東四ツ谷 西四ツ谷 新町 上町(一丁) 中町(二丁) 下町(三丁) 寺町  
常盤町 緑町 月見町 御清水 塗物町 菅原町

戸口 大正六年末現在數を左に舉ぐ

現住戸數 一千七百七十六戸

現住人口 九千二百九十八人

本籍人口 八千六百八十九人

参考

種別	戸數	人口
明治七年(町となりし當時)	八五五	六、一三〇
同 二十三年(自治制實施當時)	一、二一七	六、一三〇
大正元年	一、七一七	九、七〇一
同 五年	一、七四五	九、一七八

生業 本町の主なる生業は商業にして工農の業之に次ぎ養蠶、製絲に従事するもの多く又漆器及醸酒の業大に發達せり

物産 物産の主なるものは生絲、繭、清酒、漆器、味噌、醤油、茶、鋸、蠶種、真綿等なり

交通 當地古昔は會津の一方に僻在し交通甚た不便なりしも明治十六年所謂三方道路會津街道の開鑿せらるゝを始めとし里道は各地に開けて四通八達となり又岩越鐵道の開通となり運輸交通至便となれり

諸官衙其他 本町は郡衙所在地なれば諸種の官衙公署銀行會社等多し

- 耶麻郡役所 新町に在り
- 喜多方小林區署 西四ツ谷に在り
- 喜多方郵便局 新町に在り
- 喜多方男女小學校 新町に在り
- 會津電力株式會社喜多方支所 新町に在り
- 安田銀行支店 中町に在り
- 會津信託株式會社 中町に在り
- 會津製藥株式會社 南町に在り
- 劇場 旭座 西四ツ谷に在り
- 天理教會出張所 塗物町に在り
- 喜多方幼稚園 新町に在り
- 喜多方訓盲學校 新町に在り
- 鈴木製絲第一工場 上町に在り
- 五十嵐製絲工場 西四ツ谷に在り
- 屠殺場
- 神社佛閣
- 郷社 諏訪神社 寺町に在り
- 耶麻郡警察署 新町に在り
- 若松區出張所 新町に在り
- 喜多方町役場 新町に在り
- 喜多方中學校 落合に在り
- 喜多方義塾 塗物町に在り
- 會津銀行支店 中町に在り
- 百七銀行支店 新町に在り
- 喜多方貯金會社 新町に在り
- 會進堂活版所 中町に在り
- 神道禊派分院 西四ツ谷に在り
- 基督教講義所 新町に在り
- 私立圖書館 新町に在り
- 避病院 元諏訪に在り
- 同上第二工場 御清水東に在り
- 火葬場 壇ノ前に在り
- 郷社 出雲神社 新町に在り

- 村社 菅原神社 菅原町に在り
- 小社 愛宕神社 中町に在り
- 曹洞宗 安勝寺 寺町に在り
- 淨土宗 願入寺 菅原町に在り
- 名勝舊蹟
- 御清水 下町の東に在り清水は清冽にして旱天にも涸れず昔は傍らに柳の大樹ありしを以て柳清水と呼へり享保年中領主松平正容當地諏訪神社參拜の折に此水を獻せしより御清水と唱ふるに至ると清水の北に稻荷の小祠あり其境内廣く周圍には松櫻等の植附あり湯屋及料理店數軒あり又畫家豊山の碑及蝨塚等あり
- 草の葉を落つるより飛ぶ蝨かな
- 列々寒泉魚所游 駐節閑賞景光幽 雲龍殘月燈方暗 人倚池邊夜雨樓 蒼龍
- 四方岡公園 新町の南に在り日清日露戰の役に於ける忠死者の爲に建てたる忠魂碑二基あり日清戰役に於ける忠魂碑は高十八尺幅四尺八寸の石板石にして陸軍大將佐久間左馬太の題字にて日露戰役に於ける忠魂碑は大理石なり公園名は陸放翁の「烈士壯心懷四方」よりとれるなり
- 坂井館址 中町の西裏に在り元龜天正の頃小荒井阿波の居住せし所後放鷹の地に宜しとて蒲生氏の時此に別墅を置れしか今は只御茶屋の名のみ残りて宅地及菜園となれり
- 塚原館址 菅原町に在り菅富田將監の居住せし所なるも今は民居地となり僅に土居隄の一部を存
- 小社 稻荷神社 中町に在り
- 小社 熊野神社 塗物町に在り
- 眞言宗 滿福寺 北町に在り
- 天台宗 龍現寺 中町に在り

するのみ

代官所址 仲町の東裏に在り昔地頭佐瀬大和種常の居りし所にして天明年中代官所を置かれしも今は大半田圃に開墾せらる

經壇 上町の西北畑中に在り昔時押切川屢、洪水し民居に害をなすこと多かりし爲め茲に經文を置き水災の患なからんことを祈り後之を埋めて壇に築くといふ

有栖川宮殿下躬植の松 小學校の庭園に在り明治四十二年九月三日殿下御台臨の際御躬植遊はされたる松なり傍に碑あり文は原東菴の撰にして其銘に曰く

釋松既茂 猗歟皇風 庶民慕德 勸孝兼忠 綠陰千載 瞻仰無窮  
堀先生遺愛の碑 小學校の北に在り堀左衛門長勝の徳を頌す文は高津藩川の撰にして星研堂の書なり

しるへせしふてのはやしの花もみちあふけはいよゝ高きこの塚

二 猪苗代町 本町は本郡の東磐梯山の麓に在りて人家稠密せる一名邑にして古昔は若松の支城のありし處なり

野矢、常方

會津風土記に曰く猪苗代 古文書或は猪苗代に作る寛文の頃まで今の川東・川西兩組の地を河沼郡に附せしか肥後守保科正之延喜式に磐梯神社を耶麻郡に出せるに據て因襲の訛を正し之を本郡に隸せりは本郡の東にある大邑の名なり數十の村落城下の四方に基布し湖山の間に介する一名區にして寒早く暑遅く風氣勁烈にして土風稍他に異なり相傳ふ何の頃にか磐梯明神の靈驗に因り野猪此地に來り踏て苗代田と成し土人就て穀實を播種す因て猪苗代の名ありと河沼郡牛澤組塔寺村八幡宮所藏の長帳に「寶徳三

年いなはしろとの」とあれは 此處合戦のことを記せしと見ゆれとも蓋し當時佐原氏の支族此地名を氏に唱へしと見えたり元和の末より寛文の初までは今の川東川西兩組の地を猪苗代内或は猪苗代領と諸侯の領地の如く稱すれども實は是れ城下の總稱なり昔城主在住の頃は弦峯の西より本町の東南まで市廛を開きしか後に番城となりしも諸士同心等の宅地及商家民屋猶多かりければ遠近の諸村より日々に來集して東北鄙の一大邑たり 中略 弦峯西に聳えて城郭之に依り北は磐梯山の麓に連り東西は田圃たり本町を川西組とし新町中町土町を川東組とすと維新後番城の制なきに至るも地方物貨の集散地にして取引の中心市場なれば甚た殷賑なり

廣袤 東西七町四十間 南北七町餘

民有地 大正六年末現在の段別及坪數左の如し

田 百八十五町七段六畝十七歩

畑 六十八町九畝八歩

山林 千二十四町四畝二歩

原野 九十二町九段四歩

宅地 七萬三千三百八十七坪

區畫 本町列肆の地は左の十箇所とす

本町 名子屋町 新町 古町 九軒町 堤町 中町 土町 社人町 半坂町

明治八年八月本町及新町を割て磐根村に土町を磐保村に合し北窪村・今和泉村・東谷地村を本町に合せり

戸口 大正六年末現在數を左に擧ぐ  
現住戸數 四百二戸  
現住人口 三千四百八十七人  
本籍人口 三千三百八十三人  
生業及物産 本町の主なる生業は商業にして農工之に次ぎ傍ら養蠶、製絲に従事するもの多し産物の主なるものは繭、生絲、清酒等とす  
諸官署其他

- 警察分署 本町に在り
- 猪苗代郵便局 本町に在り
- 猪苗代日新館 古城町に在り
- 株式共立根行 新町に在り
- 鈴木製絲場 中町に在り
- 神社佛閣
- 縣社 磐椅神社 堤町の北見彌に在り
- 西勝寺 新町に在り
- 安穩寺 名小屋町に在り
- 猪苗代町役場 古町に在り
- 猪苗代小學校 古城町に在り
- 若松區出張所 本町に在り
- 裁判所 本町に在り
- 猪苗代信託株式會社 本町に在り
- 劇場 新町に在り
- 縣社 土津神社 社人町の北見彌山に在り
- 西圓寺 堤町に在り

名勝舊蹟

龜ヶ城址 町の西二町に在り佐原經連以來其一門茲に居り東方の藩鎮たり天正以後は世々城代を置かれしか明治戊辰の際全部烏有に歸し今は塹壘の形を存し往時を語るに過ぎす近時は之を公園とせり

土津神社 社地高燥一眸の下猪苗代の風光を恣にすへし境内櫻松を植ゑ清麗爽快の氣骨に徹す櫻花滿開の候文人墨客の杖を曳くもの多し社前に本邦無比の土津靈神の碑あり

産馬合覽記念碑 元代官所跡に在り明治四十一年九月 皇太子殿下啓の際猪苗代地方の産馬を台覽せられたる記念として建設したるものなり

大鹿櫻 磐椅神社の前に在り  
馬驛 此地方は一般に馬匹の飼育盛にして良馬を産し古來其名著はる毎年九月の候軍馬購買官出張馬驛の開催あり近縣は更なり遠く四國・中國方面より群衆集り頗る盛大なり

三 鹽川町 此地も七宮村と云ひしか村の西南より潮出て流れて日橋川に入りしを以て鹽川村と改め明治四十二年四月二日を以て町制を施行し鹽川町と改稱す日橋川に臨み古來交通の要路に當り若松より米澤に通ずる要驛にして家屋櫛比往來繁くして一市街をなす藩政の際は代官所の設ありき  
民有地 大正六年末現在段別及坪數を擧ぐれば左の如し

- 田 五十九町四段三畝二十歩
- 畑 二十一町五段三畝九歩

山林 二段六畝二十三歩  
原野 三町五段二畝九歩  
宅地 三萬七百三十三坪

區畫 本町列肆の地を擧ぐれば左の九箇所とす

古町 仲町 荒町 東榮町 西榮町 米澤町 竹屋町 新町 諏訪町

戸口 大正六年末現在數を左に擧ぐ

現住戸數 二百八十九戸

現住人口 一千七百二十五人

本籍人口 二千四人

生業 本町は半商半農にして蠶絲の業盛なり

産物 主なるものは繭、生絲、蠶種、木綿、九重葉、川魚等なり

交通 本町は古來若松米澤間の要路に當り且つ猪苗代山三郷間の主要沿道に位し加ふるに日橋川の水運を利用し遠く越後との交通をなし日橋川航行の船舶は常に輻湊し越後より來る魚類鹽類等此處に集散せし所なり然るに若松より坂下を経て越後に通ずる縣道開通し岩越線の全通以來少しく衰運に傾きしか近年は漸次發展に向ひつゝあり  
諸公署其他

鹽川 小學 校 東榮町に在り

鹽川 町 役 場 東榮町に在り

鹽川 郵 便 局 荒町に在り

巡 査 駐 在 所 西榮町に在り

鹽川信託株式會社 荒町に在り

深田機業工場 古町に在り

劇 場 信 榮 座 荒町裏に在り

會津電 力會社 鹽川變電所 諏訪町に在り

神社佛閣

郷社 駒形神社 仲町に在り

小社 諏訪神社 諏訪町支瀾林に在り

淨土 阿彌陀寺 仲町に在り

眞宗 淨 念 寺 諏訪町に在り

名勝舊蹟

琵琶沼跡 町西六町に在り昔日橋川の水湛へし跡にて形琵琶の如くなりし故名つけしと今は田地に開墾せられ其形僅に残れり

清水 町の西南の北岸に在り周り十間許昔時は潮出て、日橋川に入ると今は唯一小池を止め微少の鹹味を含めるのみ

星研堂の墓 阿彌陀寺境内に在り會津藩の御佑筆たりし星俊吾の墓なり

いし文の面をみても筆親の昔を忍ふ八握髻の翁 西郷 近 惠

柏木城址 古町に在り蘆名の臣濱崎主馬之を築き長祿の頃七宮勘解由左衛門住せりと今は民居となれり

四 山都村 山都村とは舊木曾廣野・館原三ツ山新田の四箇村を合併明治八年したる所にして内木曾

廣野は相續きて曲尺狀の一市街をなせり木曾はもと今の地より三町許南に廣野は今の地より西二町に

在りしを寛文元年今の地に移せりと館原は廣野の西九町に三ツ山新田は廣野の西北七町餘に在り當地方は藩政時代には山三郷と稱せし地にて重山の間に開け深溪狹隘の地に散居せるも木曾・廣野・館原は越後裏街道の通路なれば昔より其名あり館原には昔代官所の設ありき

戸口 當村に於ける享和年代の各區戸數は木曾は三十一戸廣野は三十三戸館原は三十四戸三ツ山新田は九戸なり今左に大正六年末の戸口を擧ぐ

現住戸數 百六十四戸

現住人口 千六百三十六人

本籍人口 千五百二人

生業及産物 本村は三ツ山新田を除くの外半商半農多く傍ら蠶絲業に従事するもの多し産物としては繭、生絲、酒、茸等を主なるものとす

諸公署其他

若松區山都出張所 木曾に在り

裁判所 木曾に在り

山都小川、組合役場 木曾に在り

木幡、山郷、巡査駐在所 木曾に在り

山都停車場 廣野に在り

劇場 廣野に在り

神社佛閣

小林區署保護官舎 木曾に在り

山都小學校 木曾に在り

山都郵便局 木曾に在り

小林製絲場 木曾に在り

下田製材所 廣野に在り

宗像神社 木曾に在り

八幡神社 館原に在り

眞言宗 東福寺 廣野に在り

伊豆神社 廣野に在り

曹洞宗 久昌寺 館原に在り

名勝舊蹟

小山公園 木曾に在り高さ七八丈の小山にして一ノ戸川に枕み規模小なれども四方の眺望宜しく園内に忠魂碑・殉職碑・頌徳碑等あり

築場 阿賀川に架し停車場前の道路より瞰望することを得春季は「やまべ」秋季は鮎、鮭、鱒等の漁獲多し

網場 村の北堂峯山の東鷹待場といふ所に在り眺望最も佳く秋季小鳥の獲物多し

姥石 館ノ原の西十町餘に在り古昔何處よりか老夫婦來りて住みしを以て名つけしといふ

五 熊倉 熊倉村の一區にして昔は羽曾部村といひしと山形縣米澤に通ずる街道の驛所にして東は大鹽川に沿ひ民居南北に通りて人家櫛比し藩政の際代官所の設けありて熊倉小沼兩組を支配せり生業及産物 生業は半商半農にして産物の主なるは繭及清酒等とす

諸公署其他

熊倉村役場

巡査駐在所

神社佛閣

熊倉小學校

熊倉郵便局

郷社 鹿島神社  
宗淨土 光明寺

觀音堂 光明寺境内に在り

名勝舊蹟

義士中根米七之墓 村北の墓地に在り

松代藩士之墓 光明寺境内に在り

六 上三宮

上三宮村の一區にして昔は加納村といひ今の地より西北各所に散居し八日町三日町・柳木三島前・願成寺などいふ小字名あり後改て三宮村といひ萬治寛文の間に今の地に移り又其頃下三宮も分れて別村となりし故上の字を冠らしめしといふ民居南北に通り家屋櫛比す藩政の際は代官所のありし所なり

生業及産物 生業は主に農業にして半商半農のものも多し産物としては清酒及繭の外記すへきものなし

諸公署其他

上三宮村役場

三ノ宮小學校

巡查駐在所

神社佛閣

郷社 三島神社

小社 山王神社 青山城址に在り

小社 五郎神社

宗淨土 願成寺

大佛堂 願成寺内に在り丈六彌陀の坐像を安す

名勝舊蹟

青山城址

村西三町餘加納街道の北に在り佐原氏俗に加納殿といふの子孫相續て此に住し加納莊を領せりと

御廟山

村の西北四町餘に在り願成寺の開祖隆寛の墓あり

若林

村の西南に在り昔佐原氏罪人を誅戮せし所にしてもとは餓鬼林とも云ひしとぞ

七 大寺

大寺は磐梯村の一區にして古昔は本寺本寺の惠日寺縁起に空海加持せしとき大蛇逃去り其尾此地に當れるを以て尾寺と云ひし又大寺とも稱し今の大寺を本町と稱へ本寺を新町と稱し總稱を大寺と云ひしを猪苗代城下の町名に同名あるに因り何れの頃にか分て兩村とし境界を分たす又此邊數里の間は惠日寺繁昌の時全く其境内にて四方の諸村多くは其舊址に開けし民居なれば俗に大寺郷といひたりき

大寺は由來若松猪苗代間の一小宿驛として近村落の交通運輸の中心たりしと雖も戸數僅々百戸内外に過ぎざりしか近年附近に猪苗代水電會社其他の工業場の設立以來茲に六年戸口日に増し商工開けて一市街を形成し非常の繁榮を來すに至れり

廣袤 東西一町二間 南北八町五十間

戸口 古昔は僅に七十餘戸なりしも近年は非常の増加を來せり今大正二年以來の戸口を左に示さん

年 別	戸 數	人		計 口
		男	女	
大 正 二 年	一 二 〇	三 一 〇	二 九 〇	六 〇 〇
同 三 年	一 七 五	四 三 七	四 三 八	八 七 五

年別	戸数	人		計口
		男	女	
大正四年	二二七	五九三	五九二	一、一八五
同五年	二七二	六八七	六七三	一、三六〇
同六年	三二五	八一五	八一〇	一、六二五
同七年	三五〇	一、二五〇	一、二〇〇	二、四五〇

生業及産物 當地の生業は從來は農業を主とし僅少の商家ありしのみなりしか近年は商家多くなれり産物としては特に記すべき程のものなし

諸公署其他

磐梯郵便局

磐梯村役場

大寺停車場

東北電化株式會社第二工場(滿俺鐵製鍊)

神社佛閣

巡查駐在所

磐梯小學校

高田鑛山附屬大寺製鍊所(亞鉛製鍊)

猪苗代水力電氣株式會社事務所

橋姫神社 村の西南六町に在り

山神社

名勝舊蹟

金上壇

村の北一町五十間餘に在り金上遠江守盛備の墓あり四尺許の五輪にして傍に碑及一大古

松樹あり天正十七年六月磨上の役に盛備味方の者に敗軍に及び國難に徇ふ者なきを憤り忠死せしかは伊達氏其忠心に感し厚く葬らしめしなりといふ

橋姫社 往古安達太郎敗北の時其老母と幼兒此地に來り磐梯山麓に隠れ居りしと大同弘仁の頃  
にや弘法大師來りて此老母を橋姫明神と祀り給ふと云ひ傳ふ

八村松 村松は松山村の一區にして元和六年に關き<sup>上野勝左衛門</sup>新田町と稱せしか後今の名に改めし  
とそ喜多方町の北十町に在り熱鹽に至る街道にして民居南北に通約百戸許、人家檐を聯ね一市街を  
形成す

生業及産物 當地は半商半農多く産物としては清酒、繭、桐材<sup>下駄</sup>、桐製の硯箱、枕、針箱、紙等なり  
とす

諸公署其他

松山村役場

松山巡查駐在所

神社佛閣

村社 湯殿神社

名勝

村松の櫻

湯殿神社の境内に櫻樹數十株あり花樹の下歌俳を刻せる碑石數基あり

松山小學校

天理教出張所

淨土長泉寺



### 第七章 官公署

#### 第一節 郡役所

明治十二年従前の區制を廢し郡治をなすに當り同年五月を以て鹽川村なる元代官所の建物を新に郡役所の廳舎に充てしか其位置一方に偏し不便なる爲め郡民より移廳の請願あり明治十四年一月更に喜多方町元宇宮四三番地に移廳し一時第二喜多方小學校舎を借用し同年新に今の地に建築建築費一切喜多方町支辨せしも同十七年二月八日失火廳舎悉く烏有に歸せしを以て直ちに再築に著手し同年十月二十六日開廳式を擧ぐ今の廳舎是なり時の郡長を和田勇氏となす

敷地坪數千九十七坪餘は喜多方東町の寄附にかゝり五百五十二坪は買上げたり

建 坪 二百二十二坪餘

建築費 金八千六百四十餘圓

内 金三千二百四十圓

金五千四百餘圓

地 方 稅

寄 附 金

其本縣廳を距ること陸路二十七里十六町鐵路七十八哩〇八なり

郡衙の開廳式は明治十七年十月二十六日を以て舉行せられ當日は來賓として大木參議芳川内務少輔前日若松に於て三方道路の開通式三條太政大臣等臨場せられし序を以てを始め縣内の各長官等勅任官四名奏任官十五名列任官五十名郡内各吏員

有志者及關係者三百三十六名の臨席あり實に稀有の盛會を極めたりき當日和田郡長の讀まれし答詞を左に示す

答 詞

耶麻郡長 和 田 勇

本廳經營功を竣へ茲に開場の典を擧ぐ圖らさりき大木參議閣下來臨の榮を辱うし感荷何ぞ堪へん追懷すれば本年二月八日回祿の災伯怒を逞うし一朝にして本廳蕩燼其慘害實に名狀す可らざるなり幸に布政其所を得民情從ひて大に上進し都諭謳歌未だ一寒暑を閱せずして能く此の巍峨宏壯の觀を呈せしもの我長次官銳意治御の厚きと郡民自任愛惠の志深きに由らすんは豈によく速に茲に至るを得んや語不云乎精神一到何事不成と古人詢に余を誣ひざるなり抑も本郡土木勸業教育衛生等其事務の緊要なるもの甚だ寡しとせず然と雖も其精神の貫通する此の廳舎の宏壯堅牢と相共に完全の域に達するを得へき期して竣つへきなり勇乏しきを本郡長に受く不敏と雖も場答以て事に從はん聊か數言を陳へて答詞に代ふ

#### 第二節 警察署

喜多方警察署 喜多方町字新町に在り

初め若松警察署喜多方分署として字上町四千五百七十一番地に設置せられたるか地方の發展に伴うて本署に改められ廳舎の狹隘なるを以て明治十七年新に今の地に工を起し同年九月十二日を以て開署式を行ふ今の廳舎是なり時の署長を緒方勝美となす

敷地坪數 二百二十四坪  
 建物坪數 百八坪八合四勺  
 建築費 四千四百六十七圓餘

内金一千圓 喜多方町寄附

本署の所轄は耶麻郡一圓にして直轄區域は喜多方町なり明治十六年以來の署長氏名左の如し

就職年月	退職年月	氏名	就職年月	退職年月	氏名
明治十六年五月	明治十九年二月	緒方勝美	明治三十八年六月	明治三十九年十二月	小松 壽
同十九年二月	同二十一年二月	宮越正良	同三十九年十二月	同四十一年六月	中村 欽五郎
同二十一年二月	同二十六年二月	桐原彦吉	同四十一年六月	大正二年九月	本多 松次郎
同二十六年二月	同三十年十月	武井 格	大正二年九月	同三年八月	佐々木 秀松
同三十年十月	同三十一年九月	吉村成美	同三年八月	同五年三月	松田 巖
同三十一年九月	同三十七年九月	野村 唯三郎	同五年三月	同七年三月	齋藤 茂
同三十七年九月	同三十八年六月	酒井 富三郎	同七年三月		井出 萬重

本署に屬する巡查駐在所を左に列記す

名	稱	位	置	所轄區域
松山	巡查駐在所	松山村大字村松	松山村	關柴村大字平林
上三宮	同	上三宮村大字上三宮	上三宮村	北山村大字漆
加納	同	加納村大字加納	加納村	大鹽村大字大鹽
豐川	同	豐川村大字一井	豐川村	熊倉村大字熊倉
				關柴村大字平林
				北山村大字漆
				大鹽村大字大鹽
				熊倉村大字熊倉
				關柴村
				北山村
				大鹽村・檜原村
				熊倉村

敷地坪數 二百二十一坪  
 建物坪數 六十一坪

當分署の直轄區域は猪苗代町・磐保村・磐瀨村なり明治三十七年以來の分署長氏名左の如し

就職年月	退職年月	氏名	就職年月	退職年月	氏名
明治三十七年九月	明治三十八年六月	佐藤 虎雄	明治四十三年十月	明治四十四年十一月	舟生 四郎
同三十八年六月	同三十九年十二月	遠山 直晴	同四十四年十二月	大正元年十一月	荒井 市太郎
同三十九年十二月	同四十三年四月	佐藤 定直	大正元年十一月	同二年十二月	安永 太右衛門
同四十三年四月	同四十三年十月	宮城 繁	同二年十二月	同五年三月	相原 由次郎

猪苗代分署 猪苗代町字本町に在り

初め民家を以て廳舎に充てしを明治十九年に至り今の地に新築せり然るに明治三十七年八月二十一日類焼にあひて烏有に歸せしかは翌三十八年八月再築し同年十月十七日開廳式を行ふ今の廳舎是なり時の分署長を佐藤虎雄とす

外に請願巡查派出所一箇所あり

加納村 加納嶺山

鹽川	同	鹽川町停車場通	鹽川町 鹿堂村	相川	同	相川村大字藤澤	相川村・朝倉村・ノ木村・早稻谷村
堂島	同	堂島村大字會知	堂島村	山都	同	山都村字木曾	山都村・山郷村
慶徳	同	慶徳村大字豐岡	慶徳村	木幡	同	木幡村大字木幡	木幡村・小川村
駒形	同	駒形村大字常世	駒形村	新郷	同	新郷村大字笹川	新郷村
熱鹽	同	熱鹽村大字熱鹽	熱鹽村	奥川	同	奥川村大字豐島	奥川村
岩月	同	岩月村大字宮津	岩月村				

就職年月	退職年月	氏名	就職年月	退職年月	氏名
大正五年三月	大正六年二月	石山 太三郎	大正七年三月		
同 六年二月	同 七年三月	難波 尙寛			石賀 重雄

當分署に屬する巡査駐在所左の如し

名	稱	位	置	所轄區域	名	稱	位	置	所轄區域
磐梯 巡査駐在所	磐梯村大字磐梯	磐梯村	月輪 巡査駐在所	月輪村大字山瀉	月輪村	長瀨 同	長瀨村大字三郷	長瀨村	吾妻村
翁島 同	翁島村大字三ツ和	翁島村	吾妻 同	吾妻村大字若宮	吾妻村				
千里 同	千里村大字千代田	千里村							

外に請願巡査派出所一箇所あり

磐梯村字大寺

左に沿革の一斑を敘す

明治初年には「めあかし」、捕亡吏、取締組番人等ありて警備巡回せり

同八年三月行政警察規則を制定し捕亡番人等の名稱を廢し邏卒と改稱し又十月に至て邏卒を巡査と改稱せり

同九年十二月從前の區畫を廢し出張所及屯所交番所を置く當時本郡は福島縣警察署若松出張所の所轄となり屯所及ひ交番所を左の各所に置かる

屯所 猪苗代町九小區及十小區 喜多方町一小區より八小區まで

交番所 山郡村

同十年二月七日警察出張所を警察署、屯所を分署と改稱せらる

同十年三月二十二日猪苗代分署の所轄を第十二區喜多方分署の所轄を第十三區の村々とし本郡内第十四區山三郷の村々は坂下分署に屬することゝなれり

同十三年喜多方分署は本署に改めらる

同十四年六月警察區畫の改正ありて喜多方警察署は耶麻郡一圓を管轄し猪苗代に分署を置き猪苗代方部の村々之に屬す

同十七年七月十四日區畫改正ありしも本郡は舊の如し

同十七年八月二十九日巡査交番所を巡査派出所と改稱す

同二十年四月より署名及區畫左の通り改正せらる

耶麻郡警察署 置位 喜多方町四千五百五十七番地

所轄 耶麻郡一圓 直轄は喜多方及山三郷の二方部一町八十一箇村

巡査派出所 熊倉村 山郡村 鹽川村

巡査在勤所 上三宮村

猪苗代分署 置位 猪苗代町

所轄 猪苗代方部 一町二十三箇村

巡査派出所 山瀉村

巡查在勤所 磐梯村

同二十一年四月從來の巡查立寄場を廢し區内便宜の地に一箇所乃至二箇所を設くることとなる  
同二十二年七月本署及分署の所轄左の如く改まり現今に至る

耶麻郡警察署 喜多方町外二十六箇村

猪苗代分署 猪苗代町外八箇村

### 第三節 區裁判所出張所

明治二十二年以前は動産不動産の賣買讓與等は戸長の公證にて授與し來りしか二十二年登記法の實施せらるゝに及び本郡は若松區裁判所の管轄に屬し喜多方猪苗代山都の三箇所に出張所を設けらる當時は登記所と稱せしを同二十六年十月出張所と改稱するに至れり

喜多方出張所 喜多方町字新町に在り

本廳舎は明治二十一年十月の建築にかゝり敷地<sup>九百坪</sup>建物共に喜多方町の寄附なり  
當所の管轄區域は左の如し

喜多方町 松山村 上三宮村 加納村 熱鹽村 岩月村 關柴村 北山村 大鹽村 檜原村 熊倉村 鹽川町 駒形村 姥堂村 堂島村 豐川村 慶徳村  
猪苗代出張所 猪苗代町字町東に在り  
當所の管轄區域は左の如し

猪苗代町 磐保村 磐瀬村 磐梯村 吾妻村 長瀬村 月輪村 千里村 翁島村  
山都出張所 山都村字木會に在り

本出張所は初め明治二十三年十一月事務取扱を開始し民家を假用せしか翌二十四年十二月を以て今の地に建築す

當所の管轄區域は左の如し

山都村 小川村 木幡村 山郷村 相川村 一ノ木村 朝倉村 早稻谷村 新郷村 奥川村

### 第四節 小林區署

喜多方小林區署 喜多方町字南條に在り

本署はもと民家を假用し字五ノ神又は北町に移轉しありしか大正六年に至り今の地に新築せられ同七年四月六日開署式を舉行す時の署長を倉岡今太郎とす

敷地坪數 三百三坪

建坪 百八坪八合四勺

建築費 四千四百十圓餘

本署は東京大林區署に隸屬し耶麻郡一圓及び河沼郡の内  
野澤町飯谷村東松村新郷村尾野寺村登世島村聯合村  
下谷村芹草越村正中村片川村上野尻村寶坂村群岡村を  
管轄す

本署歴代の署長名左の如し

就 職 年 月	退 職 年 月	氏 名	就 職 年 月	退 職 年 月	氏 名
明治二十二年十月	明治二十四年四月	小山有悦	明治二十九年三月	明治三十九年九月	田中敬治
同 二十四年五月	同 二十四年八月	小山光命	同 三十九年十月	同 四十二年八月	大久保春莊
同 二十四年九月	同 二十六年六月	松田政尊	同 四十二年九月	同 四十四年三月	東海林 續吉
同 二十六年七月	同 二十八年四月	野村 熾	同 四十四年四月	大正二年五月	松野 豐
同 二十八年五月	同 三十年四月	牧野甲子次郎	大正二年六月	同 三年八月	東海林 續吉
同 三十年五月	同 三十二年五月	藥科 鎮衛	同 三年九月	同 五年三月	上田 喜代次
同 三十二年六月	同 三十六年五月	中野 瑞三郎	同 五年四月	同 五年八月	市川 龍
同 三十六年六月	同 三十六年十二月	藥科 鎮衛	同 五年九月	同 六年十二月	曾山 直一郎
同 三十七年一月	同 三十八年三月	高北 義成	同 七年一月	同 七年六月	倉岡 今太郎
同 三十八年四月	同 三十九年二月	武藤 講五郎	同 七年七月		手島 實一

本郡内に在る保護區官舎所在地を左に列記す

- 第一號 駒形保護區官舎
- 第二號 猪苗代保護區官舎
- 第三號 吾妻保護區官舎
- 第四號 檜原保護區官舎
- 第五號 北山保護區官舎
- 第六號 熱鹽保護區官舎
- 第七號 一ノ木保護區官舎

- 駒形村大字常世
- 猪苗代町字川上
- 吾妻村大字蠶養
- 檜原村字本村
- 北山村大字北山
- 熱鹽村大字熱鹽
- 一ノ木村字一ノ戸

第八號 奥川保護區官舎  
第九號 山都保護區官舎

沿革 本署は明治二十二年九月閣令第二十四號を以て栃木大林區署喜多方派出所として設置せられ當時の管轄區域は耶麻郡一圓なり明治二十六年十月栃木大林區署を廢し宮城大林區署に屬し喜多方小林區署と改稱す管轄區域は耶麻郡の内猪苗代町・吾妻村・磐保村・磐瀨村・翁島村・長瀨村・千里村・月輪村を除く明治三十年六月官制の改正に依り福島大林區署の管轄に屬し同三十六年十二月福島大林區署を廢せられ宮城大林區署の管轄に屬するに至りしも本署管轄區域には異動なかりき大正二年六月宮城大林區署を廢し東京大林區署の管轄に屬せり大正三年八月管轄區域を改正せられ本署は耶麻郡一圓及河沼郡の西部一町十三箇村を管轄することとなり現今に至る

第五節 郵便局

名	稱	位 置	等 位	取 扱 事 項	集 配 區 域
喜多方郵便局	喜多方町新町	喜多方町新町	三等	郵便電信電話	喜多方町・岩月村・松山村・豊川村・關柴村(豐蘆ヲ除ク)・加納村・上三宮村・慶徳村
喜多方下町郵便局	喜多方町下町	喜多方町下町	同	郵便	無集配
村松郵便局	松山村大字松村	松山村大字松村	同	同	同
加納郵便局	加納村大字宮川	加納村大字宮川	同	同	同
熱鹽郵便局	熱鹽村大字熱鹽	熱鹽村大字熱鹽	同	同	加納村
大鹽郵便局	大鹽村大字大鹽	大鹽村大字大鹽	同	同	熱鹽村 大鹽村・檜原村ノ内長嶺



局名	開設年月	事務開始年月						現局長名
		集配	爲替	貯金	小包郵便	外國爲替	電信電話	
猪苗代局	明治五年同	上	明治十六年	明治十八年	明治三十二年	明治三十四年	明治四十四年	物江四郎平
吾妻局	同三十五年同	上	同	同	同	同	同	山田末吉
山都局	同七年同	上	同二十四年	同十八年	同二十九年	同二十四年	同四十四年	齊藤季吉
鹽川局	同五年同	上	同二十三年	同十八年	同二十九年	同二十三年	同三十二年	筒井久藏
笹川局	同八年同	上	同三十二年	同三十二年	同三十三年	同三十二年	同四十年	五十嵐隆八
奥川局	同四十二年同	上	同	同	同	同	同	矢部理左衛門

### 第八章 學 事

#### 第一節 總 說

一 維新前 上古時代は姑く措き南北朝時代より足利時代に至り文教漸く衰頽に傾き殊に足利氏の末葉に戦亂相襲きてより文學は全然僧侶の手に歸し繼に其命脈を維持したりき而して徳川時代に至り文教鬱然として興り我會津の地も寛永二十年保科正之就封以來始めて文教を布く是に於て當時の碩儒山崎敬義を聘して師とし専ら程朱の學を崇信し又吉川惟足を延て卜部家宗傳の神道を學ひ其奥秘を

得たり是を以て士庶靡然として學に向ふ寛文の初め儒臣横田三友僧如默を擧げて師となす隨つて老臣田中正玄を始めとし士庶の別なく入學す延寶六年筑前守正經又正之の遺志を繼きて講所を改造し元祿年中肥後守正容屢學料を給す又曾て山崎敬義の贈れる孔聖の像を講所に安置し聖廟を造る天明八年二月肥後守容頌大に土工を起し賢舎を改造し老臣田中玄宰をして之を掌らしむ是に至りて文武の教師數十名を命し尋て六科糾則の令を下し常に諸生に示して勸戒を加ふれども猶孝悌忠信の風を厚からしめんか爲め享和三年家臣に命し朱文公の小學に倣ひ日新館童子訓を著して之を諸臣子弟に頒つ是より先き萩生徂徠一家の學を唱へしより天下風をなし往々之に歸するものあり容頌之を憂へ肥後の處士古屋十次郎を延て自ら之を師とし又藩士安部井辨之助高津平藏牧原只次郎松本來藏等を選抜して學資を給し江戸昌平齋に入らしめ古賀彌助及林大學頭等に就いて學を受けしむ後各其業を成一藩の爲に復程朱の學に純なり武技に至りては寶藏院流槍術師範志賀與三兵衛其子小太郎に命し門生を率ゐて天下に遊學せしむ槍術爲に大に進み小太郎の名聲一時に轟き長門侯肥前侯各其藩士をして就て學はしむるに至る爾後諸藩の士來りて學ふもの亦多し要するに松平氏に至りては大に文武を獎勵し日新館の規模及組織の如きは蓋し各藩中最も優等なるものゝ一に居れり而して亦藩士の操練は河沼郡大野原に於て鳥狩と稱して之を行ふを例とせり本郡には藩士の子弟を教育する學校として猪苗代に學館の設ありき

#### 猪苗代學校

所在地 猪苗代龜ヶ城二ノ丸城代邸内に在り弓馬鎗刀兵學砲術の稽古場も皆之あり

校名 猪苗代城城代の子弟より士族の子弟まで學ぶ所にして猪苗代學校と稱す士分外の子弟の

教則

教科書 孝經・四書・小學・五經以上句讀四等生の者に授讀をなし餘は皆獨看せしむ・左傳十八史略・蒙求・近思錄・左國史漢・三國史等

修業時間 三時一時は陽曆の二時間とす而して午前は讀書、習字各一時つゝ、午後は種々の武藝を回學するもの

職員 儒者見習勤一人、索讀所勤一人、書學師範一人、卜部神道師範一人、武講は役附一人あり

武藝は緋方勤のみにして師範は日新館の師範之を兼ね毎年四五回宛諸生を率ゐて出張し教授を爲せり

學校奉行は春秋二回出張し獎勵す儒者見習勤は多くは常住して文化の頃は澁谷源藏弘化の頃は河村源藏其後橋爪盛道・武井孫三郎・上島良藏等相次て常住して教授を爲し神道は見禰山社司之に當り

武藝 弓術は道雪派、馬術は大坪古流、槍術は寶藏院派、刀術は安光流、砲術は夢想流、柔術流名、居合術流名、三尺棒術等あり

習字 東尊圓流、唐樣、瀧本流、西尊圓流の四流なりき  
受業の次第は若松日新館の作法に倣ひ藩士の子弟は十歳より以上毎朝塾に入り誦師に就き業を受け

習書寮に入り書を學ひ十一歳より禮容及配膳等の儀を學ひ十三歳より算術を學ひ十五歳より武學寮に入りて弓馬刀槍等を兼ね學はしむ

生徒數は率ね二十人にして別に寄宿生なし

村落の子弟は藩立學校に入るを禁すれども家塾寺小屋にて修業するは敢て禁することなく學業進歩せるものは市中は町奉行、在は郡奉行に於て日新館同様の試學を執行し及第の者に賞與すること藩士同等なりき

郷校 代官所ある地には代官所長屋に教場を設け代官に於て教師を聘し庶民の子弟を教授す之を郷校といふ

寺小屋 小荒井・小田付・鹽川・木曾等には平士以下の二三男又神官僧侶修驗醫師等自宅に於て子弟を集め讀書習字等を授け又算術は冬季農閑の際に青年相會し別に師を聘して學習するを常とす教科書として用ゐしものは實語教・童子教・古狀揃・三字教・今川・庭訓・四書・五經・文選等以上男・百人一首・女今川・女大學・女庭訓往來等以上女・習字の教科書としてはいろは・名頭・苗字盡し・國盡し・町盡し・請取文送り・狀・商賣往來消息往來・千字文等にして習字は多く尊圓流なりき

御家人教育

小荒井・小田付其他各地に地方御家人と稱へし家人の在住するものあり是等は常に

武藝を稽古せり維新前には槍術は大内流にて上遠野保學校の・澤野久之助宅稻古之を教へ刀術は渡部直右衛門宅稻古砲術は山本權八之を教へしか火術は主に野戰砲なり各地に教場を設け置き近村は毎月一回遠地は隔月に師範役附の内諸生を率ゐて出張し教授するの例なりき然るに一朝戊辰の戰亂に遭遇する



や諸種の建物は兵燹に罹り藩主其他の人々も各地に離散する等教育の命脈は一時斷絶するに至れり次に北方地方に行はれし陽明學に就きて述ふへし

北方地方の陽明學派 今を去る二百四十餘年前延寶年中より安政五六年に至る百九十年間は本郡の中央部北方地方に陽明學傳りて竊に中江藤樹の學風を同志間に鼓吹せるは眞に一異彩と謂ふへし初め延寶年中若松の醫師荒井大河原の二氏京都に上り中江藤樹の高弟岡山仙臺の人にして淵四郎左衛門といひ源右衛門惟元といふに見え初めて藤樹の學説を聴き歸郷の後兩氏相語つて曰く斯道は其人にあらずんは語るへからず若しや小荒井の矢部惣四郎に語りなは通すへきかと機を見て之を惣四郎に語る惣四郎素より聰明叡智なり之を聴くや景仰措く能はず早速上京して岡山に謁し親しく藤樹を受け歸りて之を親戚なる五十嵐養庵小田遠藤謙庵上岩東條方秀上高の三人に説く三人亦上京し藤樹を受けて歸る是より此等の人々之を其子弟朋友に傳へ又有志を集めて之か研究に努めたるに因せるなり

此五十嵐遠藤東條の三人は矢部氏の誘掖により藤樹を修めて之を普及せし爲め會地の道祖とし北方の三子と稱せらるされは此三人の門に遊ふもの數百人に及へり此等同志は相謀り夜間相會して其座を清座と稱し知慮意念なといふ詞を用ひ平生其心持朝夕の身持につき善惡を論して互に研究し其内學力あるものは四書を講し愚夫愚婦の心に入り易きやうに孝經を説き熊澤伯繼か著書の心學一卷翁問答五六卷又鑑草といふ書を伯繼か註解を下せるもの等を讀み聞かせ男女の心を和け佛法を説破し専ら忠孝を勵まし明德を顯すを旨としたれども佛法を忌みて葬祭にも魚鳥を用ひ甚しきに至りては自家の佛壇を毀ち儒道に於ける神主かんしゅを安置するもあり此等の同志市在を併せて千餘人に及び種々の流言隨て生

せるのみならず時の執政者亦之を疑ひ天和三年遂に此等の會合停止を命したり其時の禁止令左の如し  
近來心學を學ひ候由にて其類多く黨を結び密々集り執行之其類の内死者有之時は尋常の葬に事替佛者を離れ取定の佛事旅僧の營をも一切不仕由粗相聞え候御大法を不憚右の執行大に不届なる仕方  
思召候自今以後御制禁に候士は不及申町在に至るまで存此旨心學の學ひ堅く相止候様に可申付旨  
御意に候且又諸寺院へ其宗の且方遺骸を寺中墓所へ送り遣はすといふとも寺院の引導を不受非常に替如何と存候分は斷りを申寺中へ不入其趣寺社奉行所へ訴出候様にと申付候事  
亥十二月二十七日

此度被 仰出候御堅章一通指遣候於諸鄉村委細致承知屹度相守り候様御申付可在之候以上  
十二月二十八日

- 藤澤 九 右 衛 門 郡奉行
- 野口 九 郎 太 夫
- 宮下 義 右 衛 門
- 木村 忠 右 衛 門

藤澤 太郎 右衛門 殿 代官

傳へ言ふ此制禁を出されし際のことなるへし前の北方の三子役所に呼出され一人つゝ奉行衆の前にて其方共相學候學問は如何様之筋に候哉と訊ねられ一人は天下之大道を相學ひ候一人は天下の中道を相學候一人は孝悌忠信の道を相學ひ候と答へて退出せりと然して貞享二年に至り左の仰達により心學の制禁を解かる

近年士庶人心學修行其徒爲群士俗疑之流言多依之既に御禁令被仰出候得共怪所行一切無之候旨被聞召届候孝悌忠信之教四民一日不可懈之道候間存寄次第可學旨御意候

乙丑十二月二十五日

其後年を経月を過ぐるに従ひ斯道も漸次に衰頽し藤學の口授絶えんとするに當り井上國直小田出で先格の跡を慕ひ難波翁大阪の二見子の遺書に基き中野義都上高額に住す矢部直言小荒井を友として研究し三人共に斯學に悟入し諸方の同志に親炙し唱導に力めたるを以て再び盛なるに至れり故に此三人を會津藤學の中興者とし北方後の三子と稱するに至れり矢部直言の如きは鹽川一、六、漆、二、七、上高額の三、小田付四、九、小荒井の五箇所に集會日を定め毎日巡回教示を爲し百座一日も缺きしことなかりきといふ寶永年中同志の間に定めたる會約あり左の如し

會約

- 一 凡學友之集會、以謙虛爲主、以任性的爲要、可求輔仁之益
  - 一 雜話戲語禁之、若議論絶則、默止可存養
  - 一 飲酒不可過三行、勿獻酬、而強之不可及大盞
- 右條件各自可慎守、過而違之則宜規制焉

寶永二年乙酉四月

日

會陽諸生記之

會約一人を推して學長と爲し會友は學長の示導を仰き次第に前學長より後學長に其道統を傳へ來りしか安永七年に至り同志間に傳はる藤樹の手東一卷曾て江府の同志濱名久吾より小荒井の矢部角右衛門に贈れるものを藤門學統を傳ふる

共に之を授受することとし每會學長捧讀し同志謹聽し先生の徳を想望景慕すること恰も生者に事ふるか如し其後數傳し來りしか安政七年穴澤準說逝去以來學統を傳ふる人なく藤學遂に絶え藤樹の手東一卷は現存して岩月村字入田付三浦定衛の家に藏せり今同志中主なる人々を擧ぐれば左の如し

- 矢部惣四郎 小荒井の人なり諱惟方といふ延寶五年歿す
- 五十嵐養庵 小田付の人なり諱直元といひ覺兵衛と稱す寶永五年歿す
- 遠藤謙庵 上岩崎の長なり諱は玄道庄七郎と稱す正徳二年歿す
- 東條方秀 上高額の長なり長五郎と稱す元祿九年歿す
- 遠藤松齋 謙庵の子なり諱は常尹孫三郎と稱す享保十九年歿す
- 森代松軒 五十嵐養庵の子なり諱は元好平兵衛と稱す延享三年歿す
- 東條清助 方秀の嗣子諱は方義享保三年歿す
- 小池七左衛門 高吉の長なり諱は常矩寛延三年歿す
- 矢部文庵 惣四郎の甥なり諱は惟定甚次郎と稱す寶曆四年歿す
- 東條清藏 方秀の孫諱は次賢延享二年歿す
- 東條東休 清藏の弟なり諱は成徵清右衛門と稱す天明三年歿す
- 東條貞藏 次賢の長男なり諱は惟傳後岡山の子半平の婿となる天明六年歿す
- 東條新左衛門 貞藏の弟なり諱は方堯安永七年歿す
- 井上作左衛門 小田付の長なり諱は友信寶曆九年歿す

井上安貞  
 矢部湖岸  
 栗村伊右衛門  
 鈴木佐助  
 五十嵐忠右衛門  
 東條新十郎  
 北川親懿  
 東條武右衛門  
 栗村以敬  
 東條廣右衛門  
 矢部徳次右衛門  
 中野理八郎  
 年歿す  
 加藤銀藏  
 新明半兵衛  
 長島平七  
 石川與左衛門

友信の弟なり諱は國直忠左衛門と稱す寛政二年歿す  
 文庵の猶子なり諱は直言覺右衛門と稱す享和二年歿す  
 鹽川の人なり  
 下窪の長なり  
 上高額の長なり諱は常成安永九年歿す  
 方堯の嗣子なり  
 漆の人なり助十郎と稱す後坂内と改姓す文政元年歿す  
 上高額の長なり諱は次慎安永五年歿す  
 鹽川の人なり諱は珍英谷右衛門と稱す文化十一年歿す  
 東休の猶子なり  
 湖岸の嗣子なり諱は直麗といふ  
 會津の家臣なり諱は義都惜我と稱す故ありて上高額に居ること二十餘年寛政十年歿す  
 蘆平の長なり寛政十年歿す  
 小田付の人なり諱は宗廣といふ  
 小荒井の人なり諱は富修といふ  
 金川の長なり

五十嵐仁右衛門  
 矢部甚次郎  
 坂内伊兵衛  
 井上忠左衛門  
 矢部覺左衛門  
 穴澤準  
 三浦友八  
 眞宮謙長  
 穴澤元章

上高額の長なり  
 惣四郎の後なり諱は惟督といふ  
 北川親懿の嗣子なり諱は親陽天保七年歿す  
 安貞の嗣子なり  
 直麗の嗣子なり  
 鹽川の人なり後小荒井に移り住む  
 入田付の人なり諱は親馨といふ  
 稻田の人なり  
 準説の嗣なり

二 維新後 明治維新後諸般の制度改革せらるゝと雖も明治二三年までは寺小屋教育繼續せらるされど戦後のことゝて甚た振はず明治三年二月國の大中小學規則を定めらるゝや若松縣は翌四年若松に一の中學校を設立し地方青年の教育を施すに至りしか本郡よりの入學者至て稀少なりき明治五年八月教育に關する太政官布告出つ其末節に曰く

自今以後一般ノ人民必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ體認シ其愛育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ス學ニ從事セシメサルハカラサルモノナリ  
 と以て其趣旨の存する所を見るべく明治新教育の本源茲に存せりと斷するを妨げず同時に學制の發布あり之に基き翌六年より各町村に學校を開きて教授すと雖も未だ一定の教則の制定なきを以て適宜に

讀書算術習字等を教授せしか同八年四月若松縣より小學校教則の發布ありしより漸く普通教育の端緒を開くに至れり其學級及年限左の如し

上等小學 八級 下等小學 八級 通して八箇年

明治十二年九月教育令の發布あり其要旨左の如し

小學校は普通の教育を兒童に授くる所にして其學科を讀書習字算術地理歴史修身の初歩とす土地の情況に依り算術唱歌體操等を加へ又物理生理博物の大意を加ふ殊に女子の爲には裁縫等の科を設く

學務委員をおき其町村民をして之を選はしむ

兒童は六歳より十四歳までの間少くも十六箇月は普通教育に就かしむるを以て父母後見人等の責任とす

公立小學校は八箇年を以て學期とし四箇年より短くするを許さす

明治十三年十二月教育令改正の布告ありて小學校の學級を高等中等下等とし前二者は各六級とし下等を四級と定めたるか改正令の要旨左の如し

學科は現行の儘とし已を得ざる場合に於ては地理歴史を課せざることを得學務委員には戸長自ら其一員たることを許し小學科三箇年の課程を終らざる者は已を得ざる事故あるに非されは少くとも毎年十六週日以上就學するを要す三箇年修了後と雖も相當の理由あるに非されは毎年就學せしむるを要す

明治十四年五月文部令第十二號を以て小學校教則綱領を公にしたり要旨左の如し

小學校を分ちて初等中等高等の三等とす

小學初等科は修身讀書習字算術の初歩及唱歌體操とす但唱歌は教授法の整ふを待て之を設くへし

小學中等科は初等の續きに地理歴史圖畫博物物理の初歩を加へ殊に女子の爲には裁縫科を設くるものとす

小學高等科は中等の續きに化學生理幾何經濟の初歩を加へ女子のためには經濟等に代へ家事經濟の大意を加ふ

小學校の學期は初等及中等科は各三年とし高等科を二箇年とす

明治十九年一月國民教育の修身教科に指針たらしむべく宮内省藏版の幼學綱要一部を全國各學校に頒布せられ本郡各小學校も亦其恩典に浴するを得たり同年四月勅令第十四號を以て改定小學令を公布せらる其要旨左の如し

小學校を分ちて高等尋常の二種とす

父母後見人等は十四歳迄學齡兒童をして普通教育を受けしむる義務を負ひ兒童をして必ず尋常小學校の教科を了へしむるを要す

土地の狀況に依りては小學簡易科を設けて尋常小學校に代用せしむることを得

同年五月文部省令第八號を以て小學校の學科及其程度を同第一號を以て小學簡易科要領を公布せらる其要旨左の如し

尋常科高等科各四箇年とす  
尋常小學校の學科は修身讀書算術作文習字體操とす土地の情況によりては圖畫唱歌の二科若しくは二科を加ふることを得

高等小學校の學科は修身讀書作文習字算術地理歴史理科圖畫唱歌體操裁縫とす土地の情況により英語農業手工商業の二科若しくは二科を加ふることを得

土地の情況によりては尋常科修業年限外六箇月以上十二箇月以内温習し且補習せしむることを得

同年十二月福島縣は簡易科の修業年限を三箇年と定む明治二十三年十月勅令第二百十五號を以て小學令を公布せらる其要領左の如し

尋常小學校の教科目は修身讀書作文習字算術體操とす但土地の情況により體操を缺くことを得又日本地理日本歴史圖畫唱歌手工の一科目若しくは數科目を加へ女兒のために裁縫を加ふることを得

高等小學校の教科目は修身讀書作文習字算術日本歴史日本地理外國地理理科圖畫唱歌體操とし女子のために裁縫を加ふるものとす但土地の情況によりては外國地理唱歌の一科若しくは二科目を缺くことを得又幾何の初步外國語農業商業手工の一科若しくは數科目を加ふることを得

尋常小學校に補習科を置くことを得

尋常小學校の修業年限は三箇年又は四箇年とし高等小學校の修業年限は二箇年又は四箇年とす

學齡兒童を保護すべきものは尋常小學校の教科を卒らざる間は就學せしむるの義務あるものとす

同年十月三十日を以て教育に關する大詔を煥發し明治の國民道德に千載動かすべからざるの基礎を

据ゑ給へり翌三十一年日本文部省は勅語の謄本を全國各小學校に頒ち同時に普通國民教育に關する大體の方針を明示したり

明治二十三年八月勅令第三百四十四號を以て小學令の一部に改正を加へらる其要旨左の如し

學科目中讀書作文習字を併稱して國語科とす

授業料は尋常科に於て徴收せざるを本則とす

義務教育年限三箇年を四箇年とす

明治四十年三月小學校令の一部に改正を加へらる其要旨左の如し

尋常小學校の修業年限を六箇年とし高等小學校の修業年限を二箇年とす但し三箇年に延長することを得

尋常小學校の教科目に日本歴史日本地理理科圖畫唱歌を加へ女兒には裁縫をも必須科とす別に隨意科として手工を課す

## 第二節 小學校

明治五年八月始めて學制の發布せらるゝや若松縣は翌六年二月布達第三十二號を以て學校組合區域を示さる即ち管内四大區九十七小區に基き設立することゝなり本郡は其第四大區に屬し二十七小區に分ち各一箇の小學校を設立するに至れり而して通學不便の地には分校を設く今創立當時の學校名及位置等を左に擧ぐ

十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
五七二	五〇三	四四九	六九一	五四四	五七七	五六四	五〇九	七七七	六七〇	四四二	六五九
<p>町                  小荒井上町                  小荒井仲町・四ッ谷                  大荒井新田・飯田                  小荒井南町・清次袋                  村松・北原新田                  塚原・坂井                  太郎丸・高吉・泉分・補五免                  小田付北町                  小田付南町                  稻田・下臺・上勝                  稻村・上田                  關柴・中田付</p>											
<p>村名                  小田付小學へ入學                  以上小荒井小學へ入學</p>											

明治七年十二月を以て從來の學區は通學上不便なるの故を以て別に學區を設置し地位に應し數區を合して一校を置き之を聯區と稱することとなり本郡は左の百四箇の小學區に改まる

第二十七小區	第二十六小區	第二十五小區	第二十四小區	第二十三小區	第二十二小區
同	同	同	同	同	同
年五月二十八日	年七月三十一日	年六月三十一日	年三月三十一日	年六月二十五日	年五月二十一日
金城曲村(寺)	内野村(寺)	酸川野村(民家)	猪苗代町(民家)	嘉堂觀村(寺院)	三城海村(民家)
七十一人	二十四人	三十六人	六十九人	三十三人	六十九人

第二十一小區	第二十小區	第十九小區	第十八小區	第十七小區	第十六小區	第十五小區	第十四小區	第十三小區	第十二小區	第十一小區	第十小區	第九小區	第八小區	第七小區	第六小區	第五小區	第四小區	第三小區	第二小區	第一小區
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
年三月一日	年三月五日	年六月十五日	年七月十五日	年六月十五日	年六月十五日	年五月十五日	年五月十五日	年四月十五日	年四月十五日	年三月十五日	年六月二十五日	年四月二十日	年五月十一日	年五月十一日	年五月十一日	年五月十一日	年五月十一日	年五月十一日	年五月十一日	年五月十八日
大西寺村(寺院)	上沼連村(寺院)	小鹽村(民家)	大鹽村(民家)	漆倉村(寺)	熊倉村(寺)	堂畑村(寺)	小荒井村(寺院)	小田付村(寺院)	上岩崎村(民家)	熱鹽村(寺)	五目宮村(寺)	上三宮村(寺)	藤澤村(民家)	吉田村(民家)	樟山村(郷倉)	木曾村(郷倉)	慶徳村(寺)	鐵召村(寺)	上窪村(寺)	鹽川村(村)
五十人	九人	六十人	六十人	百二十六人	百二十六人	百三十人	百五十人	百五十人	十八人	六人	六十五人	六十五人	五十三人	五十三人	五十三人	五十三人	三十人	百七十九人	三十人	百七十二人

小學區號	人口	町	村	名
三十五	四四三	上岩崎	大澤	上岩崎小學へ入學
三十六	四一五	天澤	宮前	天澤小學へ入學
三十七	五三三	入田付		入田付小學へ入學
三十八	五九五	熱鹽	日中	熱鹽小學へ入學
三十九	七五五	黒川	金屋	黒川小學へ入學
四十	四八〇	栗生澤	宇津野	栗生澤小學へ入學
四十一	四八四	針生	根岸	針生小學へ入學
四十二	四二〇	百木田中	中川原	百木田中・中川原・半在家・岩尾 五目・下谷地・赤崎新田 五目小學へ入學
四十三	四六一	吉志田	中村	吉志田・中村・高畑 上三宮 上三宮小學へ入學
四十四	四四〇	讓屋	五分一	讓屋・五分一・鷺田 下三宮・岩澤・細谷 見頃 下三宮小學へ入學
四十五	六二二	藤澤	川隅	藤澤・川隅・賢谷 早稻谷・本水分 藤澤小學へ入學
四十六	五五四	板澤	沼平	板澤・沼平・脊戸尻・岩尾 一ノ戸・撫水分・村杉分・藤卷 板澤小學へ入學
四十七	四七二	極入	小屋	極入・小屋・梨平・小山 真ガ澤・宮野・小綱木・大船澤・仲町 一ノ戸小學へ入學
四十八	六二二	中澤	出戸	中澤・出戸・山浦・鹽・井間 吉田・新田・道目・下松・新町・向原・杉山・川口 吉田小學へ入學
四十九	五〇九	吉田	新田	吉田・新田・道目・下松・新町・向原・杉山・川口 吉田小學へ入學
五十	六七〇	平明	呼賀分	平明・呼賀分・泥浮分・原村・新村・樟山 滑澤・瀧澤・柴崎・橋立 赤岩・橋屋・月中・井谷・八重窪・中山・大蘆 利田・瀧下分・萩野・吹屋・西海枝・黄栗 小土山・大谷・三方・高目・漆窪・小清水分 舟引・中反・堂山・宮古 館原・三山新田・廣野 木曾・船岡 上林・下・洲谷澤 寺内・小布瀬原・川吉新田・一郷分 宮在家・舞臺田分 松野・堀出新田 慶徳西分・同東分・川前分 新宮・山崎・真木 長尾・能力・綾金 大木・田原・新尾田 大澤・萬力 赤星・貝沼 鑑召・第六天・沖 柴城臺分・荒分・菅井・漆井 一ノ戸・新井田谷地 下高額・源太屋敷・太田 上高額・下勝・西中明・堂畑 下高額小學へ入學
五十一	四四三	滑澤		滑澤小學へ入學
五十二	四六八	赤岩		赤岩小學へ入學
五十三	四九一	利田		利田小學へ入學
五十四	四三三	小土山		小土山小學へ入學
五十五	三九八	舟引		舟引小學へ入學
五十六	四一八	木曾		木曾小學へ入學
五十七	一五六	寺内		寺内小學へ入學

小學區號	人口	町	村	名
十三	四〇六	上岩崎	大澤	上岩崎小學へ入學
十四	五八五	天澤	宮前	天澤小學へ入學
十五	七五五	入田付		入田付小學へ入學
十六	四八〇	熱鹽	日中	熱鹽小學へ入學
十七	四八四	黒川	金屋	黒川小學へ入學
十八	四二〇	栗生澤	宇津野	栗生澤小學へ入學
十九	四六一	針生	根岸	針生小學へ入學
二十	六二二	百木田中	中川原	百木田中・中川原・半在家・岩尾 五目・下谷地・赤崎新田 五目小學へ入學
二十一	四四〇	吉志田	中村	吉志田・中村・高畑 上三宮 上三宮小學へ入學
二十二	七〇一	讓屋	五分一	讓屋・五分一・鷺田 下三宮・岩澤・細谷 見頃 下三宮小學へ入學
二十三	四五八	藤澤	川隅	藤澤・川隅・賢谷 早稻谷・本水分 藤澤小學へ入學
二十四	六二二	板澤	沼平	板澤・沼平・脊戸尻・岩尾 一ノ戸・撫水分・村杉分・藤卷 板澤小學へ入學
二十五	五五四	極入	小屋	極入・小屋・梨平・小山 真ガ澤・宮野・小綱木・大船澤・仲町 一ノ戸小學へ入學
二十六	四七二	中澤	出戸	中澤・出戸・山浦・鹽・井間 吉田・新田・道目・下松・新町・向原・杉山・川口 吉田小學へ入學
二十七	六二二	吉田	新田	吉田・新田・道目・下松・新町・向原・杉山・川口 吉田小學へ入學
二十八	五〇九	平明	呼賀分	平明・呼賀分・泥浮分・原村・新村・樟山 滑澤・瀧澤・柴崎・橋立 赤岩・橋屋・月中・井谷・八重窪・中山・大蘆 利田・瀧下分・萩野・吹屋・西海枝・黄栗 小土山・大谷・三方・高目・漆窪・小清水分 舟引・中反・堂山・宮古 館原・三山新田・廣野 木曾・船岡 上林・下・洲谷澤 寺内・小布瀬原・川吉新田・一郷分 宮在家・舞臺田分 松野・堀出新田 慶徳西分・同東分・川前分 新宮・山崎・真木 長尾・能力・綾金 大木・田原・新尾田 大澤・萬力 赤星・貝沼 鑑召・第六天・沖 柴城臺分・荒分・菅井・漆井 一ノ戸・新井田谷地 下高額・源太屋敷・太田 上高額・下勝・西中明・堂畑 下高額小學へ入學
二十九	五四三	滑澤		滑澤小學へ入學
三十	六二六	赤岩		赤岩小學へ入學
三十一	五五九	利田		利田小學へ入學
三十二	六一二	小土山		小土山小學へ入學
三十三	五〇九	舟引		舟引小學へ入學
三十四	六七〇	木曾		木曾小學へ入學

小學區號	人口	町村名	名
八十八	五七〇	大寺上分・大寺下分	大寺小學へ入學
八十一	四五九	本寺・源橋	
八十二	四六一	布藤・磨上新田・一澤	
八十三	四八七	戸口・三本木新田・金澤新田・蟹澤・西窪・櫻川・行律	三城瀉小學へ入學
八十四	五三七	土田新田・五十軒・袋新田・釜井・大在家	
八十五	五六〇	三城瀉・新在家・東眞行・西眞行・南眞行	上西連小學へ入學
八十六	六四二	赤枝・落合・入倉	
八十七	四二五	百日貫・堤崎・島田	嘉堂觀小學へ入學
八十八	五二七	嘉堂觀・牛沼新田・入江・相名目・蜂屋敷・廻谷地	
八十九	四九一	西館・南土田	
九十	五八二	本町	本町小學へ入學
九十一	六四九	新町上分・新町下分	
九十二	四三二	中町・土町・町堤崎・町島田	
九十三	六七二	北高野・東谷地・今和泉・北窪・見禰・谷地	
九十四	三四四	澁谷・長坂新田	
九十五	六〇六	酸川野・白木城	酸川野小學へ入學
九十六	三七七	木地小屋・遠澤小屋・高森・大原新田	
九十七	四二六	小田・水澤	
九十八	五六二	下館・堀切	
九十九	五九七	内野・萩窪・明戸・東館・曲淵	内野小學へ入學
百	六五〇	白津南分北分・幸野・新屋敷	
百一	四二三	小平瀉・松橋・中目	
百二	四四二	金曲東西・夷田新田	金曲小學へ入學

小學區號	人口	町村名	名
五十八	四三八	中目・布流・三城目	熊倉小學へ入學
五十九	三七六	中里・東中明・京出	
六十	五三四	熊倉上分・館	
六十一	五七〇	熊倉下分・高柳	
六十二	五九一	漆・谷地分	漆小學へ入學
六十三	六六五	下柴・下吉・平林	
六十四	二三四	關屋・土合分・樟	
六十五	八五九	大鹽・上川前・下川前	大鹽小學へ入學
六十六	四五八	檜原	檜原小學へ入學
六十七	四六六	小沼・吉澤	小沼小學へ入學
六十八	五二三	獅子澤・鷹平・本林	
六十九	六八八	七本木・金澤・辻・宮ノ目	
七十	三八一	上利根川・下利根川・高木・下小出	
七十一	三七〇	新井田・上江・別符	
七十二	五三六	上遠田・下遠田	鹽川小學へ入學
七十三	五四〇	鹽川古町・同中町	
七十四	五五六	鹽川荒町・同新町	
七十五	四八八	上窪・下窪・三橋	上窪小學へ入學
七十六	五八三	常世・中道地分・金森	
七十七	五九一	竹屋・田中・松崎・上原・中屋敷・南屋敷	
七十八	四三二	金川・深澤	
七十九	三九二	上西連・下西連	



明治八年八月行政區畫を改正し小村を合同し村域を廣めたりされと學區域には變更なく學校の名稱のみ改まれり

明治十六年六月小學區學校等位を左の通り指定せらる

小學區號	人口	町	村	名
百三	六六〇	都澤	關脇	壺下
百四	四三四	山瀉	楊枝	山瀉小學へ入學

第一番小學區

喜多方・村松・一井・高堂太・米室・澤部・鳥見山・大都・楳野・宮津・新宮・豐岡・山科・三津井・上高額・西勝・入田付・大飯坂・松舞家・平林

高、中、初等 第一喜多方小學校

第二番小學區

上三宮・熱鹽・吉川・相田・山田・三谷・加納・米岡・宮川

高、中、初等 加納校

第三番小學區

鹽川・遠田・新江水・小符根・窪・金橋・天沼・新井田谷地・常世・中屋澤・五合・三吉・會知・吉沖・四奈川・大田木・源太屋敷・赤枝

高、中、初等 鹽川校

第四番小學區

熊倉・都・關屋・北山・下吉・關柴・下柴・新合・雄國・豐蘆

高、中、初等 北山校

第五番小學區

大鹽・檜原

高、中、初等 大鹽校

第六番小學區

猪苗代・西館・千代田・磐瀨・磐保・磐里・堅田・若宮・寶養・三郷・八幡

高、中、初等 猪苗代校

第七番小學區

川桁・金田・中小松・關部・壺楊・山瀉

高、中、初等 金田校

第八番小學區

三ツ和・長田・磐根・翁澤

高、中、初等 三ツ和校

第九番小學區

磐梯・夏科・大谷  
高、中、初等 磐梯校  
中、初等 大谷校

第十番小學區

山部・小舟寺・木幡・一川・蓬萊・上郷・揚津・磐見・相川・朝倉・早稻谷・一ノ木  
高、中、初等 相川校  
中、初等 山部・木幡・蓬萊・磐見・一ノ木・小舟寺  
初等 揚津・朝倉の二校

第十一番小學區

笹川・富士・三河・豊洲・大綱木  
高、中、初等 豊洲校

第十二番小學區

元島・飯里・飯澤・飯根・高陽根・豊島  
高、中、初等 飯里校  
中、初等 元島校

明治十九年十月小學校令の發布あり町村立小學校設置規則に基き同年十二月縣令甲第一五八號を以て二十六學區二十六校に改定せられ同二十年四月より實施す

學區番號	學 校 名	本校位置	分教室位置	學 區 内 町 村 名
一	喜多方高等小學校	喜多方町	米室村	喜多方町・大飯坂村・澤部村・村松村・米室村
二	宮津尋常小學校	宮津村	入田付村	宮津村・入田付村・鳥見山村・大都村
三	高堂太尋常小學校	高堂太村	平林村	高堂太村・一井村・上高瀬村・西勝村・平林村・樺野村・三津井村
四	豊岡尋常小學校	豊岡村	山科村	松舞家村・豊岡村・山科村・新宮村

喜多方町外十九箇村

上三ノ宮村外八箇村

五	加納尋常小學校	加納村	加納村	加納村・米岡村・宮川村
六	山田尋常小學校	山田村	山田村	山田村・熱鹽村・相田村
七	上三宮尋常小學校	上三宮村	吉中村	上三宮村・三谷村・吉川村

鹽川村外十七箇村

八	鹽川高等小學校	鹽川村	三吉村	鹽川村・遠田村・窪村・小符根村・源大屋敷村・新口村・新井田谷地村・三吉村・赤枝村
九	四奈川尋常小學校	四奈川村	大田木村	四奈川村・大田木村・吉川村・會知村・天沼村
一〇	竹屋尋常小學校	中屋澤村	常世村	中屋澤村・常世村・五合村・金橋村

熊倉村外九箇村

一一	熊倉尋常小學校	熊倉村	雄國村	熊倉村・都村・豊蔵村・新合村・雄國村
一二	北山尋常小學校	北山村	下柴村	北山村・下柴村・下吉村・關屋村・關柴村

大鹽村外一箇村		一三	大鹽簡易小學校	大鹽村	檜原村	大鹽村・檜原村
猪苗代町外十箇村		一四	猪苗代高等小學校	猪苗代町	磐瀨村	猪苗代町・磐保村・磐瀨村・千代田村・西館村・堅田村・磐里村
		一五	三郷簡易小學校	三郷村	若宮村	三郷村・若宮村・蟹養村
		一六	八幡尋常小學校	八幡村		八幡村・川桁村
金田村外四箇村		一七	金田尋常小學校	金田村	壺楊村	金田村・關都村・壺楊村・中小松村
		一八	山瀉簡易小學校	山瀉村		山瀉村
三ツ和村外三箇村		一九	三ツ和尋常小學校	三ツ和村	翁磐澤村	三ツ和村・長田村・磐根村・翁澤村
磐梯村外二箇村		二〇	磐梯尋常小學校	磐梯村	大更谷村	磐梯村・大谷村・更科村

山都村外十一箇村		二一	山都尋常小學校	山都村	小舟寺村	山都村・一川村・磐見村・小舟寺村
		二二	相川尋常小學校	相川村	朝倉村	相川村・早稻谷村・朝倉村・一ノ木村
		二三	木幡尋常小學校	木幡村	蓬萊村	木幡村・蓬萊村
		二四	揚津簡易小學校	揚津村		揚津村・上郷村
豊洲村外四箇村		二五	豊洲簡易小學校	豊洲村	大綱木村	豊洲村・笹川村・大綱木村・三河村・富士村
元島村外五箇村		二六	元島簡易小學校	元島村	飯里村	元島村・豊島村・高陽根村・飯里村・飯根村・飯澤村

明治二十年四月より同二十三年四月に至る間に於ける主なる異動を左に記す  
 喜多方・鹽川猪苗代の三校は明治二十一年三月高等尋常小學校と改稱す  
 竹屋小學校は明治二十一年學區内金橋村を鹽川村に屬せしめ簡易小學校に變更す  
 山都小學校は明治二十一年四月學區内磐見村を揚津小學校に編入せり  
 相川小學校は明治二十一年四月簡易小學校に改む

揚津小學校は明治二十一年四月磐見村を當學區に編入し上郷及磐見に分教室を設けたり  
 三郷小學校は明治二十年五月蠶養尋常小學校と改め三郷村に分教場を増置し若宮の分教場一箇を減  
 す  
 明治二十三年三月縣令第二十四號を以て學區位置等改正せられ左の二十五區二十九校となり同年四  
 月より實施す此改正や町村自治制實施の影響に依るものにて其目的一自治區を一學區とするに在り

學區番號	學校名	本校位置	分教場位置	學區内町村名
一	喜多方高等小學校	喜多方	入田付	喜多方町
二	岩月尋常小學校	岩月	岩月	岩月村
三	平林尋常小學校	平林	西勝	關柴村
四	豐川尋常小學校	豐川	豐川	豐川村
五	松山尋常小學校	松山	松山	松山村
六	山田尋常小學校	山田	山田	熱鹽村
七	加納尋常小學校	加納	加納	加納村
八	上三宮尋常小學校	上三宮	上三宮	上三宮村
九	慶徳尋常小學校	慶徳	慶徳	慶徳村
一〇	堂島尋常小學校	堂島	堂島	堂島村
一一	鹽川高等小學校	鹽川	鹽川	鹽川村・姥堂村
一二	駒形尋常小學校	駒形	駒形	駒形村

明治二十三年四月以後に於ける主なる異動を左に記す  
 明治二十六年三月喜多方鹽川猪苗代の三校は尋常高等小學校と改稱せり

學區番號	學校名	本校位置	分教場位置	學區内町村名
一三	熊倉尋常小學校	熊倉	熊倉	熊倉村
一四	北山尋常小學校	北山	北山	北山村
同	大鹽簡易小學校	大鹽	大鹽	大鹽村・檜原村
一五	猪苗代高等小學校	猪苗代	猪苗代	猪苗代町・磐瀨村・磐保村
一六	千里尋常小學校	千里	千里	千里村
一七	吾妻尋常小學校	吾妻	吾妻	吾妻村
一八	八幡尋常小學校	八幡	八幡	長瀨村
一九	金田尋常小學校	金田	金田	月輪村
同	山瀧簡易小學校	山瀧	山瀧	同
二〇	三ツ和尋常小學校	三ツ和	三ツ和	翁島村
二一	磐梯尋常小學校	磐梯	磐梯	磐梯村
二二	山都尋常小學校	山都	山都	山都村・小川村
同	木幡簡易小學校	木幡	木幡	木幡村
同	揚津簡易小學校	揚津	揚津	山郷村
二三	相川簡易小學校	相川	相川	相川村・朝倉村・一ノ木村・早稻谷村
二四	新郷尋常小學校	新郷	新郷	新郷村
二五	元島簡易小學校	元島	元島	奥川村

喜多方尋常高等小學校は明治三十九年六月女子を分離して一校を設け本校は喜多方男子尋常高等小學校と改稱するに至れり

岩月小學校は明治三十五年十一月より位置を稻村に變更し同時に入田付村は分離して入田付尋常小學校を設置せり

平林小學校は明治二十六年四月西勝分教室は獨立して西勝尋常小學校となせしか同三十九年十二月平林・西勝の二校を合併して現位置に設置し關柴尋常小學校と改稱するに至れり

川小學校は設置當時假りに下高類及高吉の二寺院を充用し其後十六年を経て漸く明治三十九年十一月を以て現位置に設置するに至れり

山田小學校は明治二十五年十二月熱鹽小學校と改稱し同三十四年四月高等科二箇年程度を併置し同四十一年四月に至り高等科を廢止す

加納小學校は明治三十四年三月高等科<sup>二學年程度</sup>を併置し後三十六年より三箇年同三十九年四月より四箇年程度に改む

上三宮小學校は明治二十五年四月吉川分教場を廢し別に吉川小學校を設置せしか大正二年十二月に至り上三宮吉川の二校を合併して三ノ宮尋常小學校と改稱して現位置に設置す

慶徳小學校は明治三十四年三月高等科<sup>二箇年程度</sup>を併置し同三十六年四月より四箇年程度に改む

堂島小學校は明治二十六年四月高等科を併置し大田木の分教室を廢す

熊倉小學校は明治三十四年五月高等科を併置す

大鹽小學校は明治二十六年四月大鹽尋常小學校と改稱す

千里小學校は明治三十四年四月高等科を併置せしも同四十一年六月高等科を廢せり

吾妻小學校は明治三十五年一月高等科<sup>二箇年程度</sup>を併置し同四十一年六月高等科を廢し同四十二年三月

若宮に一分教場を増設す

八幡小學校は明治三十四年四月三郷分教場を廢し三郷尋常校となし、か同四十二年四月に至り八幡三郷の兩校を合併し一校を現位置に設置し長瀬尋常小學校と改稱す

金田小學校は明治三十三年四月高等科を併置す

山潟小學校は明治二十六年一月山潟尋常小學校と改稱し同三十四年八月壺楊の分教場を廢す

磐梯小學校は明治二十五年十月大谷分教場を廢し大谷尋常小學校を設置す

山都小學校は明治二十六年四月小舟寺分教場を廢し小川尋常小學校を設置す

木幡小學校は明治二十六年木幡尋常小學校と改稱し同三十二年九月高等科を併置す

揚津小學校は明治二十六年本校を上郷に移し山郷尋常小學校と改稱し揚津に分教場を設け同三十七年三方に分教場を設く而して同四十五年四月西海枝に西海枝尋常小學校を新設するに至り大正二年十

一月揚津分教場を廢す

相川小學校は明治二十五年一月一ノ木分教場を廢し一ノ木尋常小學校を設置せられ相川尋常小學校と改稱す

元島小學校は明治二十五年飯里分教場を廢し新に一校を置き元島尋常小學校・飯里尋常小學校の二

沼尻	加納	奥川	新郷	一ノ木	相川	四海	山郷	木幡	小川	山郷	吾妻	猪苗代	長瀬	山郷	金田	千里	翁島	大谷	磐梯	駒形	慶徳	堂島	鹽川
尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校
字沼尻	字加納	字中	字一ノ木	字一ノ木	字西海	字大谷	字上林	字小布瀬	字木曾	字木曾	字木曾	字木曾	字下館	字山郷	字金曲	字嘉堂	字三城	字四連	字大寺	字竹屋	字慶徳	字鏡召	字中町
1	4	2	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
96	109	457	266	114	220	125	294	141	211	475	794	412	122	396	302	397	200	690	428	370	578	644	
2	2	1	5	2	6	3	2	6	3	4	9	1	8	6	2	8	6	4	1	5	7	9	1
鈴木	渡邊	三宅	穴桑	桑原	竹内	佐藤	佐藤	郡原	藤崎	山郷	鈴木	鈴木	鈴木	津根	早根	茅根	唐司	山口	須田	須田	橋本	室井	田部
駒	吉	登	榮	一	治	司	八	八	八	次	耶	三	吉	馬	衛	彌	仲	次	治	清	次	次	次

校となりしか同三十六年二校を合併し高等科を併置し奥川尋常高等小學校と改稱せり  
 明治四十年十一月三日加納鑛山に尋常高等小學校を私立として創設す而して大正二年四月より高等科を廢す  
 明治四十四年三月沼尻鑛山に尋常小學校を私立として創立す  
 大正四年四月より喜多方女子校に高等科補習科を置く  
 大正六年度末現在の小學校

鹽川	熊倉	大鹽	北山	關柴	入田	岩月	熱鹽	加納	三宮	松山	喜多方	喜多方
尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校	尋常小學校
字一ノ木	字熊倉	字大鹽	字上漆	字上勝	字入田	字稻村	字金屋	字五目	字三宮	字上松	字新町	字新町
1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
357	557	244	166	392	129	362	283	511	361	295	737	842
6	1	4	4	7	3	6	6	1	6	6	1	1
土屋	佐藤	木村	宇津	三浦	治田	大塚	遠藤	野地	千葉	小野	五野	菅野
辰	佐	富	順	元	三	正	多	之	榮	寺	嵐	忠
江	吉	八	吾	盛	耶	義	仲	作	八	喜	清	夫

備考 大正六年度末現在基本金一千八百六十七圓五十錢

第二目 盲人教育

年 度	男 幼	女 幼	男 保 育 滿 期	女 保 育 滿 期	保 育 年 限	經 費	保 姆 數
明治三十九年	五〇	五六	一三	一九	二	四三九	三
同 四十年	五五	四七	一三	三〇	同	五二六	三
同 四十一年	五三	四八	四〇	三二	同	五四四	三
同 四十二年	四六	五五	三三	三四	同	五五一	三
同 四十三年	六四	五二	三〇	三五	同	五三八	三
同 四十四年	六六	四二	三八	三七	同	六四二	三
大正元年	五九	四六	四三	三二	同	五六八	三
同 二年	五六	六八	三八	四二	同	八一七	三
同 三年	五五	六七	四一	五一	同	八三八	三
同 四年	六三	五五	三六	二八	同	八五〇	三
同 五年	七四	六一	四九	四〇	同	八五九	三
同 六年	六九	四七	四六	三九	同	九一八	四

年一月十日を以て成立し同時に時局中出征軍人家族救護會が經營したる幼兒保育所を譲受け其事業を繼續し其後幼兒の増加につれ園舎狹隘を告げしに依り同四十年七月十坪を増築し婦人會は同四十三年六月四日財團法人となれり園長を原平藏とす左に當幼稚園の概況を示さん

普通教育表

年 度	男 學 齡 兒 童	女 學 齡 兒 童	男 幼 學 兒 童	女 幼 學 兒 童	男 不 就 學 兒 童	女 不 就 學 兒 童	男 就 學 步 合	女 就 學 步 合	小 學 校 數	學 級 數	男 兒 童 數	女 兒 童 數	教 育 費
明治十五年	四九〇五	四六三八	三、四〇〇	六六六	一、四〇五	三、九六三	(男) 五、五五五	(女) 四、六三三	四	—	四、六三七	四、六三七	一、四七一
同 二十年	五、五三〇	五、三九	三、六三三	七〇三	一、九二七	四、六三三	(男) 五、三二四	(女) 四、三〇五	—	—	四、三〇五	四、三〇五	—
同 二十六年	五、七六七	五、三〇	四、〇〇一	一、七五五	一、五六一	四、一三七	(男) 五、六二二	(女) 四、七三九	—	—	五、七三九	四、七三九	—
同 三十年	六、〇二二	四、九六六	五、五二四	二、一五五	三、〇七	二、八二三	(男) 五、八〇七	(女) 四、三〇七	—	—	五、八〇七	四、三〇七	—
同 三十五年	五、八八六	五、四四三	五、五七	四、〇八六	三、六	一、三三七	九、四六三	七、五〇七	—	—	九、四六三	七、五〇七	—
同 四十年	五、七五六	五、五八四	五、七〇二	五、四〇八	四、	一、七	九、〇〇六	九、〇〇六	—	—	九、〇〇六	九、〇〇六	—
大正元年	六、〇七七	五、六〇七	六、〇〇四	五、五八八	一、三	三、九	九、九七九	九、九七九	—	—	九、九七九	九、九七九	—
同 二年	六、〇五九	五、六〇	六、〇〇五	五、五八四	二、〇	三、	九、九六七	九、九六七	—	—	九、九六七	九、九六七	—
同 三年	六、一九一	五、八六八	六、一五九	五、八六八	三、	三、	九、九八八	九、九八八	—	—	九、九八八	九、九八八	—
同 四年	六、一七二	五、七八四	六、一四三	五、七三三	二、六	五、	九、九五五	九、九五五	—	—	九、九五五	九、九五五	—
同 五年	六、三〇六	五、八七〇	六、一七	五、八五	二、元	四、	九、九五四	九、九五四	—	—	九、九五四	九、九五四	—
同 六年	六、五〇一	六、一七九	六、四七	六、二八	二、元	五、	九、九三三	九、九三三	—	—	九、九三三	九、九三三	—

第三節 特種教育

第一目 幼兒教育

私立喜多方幼稚園 本園は喜多方町字小田付道上に在り同町同情婦人會の經營に係り明治三十九年八月一日を以て開園す同情婦人會は日露戰役の當時町長原平藏氏の熱心なる主唱に基き明治三十九

校名	位 置	創 立 年 月	學 科	修 業 年 限
喜多方商業補習學校	喜多方町	明治四十年六月	修、國、地、歴、算、體、商	二 箇 年
松山實業補習學校	松山村	同 四十四年九月	修、國、算、農	二 期
三宮女子實業補習學校	上三宮村	大正 元 年十二月	修、國、算、裁、農	三 期
熱鹽女子實業補習學校	熱鹽村	明治四十年十二月	修、國、算、裁	同 期
岩月實業補習學校	岩月村	同 三十九年九月	修、算、國、農	六 期
入田付實業補習學校	同 村	同 四十三年一月	同	二 期
關柴女子實業補習學校	同 村	同 四十三年一月	同	二 期
北山實業補習學校	同 村	同 四十三年一月	修、國、算、裁	三 期
大鹽實業補習學校	同 村	同	修、國、算、公民科	六 期
熊倉實業補習學校	同 村	同	同	同 期
彌川實業補習學校	同 村	同	同	同 期
堂島女子實業補習學校	同 村	大正 七 年 一月	修、國、算、農	二 期
加納實業補習學校	同 村	明治四十年二月	同	同 期
豐川實業補習學校	同 村	大正 五 年 四月	修、國、算、裁	三 期
慶徳實業補習學校	同 村	同 元 年 十一月	修、農、裁、國、算	同 期
駒形女子實業補習學校	同 村	明治四十五年五月	修、國、算、農	五 期
磐梯實業補習學校	同 村	同 四十三年一月	修、國、算、裁	二 期
大谷女子實業補習學校	同 村	大正 三 年 九月	同	同 期
翁島農業補習學校	同 村	同	同	同 期
千里農業補習學校	同 村	大正 六 年 十二月	修、國、算、農、裁	八 期
猪苗代農業補習學校	同 町	明治四十年十二月	修、國、算、農、裁	三 期
猪苗代農業補習學校	同 町	同 四十一年一月	修、國、算、農	二 期

**喜多方訓盲學校** 本校は明治四十一年七月盲人佐藤新六外三名の主唱に依り町長原平藏氏其他有志家の援助を得て同月十八日を以て創立し喜多方訓盲講習所と稱す當時盲人は毎月十日を以て會合し生理解剖の講演を聴かしめ少年盲人には毎日按鍼學及普通學科を教授せり

明治四十二年九月 東宮殿下行啓あらせらるゝや町長原平藏氏其他有志相謀り本會を記念事業として永く繼續せしめんとし同年九月十五日改めて發會式を舉げ喜多方訓盲學會と稱するに至れり明治四十三年度より町及郡より經費の補助を受け縣より事業基本金として下付せられたる金額を財源として經營し來り同四十五年五月十日本縣の認可を得て訓盲學校と改め爾來盲人教育の效果見るべきものに顯はれしを以て郡内各地より入學する者次第に増加せり大正二年十二月末には財産として金五百六圓八十四錢を有するに至る

右 會長 大波 廣 吉 明治四十二年九月より大正二年十月まで  
同 菅野 忠 夫 大正二年十二月より

#### 第四節 補習學校

時代の要求に應じ郡當局は實業補習教育の普及に向つて獎勵を加へたる結果小學校に補習學校を附設するもの明治三十九年以來郡内を通して三十二校を算するに至れり内常設の商業補習學校一、農業補習學校八、實業補習學校十六、女子實業補習學校七あり  
今之を列記すれば左の如し



校名	位置	創立年月	學科	修業年限
月輪實業補習學校	月輪村	明治四十年十二月	修、國、算、農、裁	二期
長瀨女子實業補習學校	長瀨村	同 四十四年二月	同	同
吾妻農業補習學校	吾妻村	大正元年十二月	修、國、算、農	同
山部實業補習學校	山部村	明治三十九年四月	修、國、算、歷、地、農	同
木幡實業補習學校	木幡村	同 四十五年一月	修、國、算、農	同
西海枝農業補習學校	山郷村	同	同	同
小川農業補習學校	小川村	同 三十九年十一月	同	同
山郷實業補習學校	山郷村	同 四十五年一月	同	同
相川女子實業補習學校	相川村	同 四十四年十二月	同	同
一ノ木農業補習學校	一ノ木村	同	修、國、算、農、裁	同
新郷實業補習學校	新郷村	大正二年三月	同	同

以上補習學校中喜多方町立商業補習學校は修學期も長く組織も整頓したれば教科目の程度及毎週時間数を記す、修身一時間にして道徳の要旨、國語八時間にして日常須知の文字及普通文の讀方書綴方、算術六時間にして分數歩合算加減乘除、地理歴史三時間にして一年級は内國地理歴史二年級は外國地理内國歴史、商業十一時間にして一年級は商業事項二年級は商業事項及練習、體操一時間にして體操及教練とす

### 第五節 中等教育

本郡は中等教育機關として大正七年より縣立喜多方中學校の設立あり私立には喜多方義塾猪苗代日新館あり大正三年度まで喜多方實科高等女學校ありしか今は廢校に歸せり

**福島縣立喜多方中學校** 當校設立の議は明治三十九年來當時の喜多方町長原平藏氏を初め地方有志の唱道したる所なりしも未だ其機を得ざりき大正五年に至りて原氏は喜多方町會議員と謀り之か設立を企圖し著々調査を進めしか偶、川崎本縣知事本郡に出張せられたるを機とし事由を列擧して熱心に陳情する所あり爲に知事は設立案を具して同年の通常縣會に提議せられたり幸に大なる異論を見ずして可決せらる此前後本郡出身の縣郡會議員及有志の各方面に向つて奔走盡力せられたる所あり圖らざりき其手段方針につきて司法官憲の嫌忌に觸れ原氏以下十名は一時鐵窓の下に呻吟するの已なきに陥りたり是れ全く本校設立の爲に身を犠牲に供したるなり時に本郡及喜多方町より一萬三千四百餘坪の敷地と數萬圓の建築費とを寄附したり愈、開校せられしは大正七年四月一日にして生徒約百名内本郡より九十一名を選抜入學せしめたり創立當時の校長は大上茂喬氏にして外に教員四名あり今より五年の後職員生徒の充實したる時本校教育の見るべきものあるを期待してやまざるなり

**私立猪苗代日新館** 本館は小林榮氏の創立に係り猪苗代町宇古城町に置く大正五年九月十四日設立認可を受け同年十二月十四日を以て開校せり其目的とする所は家庭の實際に接近せる勤勉誠實なる青年を養成するに在り而して本科別科の二部を置く共に一箇年にして本科は中等教育を受け得ざる青年に補習教育を授け別科は中學校入學志願者の豫備教育を爲す學科目には修身、國語、漢文、算術、實業課外にして農業理論、實習、商業經濟、簿記あり大正六年度に第一回卒業生二十二名を出し現に六十名の生徒あり

**私立喜多方義塾** 本塾は齋藤才八氏の創設に係り喜多方町字上町の自宅を以て塾舎に充て明治三十五年十一月開塾し師範學校入學、教員檢定受験等の準備として普通學を授くる所なりしか明治四十

昭和十一年十二月  
用校

三年十一月齋藤氏不幸にして逝去せられし後高畑源四郎氏之を繼承し同十四年四月改めて補習部及准教員養成部の二部に分ち各部共修業年限を一箇年とす大正三年より塗物町に移轉せり本郡には此種の機關不備なるを以て創立當時より相應の生徒を收容す然れども近村農家の子弟多きを以て冬季農閑の時季には生徒増加し翌春に至れば減少するを常とす教科目は修身、國語、漢文、算術、地理、歴史、理科、英語、教育、圖畫、体操等なり

### 第六節 社會教育

本郡は未だ社會教育の設備完からざれども各町村に青年會の組織ありて地方風紀の改善學術の研究農蠶業の進歩自治民育の發達に努めつゝあり又之を統一せる郡青年會の設あり尙郡に於ては巡回文庫を設け各町村に巡回して閱覽に供せり喜多方町には私立通俗圖書館ありて衆人の閱覽に供せり其他記念文庫婦人會處女會報德會等ありて地方風紀の改善智徳の増進並に産業の發達を促しつゝあり

#### 第一目 圖書館、文庫

一 喜多方町の圖書館經營 喜多方町は曩に 東宮殿下御慶事記念として圖書館の經營を爲さんとし明治三十三年五月より其基本として毎年十餘圓の積立を爲し現に金百三十三圓七十七錢あり而して同三十五年四月圖書館敷地として司法省より字中川原段別六畝歩若松裁判所喜多方出張所敷地の一部を無償にて譲り受けたるも未だ開設の重ひに至らず

#### 二 私喜多方通俗圖書館

本館は喜多方町字新町に在り大正三年十二月原平藏氏の獨力創設する所にして専ら書籍の選擇に重きを置き誠意國民教育に資し併せて地方の文化を進め社會の進歩を促すに努力しつゝあり大正六年度の藏書數和漢洋併せて二千四百六十四部同年度の經費五百二十三圓なり大正五年度閱覽人員五千七百六十一人の多きに達せり

#### 三 喜多方小學同窓會記念文庫

本記念文庫は喜多方小學同窓會の經營に係り明治四十二年九月東宮殿下東北行幸の記念として會員及有志者より寄附を募集し設立したるものなり

場所 喜多方男子尋常高等小學校内

圖書數 和漢洋の書籍凡そ五百部

#### 四 耶麻郡巡回文庫

明治四十四年六月耶麻郡の事業として巡回文庫を設置す本文庫は戊申詔書の聖旨を奉戴し精神訓育を奨め町村自治の改善風紀の振肅を圖るを以て目的とし書籍を購入し郡衙より各町村に巡回閱覽に供せしめつゝあり

#### 五 其他の文庫

前記の圖書館文庫の外町村の青年會有志者等に依りて圖書を蒐集せるもの又小學校に附設せられたる簡易文庫とも稱すへき類少からず

### 第二目 青年會

郡長青沼鋒太郎氏赴任以來地方改良の第一著として青年訓育の急務なるを感し之か指導誘掖を怠らざりしか各町村とも競うて青年會を設くるに至り今や其數三十五會員約六千人ありて各會風紀の改善



同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 表	賞 與 金 品	彰 狀	年 月 日	資 格	氏 名
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 表	賞 與 金 品	彰 狀	明 治 四 十 三 年 八 月 八 日	喜 多 方 町 長	原 平 藏
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 表	賞 與 金 品	彰 狀	同 四 十 四 年 十 月 一 日	長 瀬 村 長	原 田 三 郎
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 表	賞 與 金 品	彰 狀	大 正 元 年 八 月 十 四 日	岩 月 村 長	村 岡 三 郎
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 表	賞 與 金 品	彰 狀	同 二 年 八 月 十 九 日	熱 鹽 村 長	遠 藤 次 郎
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 表	賞 與 金 品	彰 狀	同 三 年 八 月 十 七 日	奧 川 小 學 校 長	森 田 信 榮
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 表	賞 與 金 品	彰 狀	同 四 年 八 月 十 五 日	熱 鹽 村 學 務 委 員 長	五 十 嵐 信 榮
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 表	賞 與 金 品	彰 狀	同 五 年 八 月	山 部 村 長	物 江 次 郎

五 會 津 聯 合 教 育 會 よ り 表 彰 せ ら れ た る 者

同 同 同 言	賞 與 金 品	海	年 月 日	資 格	氏 名
同 同 同 言	賞 與 金 品	海	明 治 二 十 七 年 六 月 二 十 四 日	八 幡 小 學 校 長	小 澤 政 太郎
同 同 同 言	賞 與 金 品	海	同 三 十 年 六 月 二 十 日	木 幡 小 學 校 長	栗 村 勝 太郎
同 同 同 言	賞 與 金 品	海	同 三 十 一 年 六 月 十 九 日	喜 多 方 小 學 校 訓 導	新 井 圓 次

四 縣 教 育 會 よ り 表 彰 せ ら れ た る 者

同 羽 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 金	賞 與 金 品	三 圓	年 月 日	資 格	氏 名
同 羽 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 金	賞 與 金 品	三 圓	大 正 元 年 十 月 二 十 七 日	喜 多 方 男 子 小 學 校 訓 導	新 井 圓 次
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	同 女 子 小 學 校 訓 導	松 崎 國 次
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	岩 月 小 學 校 長	大 西 茂 吉
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	熊 倉 小 學 校 訓 導	關 原 豐 之
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	豐 川 小 學 校 長	土 屋 辰 之
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	猪 苗 代 小 學 校 訓 導	浦 上 安 彦
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	同	中 川 三 郎
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	木 幡 小 學 校 長	鈴 木 勝 彦
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	金 田 小 學 校 訓 導	栗 村 勝 太郎
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	千 里 小 學 校 長	小 澤 政 太郎
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	賞 與 金 品		同	胸 形 小 學 校 長	渡 部 幸 太

三 郡 よ り 表 彰 せ ら れ た る 者

大 日 本 地 名 辭 書	賞 與 金 品	三 十 圓	年 月 日	資 格	氏 名
大 日 本 地 名 辭 書	賞 與 金 品	三 十 圓	明 治 四 十 二 年 三 月 二 十 三 日	月 輪 村 長	土 屋 重 郎
大 日 本 地 名 辭 書	賞 與 金 品	三 十 圓	同 四 十 三 年 三 月 三 十 日	金 田 小 學 校 長	金 子 綱 七
大 日 本 地 名 辭 書	賞 與 金 品	三 十 圓	同 四 十 五 年 三 月	千 里 小 學 校 長	小 林 榮 七
大 正 三 年 二 月 十 一 日	賞 與 金 品		同 大 正 三 年 二 月 十 一 日	奧 川 小 學 校 長	中 島 克 己
同 四 年 二 月 十 一 日	賞 與 金 品		同 同 四 年 二 月 十 一 日	豐 川 小 學 校 長	土 屋 辰 富
同 六 年 二 月 十 一 日	賞 與 金 品		同 同 六 年 二 月 十 一 日	喜 多 方 女 子 小 學 校 訓 導	大 竹 富 八
同 七 年 二 月 十 一 日	賞 與 金 品		同 同 七 年 二 月 十 一 日	喜 多 方 女 子 小 學 校 長	五 十 嵐 清

賞 與 金 品	年 月 日	資 格	氏 名
表 彰 狀	大正五年八月 同 六年八月	猪苗代小學校訓導 關 柴 村 長 山 濁 小 學 校 長	中 川 成 一 宇 田 幸 吉 渡 部 幸 吉
同	同	同	同

### 第九章 社寺及宗教

#### 第一節 神 社

由來會津の地は民俗敬神の念厚く神社の數も亦頗る多し葦名氏の晩年より軍國の世となり神社の荒廢に傾くもの多かりしか保科氏封せらるゝに及び正之敬神の念敦く領内の神社を調査し淫祠を廢し新祠を正祠に併せて修理を加へ社領を附し神社志及神社總錄等を著述し其緣起を明かにし以て後世の紛亂を防げり戊辰の役に郡内の神社兵燹に罹れるもの多く維新後物質的文明の侵入と共に舊來の習俗漸く變し敬神の思想も亦漸く薄らき社殿の類廢を顧みるものなきの傾向を生せしか偶、日清、日露の戰役に際し神明の加護に頼らんとする念を増し再び敬神思想の勃興を見るに至れり之に加ふるに明治四十年以來政府は之か廢合を圖り基本財産を設定し神社の維持法を確定せんことを獎勵せるを以て基本財産の設定神社の廢合社殿の修理等漸次行はるゝに至れり現下郡内に於ける神社の數は縣社三、郷社九、指定村社二十四、指定外村社五十五、小社二百六十五の多きに達せり

#### 参 考

會津神社總錄に載する本郡の神社數  
三百十八社(神社志に載するもの七十六社)

二百三十一社 社 家 司 之  
内 五十六社 僧 侶 司 之  
三十一社 社 地 存 する に 拘 へ ら ず 社 祠 は な し

#### 一 縣 社

##### (一) 磐 崎 神 社

- 一 祭 神 大山祇神 品陀和氣命 埴山姫命 息長足姫命
- 一 耶麻郡磐瀬村字見禰山鎮座 延喜式内

一 由緒 鎮座の始は舊記の存するものなきを以て知り難し社殿は古老の口碑に元明天皇和銅年中草創すと往昔は磐梯山の頂上に鎮座の所嵯峨天皇弘仁年中今の見禰山の南麓に遷座せし由なり仍て土俗峯明神と稱せしと見禰は峯の假名なり文德天皇齊衡三年神階を授けられ村上天皇天曆三年

社の由來御尋有之候由祭禮は古昔は四月十四、五日及八月二十四日より同二十九日まで修行四月十五日八月二十五日には神輿の渡御あり又八月二十五日には流鏑馬あり八月二十八日より九月三日まで馬市あり元久二年午三月猪苗代城主三浦氏社領八千三百町寄附承久元年葦名大炊介盛常の代には二千三百町寄附あり文祿三年に社領二百石寄附天正年中磨上原合戦後社地社領等廢止せらる保科正之公御入國後寛文中社殿の造營あり延寶四年七月保科正經見禰村の内社領十五石の寄附あり寛

保三癸亥年四月十二日正一位の神階を賜ふ宣旨今に存す

一 神位 正一位 寛保三年閏四月十二日 宣下 上郷今出川大納言

一 祭日 十月六日

一 寶物 主なるもの 鉾 太刀 旗 翁面 獅子頭 高杯

新編會津風土記云

堤町の北五町四十間見禰村の境内にあり此神は磐梯或は石椅 岩椅に作る延喜式に出る所の耶麻郡磐梯神社是なり鎮座の初を詳にせされとも文徳實錄齊衡三年正月己酉陸奥國石椅神加從四位下とあれは古代の勸請なること分明なり古は神殿門庶宏麗にして廻廊鐘樓及數座の末社相連り百貫文の神稅あり因て數員の神官社僧其祭を奉し祭儀最嚴重なりしとそ其後何の頃よりか零落して社頭荒蕪せしを蘆名平四郎時盛修補を加へ尊崇他に異なりしかは世々の地頭領主相續てこれを崇ひ寄附せし所の神寶數箇今に遺れり天正己丑兵亂の後當社も漸く衰へ蒲生秀行の時に至り残らず社領を沒收せられ神官等離散せしか萬治二年肥後守正之當社に參詣して歿後末社たることを告て神事を行ふ因て當社の末社として土津大明神といふは正之の靈なり筑前守正經社領十五石を寄附す四月十四日より十五日まで神輿渡御の式あり八月二十五日より九月三日まで祭禮あり又流鏑馬の式あり別に末社一座あり會津四家合考云

永仁三年乙未猪苗代峯明神寶器銘刻云

磐梯大明神云々

永仁三年閏二月十一日

藤原氏女

峯明神、則磐梯明神、而延喜式所載耶麻郡磐梯神社是也昔年從<sub>二</sub>磐梯峯上<sub>一</sub>勸<sub>三</sub>請此地<sub>二</sub>故云<sub>三</sub>峯明神<sub>一</sub>自<sub>レ</sub>爾以來世終不知<sub>二</sub>是磐梯神社<sub>一</sub>也、時寛文丙午秋、得<sub>二</sub>彼器銘<sub>一</sub>始審<sub>二</sub>磐梯神社者<sub>一</sub>是峯明神、而猪苗代屬<sub>二</sub>耶麻郡<sub>一</sub>矣

磐城明神社

横田三友

延喜式神名帳載之古來稱磐梯明神而磐梯與磐梯倭訓亦似可通矣或曰此境合四神相應、地山水高下遠近其體勢完備而最勝於他地矣又有神木櫻

四面地靈棲嶽神 青杉樹底白櫻春 磐梯山下跡何計 延喜式中名未泯 湖水南開如望海 川流東

帶不迷津 定知應有良輪在 聞說崧高降甫申

(二) 土津神社

一 祭神 保科左中將正之朝臣

磐保村字見禰山鎮座

一 由緒 靈神は大將軍徳川秀忠の子にして保科肥後守正光の養子たり寛永二十癸未年會津に封せられ晩年に及び神道を尊信し吉川惟足を師として専ら卜部家の傳を學ひ道の奥旨を極む而して寛文十一辛亥年十一月十七日惟足靈號を土津と獻るにより歿後神道の禮を以て磐梯神社の神地に葬るへきよしの遺書を老臣共に與へて子正經に告げしむ同十二年八月二十一日靈神自ら猪苗代に至

り壽藏を磐梯山の南麓見福山に見立て身は此處に納むへしと命ありて  
萬代といはひ來にけり會津山高天の原にすみかもとめて  
と詠し給へは惟足傍に在りて

君こゝに千歳の後のすみどころ二葉の松は雲をしのかむ

と詠し深く興に入りて歸城せらる同年十二月十六日靈神病革るとき老臣友松氏興を牀下に召て葬事  
奉行を命し戸枝彦五郎を副役となして身後のことを託せらる同月十八日靈神逝去す依て遺命を奉し  
て神道の禮を以て見福山に葬り惟足を招きて葬事を行はしむ延寶癸丑年七月神祇管領長上吉田兼連  
神體を封して假殿に安置す是に於て大に社殿を營築し延寶三乙卯年八月十九日成功同二十三日正遷  
宮の式を行ひ神體を奉して正殿に安鎮し磐梯神社の末社とす且つ永世祀典廢絶なからしめんか爲め  
氏興荒蕪の地を墾して土田村と號し磨上原の地を相し渠を穿ちて檜原川を引き西流三里餘にして本  
社の前を過き屈曲して土田村に注ぐ之を土田堰といふ以て新墾田千六百石餘の地を以て神料田とし  
土田村をして祭事を役せしむ神殿廻廊等規模宏大壯麗なりしも明治戊辰の役兵燹に罹り社殿烏有に  
歸せしを以て假に磐梯神社に鎮座明治七年五月縣社に列せらる今の社殿は明治十三年七月の造營に  
かゝる

一 勸請 延寶元癸丑年七月神祇管領長上卜部兼連安鎮之

一 神位 大明神號 享保十一丙午年六月御門天皇より授與

從三位 元治元甲子年 孝明天皇より宣下

一 祭日 九月二十七日

末社

磐彦靈社 長門守正賴を祀れり正賴は肥後守正之の世子にて先て逝せり延寶三年に祀る

信彦靈社 田中三郎兵衛正玄を祀れり正玄は大老にして正之に先て歿せり正之豫て壽藏を此山に

營むの志ありしにより正玄か忠貞勤勞を愛し命して此社地に葬らしめ延寶三年此に神祠して末社  
とす

久彦靈社 井深茂右衛門重光を祀れり重光は家老にして高祖重信より仕へ世々功勳あり元祿二年  
歿す其年此に神祠す

幸彦靈社 梁瀬三左衛門正眞を祀れり正眞は幼名を三彌と云ひ十七歳より正之に仕へ後家老とな  
り寶永七年歿す其翌年此に神祠す

石彦靈社 東市正正純を祀れり正純は正之の第七男にて先て逝せり延寶三年神祠す

忠彦靈社 老松勘十郎氏興を祀れり氏興は幼名を内藏と云ひ十三歳にて正之に仕へ後家老となり  
貞享四年に歿す寶永七年此に神祠す

進功靈社 服部安休尙由を祀れり安休初め春庵とて林道春の弟子にて文才あり正之に仕へ侍臣と  
なり後此社の社司となり天和元年に歿す寶永四年此に神祠す  
新編會津風土記云

猪苗代城下の北にあり此社は肥後守正之を祭れり正之かねて神道を吉川惟足に學ひ卜部家の蘊奥を

究めたり因て致任の後土津の靈號を受け歿後神道の祭儀に従はんことを欲す寛文十二年壬子五月休暇を賜はりて會津に下り八月二十二日壽藏を定めんとて此地に來り見禰山に登り湖山の勝景を眺望し歿後此山中に葬り此山又磐崎明神の社地なるにより神祠を營て其末社たらんことを命し群臣と宴飲晷を移す家老友松勘十郎氏與從て爰に至りしか湖水の鯽魚を獻し酒稍闌にして正之詠歌あり

萬代といはひ來にけり會津山高天の原にすみかもとめて

此時吉川惟足も從來り同く宴に連りければ

君爰にちとせの後の住所ふた葉の松は雲を凌ん

と詠し歎を盡せしとそこのあたり今に松樹多く凌霽の勢あれば詠する所よく協へりと云ふへし其冬十月正之江戸に上り十二月十八日に江戸箕田の邸に終れり其年尸柩を會津に移し翌年延寶改元三月二十七日此山に葬り麓を闢て社を營めり神官數員祭を奉し如在の敬懈らす其儀今に嚴重なり皆下に擧ぐ封内諸村において新墾田千六百石餘の地を附し永く祭祀の料に充つ

腰掛 社人町の北の端西類にあり南北六丈三尺餘東西一丈二尺餘東向なり

番所 腰掛の北にあり一間半に一間祭の時足輕を置て往來を察す

神橋二 共に土田堰に架す長二丈五尺二寸廣一丈二尺六寸左右に勾欄ありこれを男橋と云ふ一

は女橋とて此橋より四間ばかり東に架す長二丈五尺餘廣さ六尺餘

鳥居 神橋を渡て本社に詣る石階の下にあり高一丈六尺八寸兩柱の間一丈三尺

的場 鳥居より西にあり廣八間東西二十一間西矢先にて東に六間に二間の射小屋あり

制札 鳥居の東に在り見禰山の内にて殺生及竹木を伐り枝を折り下草を刈ることを府より禁する榜示なり

神厩 制札の南にあり祭の時神馬を繋く厩なり高一丈餘五間に二間なり神馬は常に土町の農家にて養ひ祭時此に供ふ

奔雷瀑 感時門の南石階の西にあり社内より伏槽を以て水を通し石垣の間より注き下る高一丈二尺廣一丈九尺其聲雷の如し

石階 感時門の外にあり高二丈四尺廣一丈三尺三十二級なり又石階の東六間許に女橋より往來

の坂あり木を伏て階とし四十級あり

感時門 此社正南の門なり高二丈三尺二寸東西二丈八尺三寸南北一丈七尺六寸厚茅葺にて南面

には左右に白幣各一本を置き北面には左右に彫刻彩色の狛犬あり中央に額ありて土津大明神と

題す從二位神祇大副卜部良延筆なり西は廻廊にて東に透屏あり門の名は感時念親の語に取れり

番所 感時門の東に設く晝夜番人をおく

鳥居 感時門の内にあり高一丈五尺八寸兩柱の間一丈二尺

唐銅燈籠 二基鳥居の東西にあり

石階 廣二丈高一丈五寸十五級あり

觀鹽池 二箇所にあり上下をもて稱す下は内の鳥居の西にあり上は幣殿の西にあり人々此に詣り鹽嗽して神を敬ふ義に本き易の鹽而不薦有孚順若と云に取れり

り鹽嗽して神を敬ふ義に本き易の鹽而不薦有孚順若と云に取れり



拜殿 高三丈四尺二寸南北四間東西七間半四方に庇檐あり欄干を設け前に三丈四尺餘に一丈一尺餘の向拜あり椽に鈴を五箇所に懸く厚茅葺南向なり拜殿に昇る所階五級正北に降る處二級の階ありこれより幣殿まで南北四間餘東西一間半の廊下あり上はごち葺下は石疊なり之を外廊下といふ又石の間とも云ふ

幣殿 東西一間半南北八尺南に八級の石階あり唐破風造り柿葺にて左右の袖垣に種々の彫物あり又此幣殿を瑞門とも云ふこゝより本殿の間に又南北四間餘東西一間半の廊下ありごち葺にて下は石の敷瓦なり是を内廊下と云ふ

本殿 高六間餘ごち葺にて三間四面の宮造りに四方の縁幅五尺三寸餘欄干あり正面に七級の階あり此前に南北一間四尺東西二間一尺餘の向拜あり四面に彫物多く東西と北に玉垣繞れり内陣に土津大明神の神璽を安し徳翁靈神土常靈神の神璽を配して相殿とす

祭禮は毎年八月二十七日二十八日なり二十六日を前齋とし二十七日より祭ありて二十八日の曉に神輿を渡す神樂は高田伊佐須美神社の歌曲を用ふ其歌は錦綺帳白銅鏡大手伸の三曲なり年始歳暮五節句冬至祥忌の神事誠を盡し冬夏に神衣を献す國の大事吉凶必告て水旱疾病必此に禱る報應亦いしるしければ四民の崇信他に殊にて他邦よりも報賽する者多し

石燈籠 二基本殿の左右にあり高一丈八寸

昨之間 拜殿の西にあり茅葺にて東西六間南北二間南北と西の縁に欄干あり又此縁より拜殿の間に幅一間長二間の橋を架す西に撞鐘をかく祭の後昨を受くる所なり

神供所 昨之間の北に繼て茅葺にて南北三間半東西二間座二つあり一は調進所とし一は休息所とす

神厨 茅葺にて東西三間半南北六間半本殿の西にあり神厨の北に徑四尺程の井あり神供の用とす

廻廊 厚茅葺にて神厨の南より幅三間長二十一間半にて西南の隅に至りこれより東に線り五間半にて感時門に接す

透屏 感時門の東につゞく長二十七間中に一間の透戸あり

神樂堂 茅葺にて東西三間南北二間拜殿の東南にあり幅一間長三間半の橋を拜殿より架す

寶藏 本殿の西北にあり東西三間南北五間二尺七寸

新寶藏二 一は幣殿の東一は其南にあり

雜藏二 一は新寶藏の北に一は本殿の東北にあり

碑石 感時門の内鳥居の東にあり高一丈八尺廣六尺厚五尺龜附高三尺長一丈六尺廣一丈一尺三寸北を首とす篆額に天祿辟邪を彫附土津靈神碑の五字あり四面共に楷書にて碑文を刻めり文略土津墳墓の記事略す

神職員數

神司	一人	昇殿役	三人	配膳役	一人
神供役	一人	物書	一人	宮奴	六人

小間仕 一人 神樂長 一人 神巫 一人  
 樂工 十一人

(以上新編風土記)

明治七年舊領の人民神徳を感慕し許多の醜金を集め稟請して前に收められたる八十餘町歩の社地及林木を併せ拂下を受け之を寄附して悉く舊に復す社地復古記同十三年新に社殿を舊地に造營す結構復昔時の觀に非すと雖も雲樊林垣仍舊の如く廟貌巍然として磐山に依り猪湖に臨み遠望開闊扁額高く懸りて神徳光を増し復古追遠亦以て人民景慕の厚きを知るに足れり神社結構左の如し

本 殿 縦二間 横三間  
 幣 殿 縦一間半 横二間  
 拜 殿 縦三間 横七間  
 鳥 居 高五間 明四間  
 境 内 二千七百七十二坪

附屬地 八十二町三段二畝五歩

左に社格昇進及社殿造營に關する記録を載せて後日の參考に供す

土津靈神廟社造營寄進牒序

今般土津靈神縣社に被爲列侯抑此恩命のあるや士民惣代にて其至情を歎願し

朝廷に於ても亦其國家に功勞あるを追賞せらるゝ所なり而して廟社造營は歎願書之通にて宮に仰ぐことを得す從五位公は此節御逼迫にて全くに及はせられず然る處士民一統祖先以來連綿今日に至る

誰か靈神の德澤を追感せざるものあらん因て同心協力造營の一助に供し德澤の萬分一を報せんと欲す希くは各位其分限に應じて寄進し面々其員數を名簿帳に書さんことを

但官員に列するものは官名等級其他總て奉職の者は其役名を詳かに名傍に記さんことを請ふ

明治七年十月

諏訪 伊助  
 町野 主水

(歎願書寫) 舊會津藩松平正之の祠宇再建立仕度願書

舊會津藩祖松平肥後の守正之は故の幕府徳川家康の孫にして秀忠の子家光の異母弟也抑正之は寛永二十年癸未會津に封せられ二十三萬石を領す正之性學を好み尊王之志厚く中古以降王室の衰微皇道の廢弛を歎し其學専ら皇道を唱ふ而して其幕府を輔佐する家光の遺託を受けて四世家綱を輔導し共に天下を維持する其功尠しとせず是に於て

後水尾天皇の御宇左中將に任し爵從三位に敘せらるゝの詔あり皆辭して受す幕府 朝命の違可からざるを諭す乃ち左中將に拜命し位階は尙固辭して受けず正四位に止まれり其領内を治るや先封の苛政酷法悉く蠲除し風土適當の治を布き實地を檢して租税を寛ふし物産を興し火葬を禁し殉死を停め養老の典を擧げ救貧の法を施し孝子節婦を旌表し從來誦詐功利の風を移して更に篤實温厚の俗に易へたり又社會を興し常平法を以て豊凶共に便にし封に就くの始め十萬未滿の人口農のみを以て終に二十八萬の多きに至らしむ其終に臨み遺言して第四大区二十四小区耶麻郡土町見禰山に神葬せしむ是に因て一社を建立し神祇管領長上卜部兼連に請ふて安鎮せり厥翌に土津靈神安鎮座矣とあり後

正徳四年甲午

中御門天皇の御宇吉田宗源 宣旨を以て大明神の號を勅許す元治元年甲子  
孝明天皇の御宇在世の勳功を賞し從三位を追贈せり然るに明治元年戊辰其社兵燹に罹り悉く烏有と  
なる尋て明年己巳墳墓地を除くの外盡く上地となる同三年庚午舊藩主松平容大斗南に封せられ隨て  
一藩士族卒移住し遂に廢社となるも庶民其恩澤を追慕し毎年例日に當れば必ず之を祭祀せり而して  
先般右上地拂下現今轉賣容大の私有地と相成候に付ては危繪圖面の通り其舊社え一祠再建立仕度候  
間特別の御詮議を以て御聞届被成下度此段私共一同奉悃願候也

明治七年五月九日

平民總代

坂内 慎一郎

貫屬總代

諏訪 伊助

地主東京府貫屬

華族松平容大代印

若松縣貫族士族

原田 種龍

第四大區二十四小區土町戸長

五十嵐 宗次

若松縣權令澤備德殿

御指令

願之趣聞届候條社格之儀ハ縣社ト相定事

明治七年六月四日

舊會津藩祖松平正之の祠宇再建立の儀に付き當縣管下士民一同より別紙の通り願出候間篇と事頗末  
相尋候處本文中にも縷述之通り正之の世に在るや唯り幕府を輔佐し封内を綏撫するの功績不尠のみ  
ならず夙に王室の衰微 皇道の廢弛を慨き専ら 皇朝の大道を唱ふ其尊王之志深且篤なること如此  
是か爲生きては

後水尾天皇の寵詔を蒙り死しては

中御門天皇及び

孝明天皇の追賞を辱せり爾來士民の欽慕措かす其廟宇を峻くし其盛衰を潔くし以て崇敬を極め連綿  
絶へざること殆ど三百年然るに戊辰の歲其祠兵燹に罹り廢跡となるも士民の欽慕崇敬猶ほ昔日の如  
し於是今般右の者一同相謀り祠宇再建立の儀願出に及へり其情固より舊恩を追感するの誠衷に出  
て事實尤に相聞へ殊に

先聖三朝の御叡威も被爲在候次第なれば前條御聞届更に特別の御榮典を以て縣社或は郷社にも御列  
し被下度此段相伺申候也

區長總代 倉田 作十郎

明治七年五月九日

若松縣權令

澤

簡德

教部大輔 大戸磯殿

御指令

伺之趣聞届候條社格之儀へ縣社ト可相定事

明治七年五月二十八日

土津廟

山崎 關齋

龜城與鶴城

五里是行程

橋路馬蹄進

輿簾客眼睛

苗湖光激瀝

巖嶽勢崢嶸

仁者靜觀處

智人動得亨

風流吟未了

興致畫難成

不格土津廟

爭知親切情

自聖賢言性命名

玉山講義盡其情

無遠地隔無人會

唯有靈神得細評

同

人

同

自從盡敬天皇后

誰是人間得意人

或曰柱兮他曰極

道通和漢土津神

同

飯豐山神社

一之王子 御井神

二之王子 味耜高彥根命

三之王子 下照姬命

四之王子 事代主命

五之王子 高照姬命

一ノ木村字飯豐山絶頂饗座

一ノ祭神

一ノ事代主命

一ノ高照姬命

一 由緒 舊記傳はらすして由緒詳ならず

中興の記に云天正年中當村眞宗藥師寺の僧宥明と云ふ者靈夢を感じ領主蒲生氏郷の老臣高坂源左衛門に依り氏郷に請ひ近村の人民と詢り山路を開き當社を中興し自ら別當に補せらる夫れより衆庶群參漸々隆盛に至れり時に當山地景羽前國置賜郡に相接續するを以て同郡岩倉村眞宗岩藏寺の僧某宥明と社職を争ひ相争ふて決せず因て決を領主氏郷に請ふ茲に於て氏郷使をして之を實檢せしむ然るに山脈會津地方に互り且つ社殿吾に面するを以て別當職已に藥師寺に歸す其後氏郷の子下野國字都宮に移り上杉景勝會津を領するに及んで宥明を黜け自ら寵遇する所の三寶院某を以て更に別當に充つ依之宥明藥師寺を辭し會津郡下荒井村蓮華寺に移住す是より藥師寺終に廢絶せりと云ふ其後上杉氏羽前米澤に移り蒲生氏再ひ會津を領するに及んで宥明をして復た社職を奉せしむ而して社領五十石を寄附し永世の祈願所と爲すと云ふ夫れより加藤氏を経松平氏に至つて亦社領等舊の如く更に造營を加へ以て祈願所となす因て蒲生氏以來領主代々の祈願所たり明治四年郷社に列せられ明治三十一年九月二十六日縣社に列せらる

一 勸請 年月不詳

一 祭日 九月一日

境内攝社 御西神社

一 祭神 大國主命

一 社殿 無之唯靈巖を拜す  
一 祭日 九月一日  
新編會津風土記云

飯豊山の頂にあり一王子社本社とす祭神味鋤高彦根命二王子社祭神下照姫命三王子社祭神事代主命四王子社祭神高光姫命東より西に並ぶ相距ること各一町計末社藏王神祠及經堂護摩堂あり頂に五王子社あり祭神御井命是を合せて五社權現と云年代久遠にして鎮座の初詳ならず行基小角空海なども登山せしと云其後通塞屢にして山路遂に荒廢せしかは天正十八年蒲生氏郷蓮華寺十三世宥明をして再ひ路を開かしむ文祿四年に至て其功始て成しと云毎年八月の節ごとに別當登山して祭禮を行ふ山にあること三十餘日其間に遠近より參詣する者多し山中所々に小屋を構へ食物をひさき往來の人を宿せしむ村より凡二日程にて五社權現に至る一歳の中只八月のみにて其他は登山する者なし會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺是を司る

御西權現社 五王子より西一里餘大日嶽の頂上岩窟の中に在り奥院とす祭神大日貴命なり此所寛文の頃までは人跡通せず貴縁すること能はさりしか後漸々に開けて今は登山する者あり  
大日本地名辭書云

此山をば小角空海等の開基と云ふは固よりうけられねと五社王子と稱するは蓋腰王神に同じかるべく即、越君の祖神なり三國嶽の本社を俗に御室と稱す禪定の幽室の在りし所なればなり開基縁起に「飯豊山大日嶽、天神四代逆煮尊、本地大日如來也、西山奥院大日貴命、本地大日如來、是日光大

明神同神也、有五男女神」とあるか如きは後世の附會にすぎす實は古來越君の祖神のうしはける靈山として仰かれしを中世より佛氏種々の調和を爲し、者歟  
書社の攝末社

御西神社	御 西	籠山神社	籠 山	金峯神社	藏 王	大日貴神	大 黒
御前神社	賽ノ河原	御祕所神社	御 祕 所	子安神社	姥	劍 神 社	草 履 塚
駒形神社	駒ヶ原	稻荷神社	種 蒔	菅原神社	七 森	神明神社	賽ノ王子
久須志神社	地 藏	横峯神社	横 峯	八幡神社	笹 平	戸隠神社	上十五里
若木神社	中十五里	宗像神社	下十五里	御澤神社	御 澤	鹽釜神社	鹽小屋
天狹務神社	二ノ島居	大岩神社	大岩不動				

信者は諸國に散在せるも岩代羽前越後の三國最も多く年々數千人の參詣あり登山者は其出發前三日三夜の間別火水行をなし白衣をつけ潔齋を守る參拜の時の祝詞は左の如し  
山中歩行の詞 あまつ神につ神はらひため清めため御山繁昌  
神社祝詞 先二拜拍手、あやにくすしくたふとき飯豊の山の大神の御前をおろかみまつる  
次平音にて、

上は玉體御安寧下は家内安全を祈り奉らくと白す  
登山の時期に至れば山中所々に小屋を構へ食物をひさき往來の人を宿せしむ  
古例 草履塚には參拜者撤く所の米を以て甘酒を醸し御室にては日々神饌を以て御供湯を造り

て參詣者に類つ

登山順路 一ノ木村字一ノ戸なる一の鳥居を入れば側に遷拜所あり夫より村中を過ぎ龍山大華などいふ山の麓を経て村杉澤といふに至る一ノ戸より凡そ二里五町此處より山に登る事五町餘に鹽井あり登山者は此鹽水にて身を清む其側に菴澤とて昔空海の菴を結ひしと云ふ處あり元小堂内に空海の木像を安置せしといふ此間に一戸川を渡ること三十餘回、奥に御澤神社あり長坂三十里と云ふ長坂より劍峯に至る此處は左右皆千尋の深谷にて路極めて狭く鐵索を引きて躋攀する處あり善王子に至れば此處より山の頂巔なり七森三森等を過ぎて種蒔に至る此邊に自然に稻を生し又稻倉原とて秋毎に蝗を生ずる所あり峯傳ひして切合に至る此處にて奥川村極入よりの道と羽前國岩倉より登る路と行逢ふ故に名く三路一となり西行して駒原を経て山橋さんきょうに至る怪岩高く峙ち險難劍峯に超絶す岩に辿りて横行し纒に通ることを得岩窟の中に御祕所神社あり此邊朝霧深き時は人影旭日に映し罕にうつりて五彩をなす土人之を來迎とて渴仰す夫より御前坂を經れば一王子社あり之に續きて二王子三王子四王子と東より西に相竝ふ相距ること各一町許十町餘北の方に籠岩あり西南の岩窟中に昔は八萬八千佛とて空海の作れる佛像を多く安せしと云ふ絶頂に五王子社あり玉川口より登るものは五王子の右に出つ之より西方一里餘にして御西神社に至る大日嶽の頂上岩窟の中に在り一山の奥院とす此處寛文の頃まで人跡通せず黄縁する能はさりしか後漸く開け之に登山する者あるに至る

二 郷社

(一) 菅原神社

一 祭神 贈正一位太政大臣菅原道真公

一 所在 月輪村大字中小松字西濱鎮座

一 由緒 當社は天曆元年九月北野に勸請なし奉らるゝ時勅命ありて五寸七分の神像を彫刻して叡覽に供へければ小形なりとの叡慮にて再ひ鑄直して鎮座し奉り彼の五寸七分の神像は工師の店に置き奉りけるか或時攝州須磨の浦人上京して彼の神像を拜し切に請ひ求めて歸り自己の調臺に鎮め奉り朝夕恭敬なしける時に會近江の國比良神社の神主神良種といふ人來りて其主に酒を請ふ主人濁酒を出して吞ましむ良種杯を控へて「すまてのむこそにこりさけなれ」と口陰みければ調臺に美聲あり「このうらは波たかければうちこして」と聞えければ良種異みて其人を求めけるに唯調臺に菅神の像坐すのみ是れ正しく神詠ならんと信心肝に銘し彼の神像を請ひ受け之を負ひて諸國を巡り終に當地に來り須臾驕中の勞を慰す此地の山水風光研美なる須磨ノ浦に異なることなく爲に鬱悒を忘れ恍として日暮に至り起たんとせしに神像俄かに重くなり動搖する能はず良種大に驚き且つ歡ひ思へらく我神像此清域に鎮座の神慮ならんと乃ち里人に謀り本郡の大領上毛野陸奥公に請ひて社を營み天曆二年六月二十五日を以て勸請す時に良種自ら瓶に神酒を醸し神式を整へ永く此郷の守護神と崇祀す

元和二年原田中務といふもの社頭を民家の傍に造營し寛永十一乙亥年領主加藤式部少輔明成再ひ修造す後寛文二壬寅年の春猪苗代の一ノ瀬氏營繕す同十庚戌年領主保科正之宮居を湖濱松原の眞砂地に遷し大城擁護の爲め西向に社殿を營み吉川惟足をして神像を安鎮し遷座の規式を嚴に行ひ祭祀

料五十石を寄附せらる明治十二年十月四日郷社に列せらる

一 勸請 天曆七癸卯年六月二十五日

一 祭日 七月三十日

一 寶物

太刀 一 腰差 一

藤原朝臣道忠筆 一

大炊御門左大臣筆 一

新編會津風土記云

花山院愛德筆 一

三條大納言筆 一

兼裁法師筆 一

其他

村の未申の方五町二十間松原中にありもとは村東にあり今其遺址に幹梅とて古梅存せり昔何人にか攝津國牧方より菅神の畫像を持來り此に祭れりと云ふ又衣冠の木像長六寸七分なるを造り納めしとそ元和三年蒲生氏の臣原田長裕再建す寛永十二年加藤内藏助明成これを修補す天和二年筑前守正經今地に遷せり六月二十五日祭禮あり

菅廟に詣て、

保科近惠

(二) 磐梯神社

一 祭神 大山祇命 埴山比賣命

一 所在 磐梯村大字磐梯字磐梯山上鎮座

一 由緒 當社は磐梯山絶頂に本社を鎮齋し中頃ノに拜殿あり磐梯村大寺に遙拜所あり抑當山舊名

を病惱山と稱せしは往昔此山の風氣惡く魔魅瘴癘をなし稼穡の妨げ多く依て郷里常に霧覆ノひノ平ノ津ノノ

ノ里ノと 加之山の巽の月輪更科の二莊大同元年一夜に湖水となり溺死するもの其數知れず故を以て平

城天皇の御宇釋空海詔命を奉して來り今の河沼郡八田野村稻荷ヶ森に於て加持し邪蛇を烏帽子ヶ嶽

磐梯のノに縛し山名を磐梯山と改む此時空海手に三鈷の杵を執り祈りて曰く願くは此杵先靈區を占せ

よと便ち空中に向て之を擲ては其杵飛んで雲中に入り降て紫藤に懸る其所に就て寺を建立し丈六の

薬師及金像脇士日光月光十二神將四天王等を置きて密法興繁の勝場となす又其邪蛇の尾の當る所を

尾寺と稱す後來漸々寺院巨宏となる故を以て大寺と村名す此時山神形を現はし海に逢ひて靈驗あり

以て鎮守と奉齋し磐梯明神と尊號し遂に之か爲に樂を作す明神舞といふ此曲節明治三年爰を以て天皇

歡感ありて別當此頃清水寺に當郡を稅せらる夫れより海歸絡し後得溢なる者來る頃僧舎三百餘宇爾來

繁榮し僧房三千六百餘宇に増す其他神官或は寺武士數員在來す此時に當て祭祀の儀式嚴然として社

頭堂舎の巨大なること想像すへし故に今十餘里の間其遺址顯然たり亦空海自戒壇を築きて寶祚遠久

を祈りてより爾來沿襲し後鳥羽天皇の御宇舊の如く勅願あり此時都鄙の諸關に征あり故に銅印を賜

はり符とし其征を免せらる

平城天皇 大同二年 嵯峨天皇 弘仁元年 淳和天皇 天長二年 白河天皇 承保二年

右四朝の御宇に玉串を獻上す

白河天皇御宸筆勅額を賜はる天正年中の兵火に燒亡す

壽永年間當時衆徒の巨魁乘丹坊衆徒を引率し越後城四郎長茂に應援す其時長茂小川莊を乘丹坊に與

ふ佐原氏封に就きてより武勢往々強盛になり僧徒神官漸々衰頽して出湯神社宇井新寺阿彌陀堂等

の各寺院追年滅亡す蘆名義廣八田野村居合村柳原村を寺領に附す天正年中伊達政宗常世村三橋村を附す同時伽藍堂舎炎上す氏郷景勝の兩主寺産を没す後慶長年中蒲生秀郷五十斛を寄附す明曆年中保科氏封に就き社領として先規の如く其他附屬の地及別當一名社僧六名神官一名末寺二十二箇寺從前の通り据置く明治二年三月民政局より社領從前の通り賜はる同年神佛混淆を改め神社と塔堂を區別す二十二箇寺の末寺も分離し惠日寺廢寺となり別當一名外六名の僧徒復歸す明治三年より社領米賜はらす同四年殘らす上地となる同六年神官六名廢止せられ今の葉室長住祠掌拜命同年舊惠日寺内地二段四畝二十四歩今の觀音院に讓る同年遙拜所炎上す明治十九年十一月二十四日郷社に復す元郷社なりしを若松縣のとき村社となりし故なり

一 勸請 大同二年二月十三日

一 祭日 四月二十二日

一 寶物 主なるものを擧ぐれば

忿怒形三鈷

獨鈷

五鈷

大般若經

大毗婆沙論

法華經

請雨經

詞花集

細字華嚴經

珠數

神明鏡

蓮實珠數

寶劍

田植の古歌

磐梯神社祝詞

附 大頭、小頭

空海磐梯明神を祀るや爾來風雨歇み霧晴れ日月清明たり此時に當つて大師日月を大頭小頭と祀り給ひ爲に五穀登る是を以て四郡の總鎮守磐梯大明神と崇祝し給ひ云々略中依之年早の節は請雨御祈禱の靈場たり一七日を限り請雨すれば靈驗空しからず大師の遺誡に任せて往古より毎年二月十三日御國

祭と號し磐梯明神大頭小頭十八末社を勸請し奉り十五日神前に船を飾り歳の豊凶を試む東西を定め東を上とし西を下とし大勢にて之を曳く又神前に地布を敷き日光月光の形を表し舞樂を奏す同十六日送神の式あり仍て毎秋大頭小頭を負ひ奉り舊郷下村まで巡回稻の初穂を取納む是れ皆國家安全百穀豐登の祭事なり

(三) 鹿島神社

一 祭神 武甕槌神 建御名方神

一 所在 熊倉村字熊倉鎮座

一 由緒 社記に曰當社は草創の年月詳なることは得て知る能はずと雖も天正年間伊達政宗會津を攻ることを謀て當國の北境を窺はんとす領主蘆名某北境巡檢の爲め熊倉村を過る時當社に憩ふ是れ何神社なるやと問ふ村吏答ふるに鹿島神社なるを以てす軍監拜して曰く是れ將軍の神なり我今關に當社に憩ふ軍必ず利あらんと即ち其旨を主に告ぐ蘆名氏之を聞き天正十五丁亥年社殿を宏巨に造營して以來祈願所となし社領若干を寄附し社人をして勝利を祈らしむ其後政宗北境入田付檜原の口に迫り戦ひ利あらずして退けり同十七己丑年蘆名氏當郡摺上原にて政宗と一戰敗衄常陸え走る故に社領等は没す而れとも其後蒲生上杉加藤の諸氏交、封を受け入國已來何れも祈願所として崇敬あり云々又其後保科氏に至ても舊に依て修繕を加へ祈願所となす延寶三乙卯年當村諏訪神社を始め二十一社を當神社に封し相殿となす寶永三丙戌年三月花鎮祭又九月蜡祭を行ふへき命あり右祭典以來恆例にせらる明治五壬申年神社御改正に依て郷社に列せらる大正四年四月二十七日社殿全部燒失



- 一 勸請 年月不詳
- 一 祭日 八月二十二日

(四) 北宮諏訪神社

- 一 祭神 建御名方神 八坂刀賣命
- 一 所在 喜多方町字小原鎮座
- 一 由緒 社記曰天授元乙卯年夏蘆名直盛諏訪神靈を此地に勸請し而して若松を南宮とし當社を北宮とす其後蘆名盛氏に至て天文七戊戌年七月社殿を造營し修驗大藏院順慶をして別當に充て永祿二己未年十月田一町歩を寄附し永世の祈願所と爲すと云ふ然るに天正十七年伊達家と國を争ひ蘆名氏終に亡ふるに及んで社領等沒收せり然れども其後蒲生上杉加藤の諸氏及び松平氏に至るまで領主代々之を崇敬し殊に春秋二季及旱水の祈願使を派し幣帛を獻して厚く祭祀の禮を行はる時に明治五年秋神社改正郷社に列せらる
- 一 勸請 天授元乙卯年五月蘆名直盛勸請
- 一 神位 正一位 文化七年正月十三日宣下 藏人頭右大辨兼春 宮亮藤原資愛奉
- 一 祭日 八月二日

新編會津風土記云

村中にあり永和元年五月二十七日信濃國諏訪郡より勸請せり天文七年七月蘆名氏再興して社領千荷

の田を寄附す天正己丑の兵火に炎上し神器古文書の類焼失す慶長三年上杉長勝此國を領せる時諸役免除の證文を附せり今はなし此社昔は此より三十間計北にあり寛永十八年今の地に移せりと云又郭内の諏訪神社に對して北宮とも稱へしと云祭日六月二十七日又社内に市神の木像二軀あり毎年正月十二日村中に假宮を營みて祭をなす

(五) 出雲神社

- 一 祭神 大國主神
- 一 所在 喜多方町字寺南鎮座
- 一 由緒 不詳 舊神號總社宮明治三庚午年出雲社と改稱
- 一 祭日 八月十日

新編會津風土記云

村西にあり祭神大山祇神埴山姫神なり鎮座の年月詳ならず境内に市神石あり注連を張て不淨を遠ざ

社傳云

天正年中數々兵燹に罹り古記録等悉く烏有に歸したるを以て町村内に諸書を蒐集抜記し又神社に關する古老の口碑をも聞載僅に左に録する事を得たるを以て社傳とす

人皇六十一代朱雀天皇の天慶年間平將門滅亡後其餘黨四方に散逸し逃れ來て此地に潛居し高丘を平け山野を拓き農業の業に就く降て六十六代一條天皇正曆年中安倍晴明當國に下降し此地は將來繁榮

すへき地相なるを以て國土開墾の神則ち出雲大社に座す大國主命を奉齋して此地の總鎮守となす其の靈驗の著しきを以て人民大に尊信し遠近の國郡より參詣するもの年月に増加し人民蔓延竟に町となる故に其御神徳を貴ひ總社神社と尊稱し明治四年出雲神社と社號を改め郷社に列せらる

(六) 駒形神社

一 祭神 宇氣母智神

一 所在 鹽川町字中町鎮座

一 由緒

社記曰寛治五辛未年鎮守府將軍源義家朝臣清原武衡征討の爲め下降の折當國河沼郡熊野堂村熊野神社を當郡新宮村に遷座せらる其節神輿を上江村今の新江木村なりに暫時駐めて朝臣愛願の名馬を獻し神馬とす原に秣ふ後馬嘶て上天し去空中に聲あり朝臣其奇なるに感し陸奥國今の陸奥國膽澤郡駒ヶ峯に座ます駒形神社を新に此地に勸請して靈跡を止む因て此地を名號して駒形原と云原今尙存す後正保三丙戌年當神社を上江村より鹽川の村内に遷座す云々とあり又舊藩主松平氏代々崇敬あり祈年祭に金幣を獻して祭祀を行はる明治五年神社改正に付郷社に列せらる舊社號荒神社といふ

一 勸請 寛治五辛未年

一 祭日 九月十九日、二十日

新編會津風土記云

天喜年中源義家朝臣安倍氏を伐たれし時祈願ありて熊野三社を河沼郡熊野堂村に建立し其愛する所の連錢草毛の駒を獻して神馬とし駒形原の地に放牧す後に此馬天に昇り空中に嘶く聲あること七日

遠近是を聞き奇異の思ひをなせり仍て馬頭觀音に祭り熊野三社をも亦此原に勸請し三寶荒神と崇祭す正保三年此所に移せりと云

(七) 熊野神社

一 祭神 新宮 伊邪那美神 速玉男命 事解男命

本宮 熊野櫛御氣野命

那智 國之常立神

一 所在 慶徳村大字豊岡新宮字御嶽山鎮座

一 由緒

社記曰天喜三乙未年鎮守府將軍源賴義朝臣安倍貞任追討祈願の爲め紀伊國牟婁郡熊野に座す三所神社を河沼郡熊野堂村に勸請し又寛治五辛未年鎮守府將軍源義家朝臣清原武衡征討の折熊野堂村の熊野神社を當村に遷座し社領として百餘村を寄附す壽永年中越後國城長茂社領多く押領す文治五己酉年佐原義連此地に封せられて入國社領悉く沒收す依て社僧舊例を鎌倉將軍家に達す依て重て將軍家社領に百町を寄附せらる然るに弘和以來領主蘆名家の一族互に相争て兵亂止む時なく社領多くは押領の地となる故に社僧過半離散す慶長六辛丑年蒲生秀行蘆名氏に代り封を受けて入國社領を廢す故に社僧皆離散して獨り眞言宗新宮寺のみ残り後寛永二十癸未年保科氏當國四郡を給はり入國す當社舊例に依り祈願所となし厚く崇敬す寛文七丁未年九月領内七大社の鎮座を糺し玉山講義録を奉納す當社は其七大社の一なり又狼藉殺生諸木伐採の禁札を揭示し已來修繕七年毎に指堂十四年毎に葺替と定む云々とあり又近郷七萬石の村々高十石に村米四合宛神供料として慶應三丁卯

年々て毎年課出す明治五年郷社に列せらる

一 勸請 天喜三乙未年

一 祭日 七月二十日

一 什寶物 社傳記 太刀 銅鉢 假面 玉山講義 木偶狛犬 田樂日記 掛物 光源氏系圖

相撲人木偶 細字法華經卷物 三十六歌仙畫 牛王の版木 牛王の寶印等

新編會津風土記云

村西山麓にあり天喜年中源義家朝臣東征の時我恙なく夷賊を討滅して歸洛することを得は東奥の地に熊野三社を勸請すへしと祈誓あり頓て勝軍し夷賊誅に伏せしかは此所に宮居を建立し熊野山新宮と名け社産許多を寄附し靈堂末社も數多ありて神官社僧祭神を修し式嚴重なり其頃恆祭は六月十五日にて田樂相撲等を興行し貴賤群集して其賑ひ大方ならざりしとそ慶長年中蒲生秀行當社の來由を尋ねしに神職創建の始末を告げ且義家朝臣の鞍鎧を呈進す同六年再封の時社産五十石を附す同十六年地震ありて拜殿既に傾倒れんとす仍て修理を加ふ寛永年中加藤氏封に就きしより社産を失ひ殿屋漸々廢圮せり正保二年宥慶と云僧修造せり祭禮は三月十五日十六日六月十五日十六日なり鳥居兩柱間二丈五尺餘高四間一尺餘左右に二の表石あり昔は此處に大門ありしか廢圮して此石を建つと云ふこれを石神と稱す拜殿十三間半に六間もと鎮座以來の拜殿有て漸々に頽破せしかは舊材を用て修補せしとて今に結構巨宏なり

三社は拜殿より石段を登り御前山の麓森の内にあり三社共に東向にて中央を新宮とす本社なり連玉

宮と號し又西の御前とも云ふ北の社を本宮とす證城殿と號し又中殿と云南の社を那智と云緒御前と號し又中の御前とも云此社今に靈威いちしるしく村民の崇め畏るゝこと佗に殊なり銀杏樹拜殿の東にあり當社開基の頃より古木なり此外に櫻の名木ありしか今は枯ぬ別當新宮寺本社の南にあり熊野山と號す開基詳ならず意ふに當社勸請の時の建立なるへしと云々今はなし

(八) 三島神社

一 祭神 大山祇命

一 所在 上三宮村字籬山鎮座

一 由緒 社傳に曰後鳥羽天皇文治五己酉年佐原義連封を當國に受け義連の子盛連盛連の五男盛時是耶麻郡加納庄に來居す加納五郎盛時と云其壘蹟今猶當村に存す盛時祖父義連の遺言を以て伊豆國加茂郡三島神社を此地に勸請す社殿巨宏造營數年にして承久三辛巳年六月落成す盛時厚く崇敬し隣郷三十貫文の地を寄附し陸奥國第三宮と云爾來星霜推移り何頃か社領を沒收し漸々衰頽に及ふ時に藩主松平氏舊記を尋ねて深く當社を尊信し社前狼藉殺生諸木を伐採する禁札を掲げ代々春秋二季及旱水の折祈願使を發して幣帛を獻し厚く祭祀の禮を行ふ明治五年郷社に列せらる

一 勸請 承久三辛巳年六月 加納五郎盛時勸請

一 祭日 九月十六日

(九) 諏訪神社

一 祭神 建御名方神 應神天皇  
 一 所在 駒形村大字常世東常世字上村鎮座  
 一 由緒 傳曰往古佐原十郎義連の子遠江守盛連の四男蘆名次郎左衛門此地に住し常世次郎左衛門と稱す夫れより子孫常世氏を以て此處に住し後志願ありて諏訪神を黒川今の若松より勧請して崇敬せりと云ふ

一 勸請 天授五年十月  
 一 祭日 十月十七日

三 指定村社

(一) 蠶養神社

一 祭神 雅産靈神 倉稻魂命  
 一 所在 吾妻村大字蠶養字村中鎮座  
 一 由緒 當社の縁由を釋ぬるに天喜二甲午年勸請の由村民の口碑に存するも其記録なく草創の

由緒勸請の年月知る能はず然れども當小田村は脊戸山鞍懸山の澤中に村居し東は地稍狭く西のみ少しく開くるも磐梯吾妻の兩高山遠からずして地寒く田圃に乏しされは往古より養蠶を以て生業とす故に領主蘆名遠江守盛輝の代に小田村より貢せし絲綿を取つて御前に進め小田の産他邦にも稀なる由言上せしかは蠶養明神の靈驗ならんと深く神徳を仰き天文五丙申年中當社の修繕料として若干の金を寄附せられ翌年社殿を改築す是より近郷の者養蠶の大守護神と仰き參詣するもの多し然る

に其後漸次衰へ又天保十四癸卯年一月十九日火災に遇ひ社記寶物等悉く焼失せり明治十二年十月四日村社に列せらる

一 祭日 六月二十六日

(二) 清神社

一 祭神 須蓋烏尊

一 所在 長瀬村大字川桁字林口鎮座

一 由緒 當社は人皇九十三代伏見天皇の永仁中蘆名遠江守盛宗の族鈴木兵庫頭重清の草創にして則ち同人の居館に祀れるものなり明治十二年十月四日村社に列せらる

一 勸請 永仁二甲午年六月十五日

一 祭日 七月二十六日

(三) 八幡神社

一 祭神 譽田別尊 伊弉諾尊 伊弉册尊 速玉男命 味耜高彥根命 三女五男神 須佐之男命 大鷲鷲尊

一 所在 長瀬村大字八幡白津字牛山鎮座

一 由緒 日向山の麓牛山の峯に往昔より丸石あり長さ二尺五寸許髣髴として神護の二字あり因りて神石と號す其處をもと八幡地といふされども其由來を詳にせず永保元四年八月小川顛眞松崎小主税佐藤丹三郎の三人東奥より八幡の木像を奉し來り此山上に祀れり星霜を経て其祠零落せり然